

大郷町地域防災計画

資料編

令和4年3月

大郷町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔 1 防災関係機関等 〕

資料 1 - 1	防災関係機関一覧表	1
資料 1 - 2	大郷町防災会議条例	2
資料 1 - 3.1	大郷町災害対策本部条例	4
資料 1 - 3.2	災害対策本部事務分掌	5
資料 1 - 4	大郷町防災会議委員	9

〔 2 災害危険箇所等 〕

資料 2 - 1	土砂災害警戒区域等指定箇所（急傾斜地の崩壊）	10
資料 2 - 2	崩壊土砂流出危険地区	14
資料 2 - 3	土砂災害警戒区域等指定箇所（土石流）	15
資料 2 - 4	山腹崩壊危険地区	17
資料 2 - 5	大郷町災害危険区域に関する条例第7条の規定により町長が定める事項	18

〔 3 協定・覚書 〕

資料 3 - 1	大和町、大衡村、富谷市、大郷町消防相互応援協定書	22
資料 3 - 2	宮城「館」防災に関する相互応援協定	23
資料 3 - 3	消防相互応援協定書〔色麻町、黒川地域行政事務組合〕	24
資料 3 - 4	消防相互応援協定書〔大崎地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合〕	26
資料 3 - 5	消防相互応援協定書〔旧三本木町、黒川地域行政事務組合〕	28
資料 3 - 6	消防相互応援協定書〔陸上自衛隊大和駐とん地、黒川地域行政事務組合〕	30
資料 3 - 7	災害時における宮城県市町村相互応援協定書	32
資料 3 - 8	災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領	35
資料 3 - 9	災害時相互援助に関する協定書〔北海道清水町〕	46
資料 3 - 10	災害時相互援助に関する協定書〔山形県舟形町〕	48
資料 3 - 11	災害時相互援助に関する協定〔東京都青梅市〕	50
資料 3 - 12	宮城県広域消防相互応援協定書	52
資料 3 - 13	宮城県広域航空消防応援協定書	55
資料 3 - 14	宮城県内航空消防応援協定〔仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村 及び(広域)行政事務組合管理者〕	57
資料 3 - 15	宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害における広域航空消防応援 に関する協定〔仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合管理者〕	61
資料 3 - 16	災害時の情報交換に関する協定〔国土交通省東北地方整備局〕	63
資料 3 - 17	災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕	64
資料 3 - 18	災害時における応急措置の協力に関する協定 〔大郷地区建設災害防止協議会〕	67
資料 3 - 19	大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に 関する協定書〔(株)丹勝〕	70
資料 3 - 20	大規模災害時における協力に関する協定書 〔三井住建道路(株)東北支店 宮城営業所〕	74
資料 3 - 21	災害時の応急措置の協力について〔(株)小野建設ほか8社〕	78
資料 3 - 22	災害時(非常時)における応急対策活動に係る協力に関する協定書 〔コマツレンタル(株)〕	80
資料 3 - 23	除雪作業の応援又は協力に関する覚書〔(株)丹勝〕	87

資料3-24	災害時における応急用燃料の供給に関する覚書 〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕	88
資料3-25	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 〔みやぎ生活協同組合〕	91
資料3-26	災害時における物資の供給協力に関する協定書 〔黒川地区内1市2町1村、新みやぎ農業協同組合〕	95
資料3-27	災害時における支援協力に関する協定書 〔黒川地区内1市2町1村、白石食品工業(株)仙台工場〕	97
資料3-28	災害時における清涼飲料水供給に関する協定書 〔コカ・コーラボトラーズジャパン(株)〕	100
資料3-29	災害時における隊友会の協力に関する協定 〔公益社団法人隊友会宮城県隊友会大郷支部〕	102
資料3-30	災害時における大郷町内郵便局大郷町間の協力に関する覚書 〔町内郵便局〕	106
資料3-31	電力設備災害復旧に関する協定書 〔東北電力ネットワーク(株)仙台北電力センター〕	108
資料3-32.1	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に 関する覚書〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕	110
資料3-32.2	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書 〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕	112
資料3-33	災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔医療法人社団 眞友会ほか5法人〕	115
資料3-34	災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔社会福祉法人 桜樹会〕	118
資料3-35	災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔社会福祉法人 永楽会〕	120
資料3-36	災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会〕	122
資料3-37	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書 〔社会福祉法人 みらい〕	124
資料3-38	災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書〔有限会社今生農材〕、 〔一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会 社会福祉法人永楽会〕	127

[4 水防関係]

資料4-1	農業用ため池	130
-------	--------	-----

[5 防災資機材等]

資料5-1	職員用防災装備保有状況	136
資料5-2	水防等資機材の保有状況	137
資料5-3	防災用非常食備蓄状況	138
資料5-4	防災用救急・生活用品保有状況	139

[6 施設等]

資料6-1	防火対象物一覧	141
資料6-2	指定避難所一覧	153
資料6-3	要配慮者施設一覧	155
資料6-4	危険物貯蔵取扱施設一覧	156
資料6-5	LPG等貯蔵施設一覧	162
資料6-6	文教施設一覧	165

〔 7 応急対策 〕

資料 7-1	市町村被害状況報告要領	166
資料 7-2	救助の実施要領の基準	176
資料 7-3	防災行政無線局一覧	180
資料 7-4	災害用伝言ダイヤル	181
資料 7-5	大郷町避難行動要支援者個別避難計画	183

〔 8 協力体制 〕

資料 8-1	大郷町指定給水装置工事事業者一覧	190
資料 8-2	排水設備等指定工事店一覧	192
資料 8-3	自衛隊災害派遣要請（依頼、撤収）様式	194
資料 8-4	緊急車両等事前届出書類等様式、標章	196

〔 9 関係条例等 〕

資料 9-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	198
--------	-----------------	-----

資 料 編

〔 1 防災関係機関等 〕

資料 1 - 1 防災関係機関一覧表

区 分	所 属 機 関	所 在 地	電 話 番 号
指定地方 行政機関	東北農政局消費・安全部地域第二課	大崎市古川西館 2-3-33	0229-23-6211
	東北森林管理局宮城北部森林管理署	大崎市古川東町 5-32	0229-22-2074
	東北地方整備局北上川下流河川事務所 鳴瀬出張所	松島町高城字水溜下 1-1	022-354-3101
	仙台管区气象台	仙台市宮城野区五輪 1-3-15	022-297-8100
県の機関	宮城県仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	022-275-9111
	宮城県仙台北県税事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	022-275-9111
	宮城県仙台保健福祉事務所 (宮城県塩釜保健所)	塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5502
	宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所	富谷町ひより台 2-42-2	022-358-1111
	宮城県仙台土木事務所	仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4111
	宮城県仙台北家畜保健衛生所	仙台市宮城野区安養寺 3-11-22	022-257-0921
警察機関	宮城県大和警察署	大和町吉田字北谷地 27-1	022-345-0101
教育機関	大郷町教育委員会	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-5514
消防機関	黒川地域行政事務組合消防本部	大和町吉田字北谷地 12	022-345-4161
	大郷町消防団	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-5500
医療機関	公立黒川病院	大和町吉岡字西桧木 60	022-345-3101
自衛隊	陸上自衛隊第 22 普通科連隊第 3 科	多賀城市丸山 2-1-1	022-365-2121
指定公共機関	東日本電信電話(株)宮城事業部	仙台市若林区五橋 3-2-1	022-269-3033
	東北電力(株)宮城支店仙台北営業所	仙台市泉区八乙女 4-5-1	0120-175-366
	日本放送協会仙台放送局	仙台市青葉区錦町 1-11-1	022-211-1001
	日本郵便(株)東北支社大郷郵便局	大郷町中村字屋敷前 109	022-359-3060
	日本赤十字社宮城県支部仙台地区 大郷町分区	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-5507
指定地方 公共機関	宮城交通(株)富谷営業所	富谷町三ノ関字太子堂西 108	022-358-9031
	(一社)宮城県トラック協会仙台支部	仙台市若林区卸町 5-8-3	022-237-5962
	(一社)宮城県エルピーガス協会黒川支部	大郷町味明字田布施 21-3	022-359-2265
その他の機関	新みやぎ農業協同組合大郷支店	大郷町中村字東要害 1-1	022-359-5553
	大郷町社会福祉協議会	大郷町粕川字東長崎 31-7	022-359-2753
	くろかわ商工会大郷事務所	大郷町粕川字東長崎 34	022-359-2142
	黒川森林組合	大和町落合松坂字直南沢 39-23	022-345-2203

資料 1 - 2 大郷町防災会議条例

〔昭和 38 年 3 月 20 日〕
条 例 第 9 号

改正 昭和 58 年 3 月 23 日条例第 5 号

昭和 60 年 12 月 23 日条例第 24 号

注 昭和 60 年 12 月から改正経過を注記した。

平成 12 年 3 月 10 日条例第 2 号

平成 25 年 3 月 7 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大郷町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平 12 条例 2・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大郷町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 35 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 12 条例 2・平 25 条例 5・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長が事故ある時は、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は 20 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 宮城県知事の部内の職員
 - (3) 宮城県警察の警察官
 - (4) 町長の部内の職員
 - (5) 大郷町教育委員会教育長
 - (6) 黒川地域行政事務組合消防本部消防長
 - (7) 大郷町消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者
 - (10) その他町長が特に必要と認めた者

(昭 60 条例 24・平 25 条例 5・一部改正)

(委員の任期)

第4条 前条第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭60条例24・平25条例5・一部改正)

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、大郷町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(昭60条例24・一部改正)

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に必要な事項は、会長が防災会議にはかってこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第5号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第24号)

この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－3.1 大郷町災害対策本部条例

〔昭和 38 年 3 月 20 日〕
条 例 第 10 号

改正 平成 8 年 3 月 11 日条例第 5 号

平成 25 年 3 月 7 日条例第 6 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大郷町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平 8 条例 5・平 25 条例 6・一部改正）

（組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（平 8 条例 5・一部改正）

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（平 8 条例 5・追加）

（雑則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

（平 8 条例 5・旧第 4 条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 3.2 災害対策本部事務分掌

令和 4 年 4 月現在

部 名	班 名	分 掌 事 務
総務部	総務班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 本部職員の非常配備に関する事。 3 職員の福利厚生対策に関する事。 4 公用車管理対策に関する事。 5 部内の総括及び連絡調整に関する事。
	防災対策班	1 災害対策本部の運営指導に関する事。 2 通信情報対策に関する事。 3 危険物対策に関する事。 4 地震災害対策に関する事。 5 自衛隊災害派遣に関する事。 6 協力機関との連絡調整に関する事。 7 交通応急対策に関する事。 9 その他、他の班に属さない事。
地域整備部	管理班	1 公営住宅対策に関する事。 2 公共物管理対策に関する事。 3 交通安全施設対策に関する事。 4 障害物除去対策に関する事。 5 住宅宅地確保対策に関する事。 6 道路の占用に関する事。 7 部長の命ずる応急対策に関する事。
	建設班	1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 道路・橋梁・河川等の対策に関する事。 3 公共土木施設の災害復旧に関する事。 4 建設資機材の確保対策に関する事。 5 水防対策に関する事。 6 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事。 7 砂防対策に関する事。 8 農地及び農業施設の災害復旧に関する事。 9 農業土木対策に関する事。 10 農業利水対策に関する事。 11 農道対策全般に関する事。 12 農業用かんがい用排水対策に関する事。 13 部長の命ずる応急対策に関する事。
	下水道班	1 公共下水道事業等対策に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 下水道施設管理対策に関する事。 4 部長の命ずる応急対策に関する事。
	水道班	1 水道事業対策全般に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 水道用水の供給対策に関する事。 4 水道施設管理対策に関する事。 5 水道用水事業対策に関する事。 6 漏水防止対策に関する事。 7 浄水作業及び施設の管理対策に関する事。 8 浄水技術の研究対策に関する事。 9 浄水処理対策に関する事。 10 水源流域の水質調査及び汚濁防止に関する事。 11 部長の命ずる応急対策に関する事。

部 名	班 名	分 掌 事 務
農政商工部	農政班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 農業対策全般に関すること。 3 農業金融対策に関すること。 4 農業共済対策に関すること。 5 地域農政特別対策に関すること。 6 農地対策事業に関すること。 7 農業構造改善事業対策に関すること。 8 農産物の流通対策に関すること。 9 農作物の生産及び技術対策に関すること。 10 農業生産資機材の確保対策に関すること。 11 有害鳥獣の駆除及び病虫害防除に関すること。 12 農業気象対策に関すること。 13 農業技術改良の普及対策に関すること。 14 農業経営改善の普及対策に関すること。 15 畜産業対策に関すること。 16 林業対策に関すること。 17 治山治水林道に関すること。 18 山地地すべり対策に関すること。 19 部長の命ずる応急対策に関すること。
	商工観光班	1 商工業対策全般に関すること。 2 中小企業に対する緊急融資対策に関すること。 3 中小企業に対する経営・指導対策に関すること。 4 労働者福祉対策に関すること。 5 職業訓練対策に関すること。 6 労務供給対策に関すること。 7 失業対策に関すること。 8 雇用保険対策に関すること。 9 観光資源対策に関すること。 10 事業者への被害証明書等に関すること。 11 部長の命ずる応急対策に関すること。
財政部	財政班	1 災害関係の財政措置に関すること。 2 庁舎備品管理対策に関すること。 3 公有建物等対策に関すること。 4 資金・物品調達に関すること。 5 部長の命ずる応急対策に関すること。
まちづくり 政策部	企画班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 災害視察に対する措置に関すること。 3 町広域行政に関すること。 4 都市施設対策全般に関すること。 5 都市計画対策全般に関すること。 6 まち・ひと・しごと創生総合戦略対策に関すること。 7 部長の命ずる応急対策に関すること。
	広報統計班	1 災害統計に関すること。 2 災害広報活動の総括に関すること。 3 報道関係機関との連絡及び相互協力に関すること。 4 災害対策等の写真・資料の整備及び提供に関すること。 5 部長の命ずる応急対策に関すること。
	企業誘致班	1 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 2 企業誘致対策全般に関すること。 3 部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
	まちづくり 推進班	1 定住促進対策全般に関する事。 2 住宅取得支援等事業対策全般に関する事。 3 部長の命ずる応急対策に関する事。
復興 推進部	復興推進班	1 復興事業に関する事。 2 地域整備部の補助に関する事。 3 部長の命ずる応急対策に関する事。
町民部	町民班	1 食料供給対策に関する事。 2 国民年金事業対策に関する事。 3 社会保険対策に関する事。 4 消費流通の緊急対策に関する事。 5 国民健康保険事業対策に関する事。 6 部長の命ずる応急対策に関する事。
	衛生班	1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 環境保全全般に関する事。 3 公害指導・応急対策全般に関する事。 4 廃棄物処理対策に関する事。 5 墓地及び埋火葬対策に関する事。 6 遺体の捜索・収容対策に関する事。 7 し尿処理対策に関する事。 8 部長の命ずる応急対策に関する事。
保健福祉部	保健指導班	1 保健衛生指導に関する事。 2 医療助産、防疫対策に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。 4 医療品確保対策に関する事。 5 精神衛生に関する事。 6 救急医療情報に関する事。 7 避難所の管理運営に関する事。 8 部長の命ずる応急対策に関する事。
	福祉班	1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 災害救助の総括に関する事。 3 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 4 衣料、生活必需品その他物資供給対策に関する事。 5 ボランティアの受入れに関する事。 6 義援金品の配分に関する事。 7 母子福祉対策に関する事。 8 障害者福祉対策に関する事。 9 生活保護に関する事。 10 民生安定資金に関する事。 11 老人福祉対策に関する事。 12 児童福祉に関する事。 13 部長の命ずる応急対策に関する事。
税務部	税務班	1 税の措置に関する事。 2 罹災・被災証明等に関する事。 3 部長の命ずる応急対策に関する事。
会計部	出納班	1 義援金品の受入れに関する事。 2 その他出納に関する事。 3 部長の命ずる応急対策に関する事。
学校教育部	学務班	1 教育行政対策全般に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 学校保健衛生、給食対策に関する事。 4 教育財産の管理対策に関する事。

部 名	班 名	分 掌 事 務
		5 請願及び陳情等対策に関する事 6 奨学、育英資金対策に関する事 7 学校教育施設対策に関する事 8 教職員の確保対策に関する事 9 教材等の確保対策に関する事 10 学校安全、児童生徒等の避難対策に関する事 11 教育職員、学校職員の福利厚生対策に関する事 12 学校医療に関する事 13 児童生徒の就学等対策に関する事 14 就学援助費等対策に関する事 15 部長の命ずる応急対策に関する事
社会教育部	社会教育班	1 社会教育施設対策に関する事 2 避難所の管理運営に関する事 3 成人・婦人・青少年対策に関する事 4 文化財対策に関する事 5 部長の命ずる応急対策に関する事
公民館部	(社会教育班)	1 社会教育部社会教育班に同じ。
議会部	議会班	1 災害に対する議会活動に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事
消防部	消防班	1 水火災等の防ぎよに関する事 2 住民の避難及び救出に関する事 3 遺体等の捜索、収容に関する事 4 災害時における応急措置に関する事 5 その他災害復旧活動に関する事

資料 1 - 4 大郷町防災会議委員

町条例第 3 条第 5 項の区分 (20 名以内)			機関名	職名
1	(1)	指定地方行政機関の職員	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所	所長
2	(2)	宮城県知事の部内の職員	宮城県仙台地方振興事務所	所長
3			宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所	支所長
4			宮城県仙台土木事務所	所長
5	(3)	宮城県警察の警察官	宮城県大和警察署	署長
6	(4)	町長の部内の職員	大郷町	副町長
7			大郷町総務課	課長
8			大郷町地域整備課	課長
9			大郷町農政商工課	課長
10			大郷町保健福祉課	課長
11	(5)	大郷町教育委員会教育長	大郷町教育委員会	教育長
12	(6)	黒川地域行政事務組合消防本部 消防長	黒川地域行政事務組合消防本部	消防長
13	(7)	大郷町消防団長	大郷町消防団	団長
14	(8)	指定公共機関又は指定地方公共機関 の職員	東日本電信電話(株)宮城支店	災害対策室長
15			東北電力(株)仙台北営業所	所長
16	(9)	自主防災組織を構成する者	鶉崎地区自主防災会	会長
17			第 20 区自主防災組織	会長
18	(10)	その他町長が特に必要と認めたもの	大郷町婦人防火クラブ連合会	会長
19			大郷町社会福祉協議会	会長
20			大郷町ボランティア友の会	会長

〔 2 災害危険箇所等 〕

資料 2-1 土砂災害警戒区域等指定箇所（急傾斜地の崩壊）

（令和 3 年 12 月現在）

自然現象の種類	溪流番号又は箇所番号	溪流名又は箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
急傾斜地の崩壊	1-自-0467	旅籠屋 (PDF: 479KB)	黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0468	下り松 (PDF: 2, 066KB)	黒川郡大郷町石原字下り松	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0469	下堰場 (PDF: 623KB)	黒川郡大郷町川内字下堰場	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0471	日向 (PDF: 1, 834KB)	黒川郡大郷町粕川字日向	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0472	沢屋敷 (PDF: 464KB)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1486	中斉の場宅地 (PDF: 2, 248KB)	黒川郡大郷町大松沢字中斉の場宅地	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1487	耳取 (PDF: 1, 923KB)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1488	竹の内の 1 (PDF: 466KB)	黒川郡大郷町山崎字竹の内	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1489	百目木の 1 (PDF: 410KB)	黒川郡大郷町山崎字百目木	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1490	堰場の 1 (PDF: 1, 499KB)	黒川郡大郷町不来内字堰場	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1491	鹿野畑 (PDF: 601KB)	黒川郡大郷町味明字鹿野畑	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1492	中埠山の 1 (PDF: 670KB)	黒川郡大郷町川内字中埠山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1493	下堰場の 2 (PDF: 703KB)	黒川郡大郷町川内字下堰場	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1494	黒内沢 (PDF: 596KB)	黒川郡大郷町川内字黒内沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1495	新田 (PDF: 620KB)	黒川郡大郷町東成田字新田	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0331	谷地際山の 1 (PDF: 480KB)	黒川郡大郷町中村字谷地際山	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0332	鳶沢 (PDF: 2, 095KB)	黒川郡大郷町粕川字新	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0409	谷地際山の 2 (PDF: 476KB)	黒川郡大郷町中村字谷地際山	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1122	谷地田 (PDF: 585KB)	黒川郡大郷町大松沢字谷地田	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1125	長禅寺前 (PDF: 421KB)	黒川郡大郷町大松沢字長禅寺前	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1127	原屋敷の 1 (PDF: 601KB)	黒川郡大郷町大松沢字原屋敷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1128	原屋敷の 2 (PDF: 565KB)	黒川郡大郷町大松沢字原屋敷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1129	宮下の 2 (PDF: 492KB)	黒川郡大郷町大松沢字宮下	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1130	山崎木戸脇 (PDF: 586KB)	黒川郡大郷町大松沢字山崎木戸脇	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1131	山日向 (PDF: 613KB)	黒川郡大郷町粕川字山日向	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1132	鶴野の 1 (PDF: 578KB)	黒川郡大郷町粕川字鶴野	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1133	鶴野の 2 (PDF: 558KB)	黒川郡大郷町粕川字鶴野	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1134	木の崎 (PDF: 621KB)	黒川郡大郷町粕川字木の崎	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1135	谷地入 (PDF: 622KB)	黒川郡大郷町石原字谷地入	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号

急傾斜地の崩壊	2-自-1136	田中脇 (PDF : 551KB)	黒川郡大郷町石原字田中脇	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1137	馬場 (PDF : 580KB)	黒川郡大郷町石原字馬場	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1138	獅子前 (PDF : 1, 361KB)	黒川郡大郷町石原字獅子前	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1139	竹の内の 2 (PDF : 648KB)	黒川郡大郷町山崎字竹の内	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1140	欠下 (PDF : 553KB)	黒川郡大郷町山崎字欠下	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1141	百目木の 2 (PDF : 613KB)	黒川郡大郷町山崎字百目木	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1142	上長坂の 1 (PDF : 621KB)	黒川郡大郷町山崎字上長坂	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1144	上長坂の 3 (PDF : 615KB)	黒川郡大郷町山崎字上長坂	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1145	道山作 (PDF : 677KB)	黒川郡大郷町山崎字道山作	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1146	北橋 (PDF : 543KB)	黒川郡大郷町不来内字北橋	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1147	南一本松山 (PDF : 607KB)	黒川郡大郷町不来内字南一本松山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1148	横沢 (PDF : 2, 419KB)	黒川郡大郷町不来内字横沢	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1149	堰場の 2 (PDF : 622KB)	黒川郡大郷町不来内字堰場	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1150	要害下 (PDF : 586KB)	黒川郡大郷町不来内字要害下	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1151	館畑 (PDF : 421KB)	黒川郡大郷町羽生字館畑	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1152	谷地際山の 1 (PDF : 502KB)	黒川郡大郷町中村字谷地際山	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1153	谷地際山の 2 (PDF : 504KB)	黒川郡大郷町中村字谷地際山	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1154	屋敷前 (PDF : 469KB)	黒川郡大郷町中村字屋敷前	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1155	力田山 (PDF : 596KB)	黒川郡大郷町味明字力田山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1156	大日向 (PDF : 582KB)	黒川郡大郷町味明字大日向	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1158	烏宮 (PDF : 570KB)	黒川郡大郷町味明字烏宮	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1159	下新関 (PDF : 526KB)	黒川郡大郷町川内字下新関	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1160	木橋沢 (PDF : 536KB)	黒川郡大郷町川内字木橋沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1163	中塚山の 2 (PDF : 566KB)	黒川郡大郷町川内字中塚山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1164	田沢畑 (PDF : 571KB)	黒川郡大郷町川内字田沢畑	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1165	下堰場の 3 (PDF : 2, 465KB)	黒川郡大郷町川内字上堰場	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1166	下堰場の 4 (PDF : 595KB)	黒川郡大郷町川内字下堰場	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1167	下実成 (PDF : 2, 349KB)	黒川郡大郷町川内字姥ヶ沢畑	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1168	下赤坂の 1 (PDF : 616KB)	黒川郡大郷町川内字下赤坂	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1169	下赤坂の 2 (PDF : 617KB)	黒川郡大郷町川内字下赤坂	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1170	下赤坂の 3 (PDF : 677KB)	黒川郡大郷町川内字下赤坂	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1171	上小屋館の 1 (PDF : 671KB)	黒川郡大郷町川内字上小屋館	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1172	上小屋館の 2 (PDF : 644KB)	黒川郡大郷町川内字上小屋館	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1173	中塚山の 3 (PDF : 634KB)	黒川郡大郷町川内字中塚山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号

急傾斜地の崩壊	2-自-1174	長峰 (PDF : 627KB)	黒川郡大郷町川内字長峰	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1175	不動 (PDF : 621KB)	黒川郡大郷町川内字不動	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1176	鳶ヶ沢 (PDF : 585KB)	黒川郡大郷町中村字鳶ヶ沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1177	山神沢 (PDF : 657KB)	黒川郡大郷町東成田字山神沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1178	三嶽の 1 (PDF : 562KB)	黒川郡大郷町東成田字三嶽	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1179	三嶽の 2 (PDF : 579KB)	黒川郡大郷町東成田字三嶽	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1180	三嶽の 3 (PDF : 579KB)	黒川郡大郷町東成田字三嶽	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1182	西光寺 (PDF : 554KB)	黒川郡大郷町東成田字西光寺	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1183	中板谷の 1 (PDF : 2,831KB)	黒川郡大郷町東成田字中板谷、字板谷西山	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1184	中板谷の 2 (PDF : 2,832KB)	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1185	三堂沢 (PDF : 658KB)	黒川郡大郷町東成田字三堂沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1186	上板谷の 1 (PDF : 647KB)	黒川郡大郷町東成田字上板谷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1187	上板谷の 2 (PDF : 622KB)	黒川郡大郷町東成田字上板谷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1188	上板谷の 3 (PDF : 669KB)	黒川郡大郷町東成田字上板谷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1189	山居沢 (PDF : 535KB)	黒川郡大郷町東成田字山居沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-人-0066	屋敷前 (PDF : 551KB)	黒川郡大郷町中村字屋敷前	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-人-0067	中塚山 (PDF : 570KB)	黒川郡大郷町川内字中塚山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0285	出石 (PDF : 613KB)	宮城郡松島町幡谷字出石、字丸竹前、字沼田、黒川郡大郷町不来内字南一本松山、字東沢	令和 2 年 3 月 27 日	第 243 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0347	百目木 (PDF : 593KB)	黒川郡大郷町山崎字百目木	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0348	欠下 (PDF : 573KB)	黒川郡大郷町山崎字欠下	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0349	宮下 (PDF : 550KB)	黒川郡大郷町不来内字宮下	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0350	門前 (PDF : 683KB)	黒川郡大郷町不来内字門前	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0351	力田山の 1 (PDF : 487KB)	黒川郡大郷町味明字力田山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0352	力田山の 2 (PDF : 515KB)	黒川郡大郷町味明字力田山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0353	力田山の 3 (PDF : 508KB)	黒川郡大郷町川内字長福寺山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0354	黒内沢の 1 (PDF : 545KB)	黒川郡大郷町川内字黒内沢	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0355	黒内沢の 2 (PDF : 640KB)	黒川郡大郷町川内字黒内沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0356	西光寺 (PDF : 545KB)	黒川郡大郷町東成田字西光寺	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0357	内直 (PDF : 561KB)	黒川郡大郷町東成田字堀、字台	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1186	上板谷の 1 (PDF : 647KB)	黒川郡大郷町東成田字上板谷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1187	上板谷の 2 (PDF : 622KB)	黒川郡大郷町東成田字上板谷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1188	上板谷の 3 (PDF : 669KB)	黒川郡大郷町東成田字上板谷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1189	山居沢 (PDF : 535KB)	黒川郡大郷町東成田字山居沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	2-人-0066	屋敷前 (PDF : 551KB)	黒川郡大郷町中村字屋敷前	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号

急傾斜地の崩壊	2-人-0067	中埜山 (PDF : 570KB)	黒川郡大郷町川内字中埜山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0285	出石 (PDF : 613KB)	宮城郡松島町幡谷字出石、字丸竹前、字沼田、黒川郡大郷町不来内字南一本松山、字東沢	令和 2 年 3 月 27 日	第 243 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0347	百目木 (PDF : 593KB)	黒川郡大郷町山崎字百目木	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0348	欠下 (PDF : 573KB)	黒川郡大郷町山崎字欠下	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0349	宮下 (PDF : 550KB)	黒川郡大郷町不来内字宮下	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0350	門前 (PDF : 683KB)	黒川郡大郷町不来内字門前	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0351	力田山の 1 (PDF : 487KB)	黒川郡大郷町味明字力田山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0352	力田山の 2 (PDF : 515KB)	黒川郡大郷町味明字力田山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0353	力田山の 3 (PDF : 508KB)	黒川郡大郷町川内字長福寺山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0354	黒内沢の 1 (PDF : 545KB)	黒川郡大郷町川内字黒内沢	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0355	黒内沢の 2 (PDF : 640KB)	黒川郡大郷町川内字黒内沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0356	西光寺 (PDF : 545KB)	黒川郡大郷町東成田字西光寺	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
急傾斜地の崩壊	3-自-0357	内直 (PDF : 561KB)	黒川郡大郷町東成田字堀、字台	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号

資料 2-2 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	大字	字	保全対象				地区概況		
				人家数 (戸)	公共 施設等	道路		面積 (ha)	溪流延長 (m)	治山事業 進捗状況
						種類	数量 (m)			
1	長檜沢	東成田	山神沢	10		市町村道	500	0.9	500	無
2	薬師堂	東成田	北沢山	14		市町村道	500	0.6	400	無
3	台	東成田	北沢山	14		市町村道	500	0.6	300	無
4	西光寺	東成田	北沢山	10		市町村道	500	1.1	500	無
5	板谷 1	東成田	板谷東山	2		県道	500	2.4	400	一部概成
6	山居 1	東成田	板谷東山	2		県道	200	0.8	400	概成
7	中鈴 1	大松沢	法堂	6		市町村道	500	5.0	1,400	一部概成
8	黒内沢	川内	細田山	10		市町村道	500	0.5	300	無
9	長福寺	川内	長福寺山	2		市町村道	600	0.6	350	無
10	山居 2	東成田	板谷東山	5		市町村道	150	0.3	200	一部概成
11	山居 3	東成田	板谷東山	3		市町村道	300	0.1	400	一部概成
12	山居 4	東成田	板谷東山	3		市町村道	200	0.8	500	一部概成
13	板谷 2	東成田	板谷東山	8		県道 林道	100 1,500	0.8	500	一部概成
14	板谷 3	東成田	板谷東山	2		市町村道	2,000	2.4	1,600	無
15	中鈴 2	川内	中塚山	5		林道	900	1.7	700	概成
16	中鈴 3	東成田	板谷東山	3		林道	2,500	0.8	900	一部概成
17	川内	東成田	板谷東山	10		市町村道 林道	500 500	1.2	800	概成
18	畳石沢	東成田	板谷東山	3		林道	900	0.2	250	一部概成
19	長福寺山	川内	長福寺山	2		市町村道	300	0.4	200	無

資料 2 - 3 土砂災害警戒区域等指定箇所（土石流）

（令和 3 年 12 月現在）

自然現象の種類	溪流番号又は箇所番号	溪流名又は箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
土石流	3-32-401	不来内沢 (PDF : 1, 251KB)	黒川郡大郷町不来内字瀬沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-402	東沢 (PDF : 1, 262KB)	黒川郡大郷町山崎字東沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-403	西東沢 (PDF : 1, 304KB)	黒川郡大郷町山崎字東沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-404	本木沢 (PDF : 1, 320KB)	黒川郡大郷町山崎字本木	平成 31 年 1 月 18 日	第 55 号
土石流	3-32-405-1	道山作沢-1 (PDF : 1, 295KB)	黒川郡大郷町山崎字道山作	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-405-2	道山作沢-2 (PDF : 1, 257KB)	黒川郡大郷町山崎字道山作	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-406	不来内沢 2 (PDF : 1, 763KB)	黒川郡大郷町不来内字沢田山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-407	下堰場東沢 (PDF : 1, 851KB)	黒川郡大郷町川内字下堰場	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-409	上堰場沢 (PDF : 1, 940KB)	黒川郡大郷町川内字長福寺山	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
土石流	3-32-410	堰場沢 (PDF : 2, 236KB)	黒川郡大郷町川内字下実成	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
土石流	3-32-411	黒内沢 (PDF : 1, 803KB)	黒川郡大郷町川内字黒内沢	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-412	長松沢 (PDF : 2, 233KB)	黒川郡大郷町東成田字長松沢山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
土石流	3-32-413-1	南板谷沢-1 (PDF : 2, 163KB)	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
土石流	3-32-413-2	南板谷沢-2 (PDF : 2, 126KB)	黒川郡大郷町東成田字中板谷、字板谷西山	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
土石流	3-32-414	板谷沢 (PDF : 2, 145KB)	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
土石流	3-32-415	上板谷沢 (PDF : 531KB)	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
土石流	3-32-416	北板谷沢 (PDF : 1, 912KB)	黒川郡大郷町東成田字上板谷	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-417	内直沢 (PDF : 550KB)	黒川郡大郷町東成田字内直	令和 2 年 1 月 17 日	第 39 号
土石流	3-32-419	長松沢 (PDF : 1, 293KB)	黒川郡大郷町東成田字長松沢山	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-420	屋敷前沢 (PDF : 587KB)	黒川郡大郷町中村字屋敷前	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
土石流	3-32-422	金地沢 (PDF : 723KB)	黒川郡大郷町大松沢字金地	平成 29 年 12 月 26 日	第 1139 号
土石流	3-32-423	金地沢 2 (PDF : 748KB)	黒川郡大郷町大松沢字金地	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
土石流	3-32-424	原沢 (PDF : 539KB)	黒川郡大郷町大松沢字石塚	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
土石流	3-32-425	大松沢 (PDF : 1, 738KB)	黒川郡大郷町大松沢字舟立場	平成 31 年 1 月 18 日	第 54 号
土石流	3-32-426	石塚沢 (PDF : 557KB)	黒川郡大郷町大松沢字石塚	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
土石流	3-32-427	上町沢 (PDF : 1, 891KB)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
土石流	3-32-428-1	湯ノ沢-1 (PDF : 587KB)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
土石流	3-32-428-2	湯ノ沢-2 (PDF : 579KB)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号

			敷		号
土石流	3-32-428-3	湯ノ沢-3 (PDF : 576KB)	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
土石流	3-32-429	湯ノ沢 (PDF : 573KB)	黒川郡大郷町大松沢字山崎畑	平成 29 年 12 月 26 日	第 1138 号
土石流	3-32-430	畑沢 (PDF : 1,809KB)	黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
土石流	3-32-431	川原沢 (PDF : 437KB)	黒川郡大郷町大松沢字川原町	平成 29 年 12 月 26 日	第 1139 号

資料 2-4 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	大字	字	保全対象				地区概況	
				人家数 (戸)	公共 施設等	道路		面積 (ha)	治山事業 進捗状況
						種類	数量 (m)		
1	日向側	大松沢	中斉の宅地	13	寺院	県道	1,000	2	無
2	宮下屋敷	大松沢	宮下屋敷	5	神社	県道	400	2	無
3	上町	大松沢	真坂	57	学校 集会所	県道	700	2	無
4	畑	大松沢	旅籠屋	57	学校 集会所	県道	350	2	無
5	成田川	大松沢	成田川	16	集会所	市町村道 林道	800 500	3	無
6	日向	粕川	新	10		県道	300	1	無
7	薬師堂	東成田	行屋下	8	橋	県道 市町村道	600 600	2	無

資料 2-5 大郷町災害危険区域に関する条例第 7 条の規定により町長が定める事項

第 5 条関係

「建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 項第 1 号の規定による。

建築基準法第 2 条第 1 項第 1 号

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

第 5 条関係

「道路及び隣地とすり付ける法面部分」とは、建築物の敷地と、道路又は隣地に高低差がある場合に、その高低差を処理するために設ける法面のこと。道路及び隣地とすり付ける法面を設ける場合には、その勾配を概ね 1/18 以下とするよう努める。

第 5 条関係

「町長が必要と認めた建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する居室を有しない公益上必要な建築物で、小規模なものをいう。

例：防災倉庫、消防車庫、ごみ置き場、バス停留所 など

建築基準法第 2 条第 1 項第 4 号

居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

第 6 条関係

「この条例の施行の際現に存する建築物を増築する場合」とは、①この条例の施行の際現に存する建築物に棟続きの増築をする場合と、②この条例の施行の際現に存する建築物がある敷地内に別棟の建築物を新築する場合をいう。

第 6 条関係

「増築後における床面積がこの条例の施行の際における床面積の 1.2 倍を超えない時」とは、前述の①又は②の増築後の床面積が、この条例の施行の際（令和 3 年 6 月 10 日時点）に、敷地内に建っている建築物の延べ床面積の 1.2 倍以内であることをいう。

別紙

大郷町災害危険区域に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、災害危険区域を指定し、その区域内における建築物の建築制限を行うことにより、住民の生命財産と暮らしを守ることを目的とする。

(災害危険区域の指定)

第2条 災害危険区域として指定する区域は、別表のとおりとする。

(災害危険区域の表示)

第3条 町長は、災害危険区域を明示した図書を、一般の縦覧に供さなければならない。

(高さの基準)

第4条 この条例に規定する標高は、東京湾中等潮位を基準とする。

(建築の制限)

第5条 災害危険区域内においては、建築物を建築してはならない。ただし、建築物の敷地の高さを標高7.0メートル以上として建築する場合（当該敷地から道路及び隣地とすり付ける法面部分を除く。）、もしくは町長が必要と認めた建築物についてはこの限りではない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 前条の規定は、この条例の施行の際現に存する建築物を増築する場合において、増築後における床面積がこの条例の施行の際における床面積の1.2倍を超えない時は、適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

災害危険区域

地区名	区 域
粕川字東	4-2の一部、5の一部、9-1の一部、9-1地先の水の一部
粕川字樋口	1、1地先の道の一部、3-1、3-2、3-3、3-4、14-1、14-3、14-4、15、26、27、27地先の道の一部、28、29-1、30-1、30-1地先の水の一部、30-2、30-3、31
粕川字新押萩	67、68、69-1、69-2、69-3、69-4、77-1、77-1地先の道の一部、77-2、77-3、74、75、

	78-2、113-1、113-2、113-5、113-6、 114-1、114-2、114-4、114-5、115-1、 115-2、116
粕川字道南	203、204、205、206、207-1、207-2、2 08、209、210、211-1、211-2、211-6、 211-7
粕川字伝三郎	14-3の一部、20-2の一部、20-4、20-5、33- 13の一部、38の一部、40-1の一部、21-1、21-3 の一部、21-4の一部、21-5、21-8、21-10の一 部、33-5、33-14、33-15、33-16、34-1、 34-2、34-4、35-1、35-10、37、37-2、 37-3、42-1、42-8の一部

〔 3 協定・覚書 〕

資料3-1 大和町、大衡村、富谷市、大郷町消防相互応援協定書

第1条 この協定は、大和町と大衡村、富谷町、大郷町との消防の相互応援に関して定めるものとする。

第2条 大和町の地域内、大衡村、富谷町、大郷町の区域内の火災防衛のための下記に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

(1) 消防機関が何等かの方法により火災の発生を認知した場合は1隊(1車)を派遣すること。

(2) 要請があったときはその要請部隊数(台数)

第3条 火災その他の災害に際しては要請のあった場合又は応援側の認定により相互に応援するものとする。

第4条 応援隊の指揮は下記に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援地の消防団長が指揮すること。

(2) 指揮は応援隊の長に対して行うこと。

第5条 応援に要した費用は下記に掲げる方法によって処理するものとする。

(1) 応援に際し受援地において発生した重大な機械器具の破損に要する修理費若しくは隊員の死傷による療養扶助費に関しては協定当事者の折半支弁とすること。

(2) 応援の間における職員手当及び被服の損料は応援側の負担とすること。

(3) 応援が長期間に渉り食糧に要する費用は受援側の負担とすること。

(4) 動力ポンプによる作業が1時間以上に及ぶ時はその超過部分につき受援側の負担とすること。

(5) 前各号以外の費用に関しては当事者において、その都度決定するものとする。

昭和40年5月15日

大和町長 早坂 庄之助

大衡村長 浅野 武雄

富谷町長 内ヶ崎 康治

大郷町長 桜井 美次

資料3-2 宮城「館」防災に関する相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、富谷町、大郷町（以下「市町村」という。）との協議により、いずれかの市町村域において災害が発生し、又は、全域的な災害の発生により被災した場合、この災害に因る被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策等が円滑に遂行され、将来に向けての災害に強いまちづくりを目指すため、次のとおり協定を締結する。

(応援等の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) し尿・ゴミ等処理に必要な施設と車両等の提供
- (5) 救助、救援並びに物資の運搬等に係る管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (6) 被災者に対する避難場所及び収容場所の提供
- (7) 被災児童生徒の受け入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(協議)

第3条 この締結に関し、必要な細目は、構成市町村が協議のうえ定める。

(協議書の保有)

第4条 この協定の成立を証するため、この協定書を9通作成し、当事者署名のうえ、各1通を保有するものとする。

(施行期日)

第5条 この協定は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

記名押印 [略]

資料3-3 消防相互応援協定書〔色麻町、黒川地域行政事務組合〕

色麻村長、黒川地区消防事務組合管理者（以下「管理者」という。）の当該管理地域（以下「管理地域」という。）において大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第22条の規定に基づき、消防相互応援に関し色麻村長（以下「甲」という。）と黒川地区消防事務組合管理者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 管理者等は管理地域における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

（応援出動）

第2条 この協定による応援は、災害発生地管理者等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各管理者等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地管理者等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地管理者等からの電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援する管理者等に対し行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生場所
- （3）所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- （4）応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5）その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた管理者等は、当該管理地域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 管理者等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地管理者等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）機械器具の小破修理、燃料、消防職員（消防団員を含む）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- （2）機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- （3）前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地管理地域が負担するものとする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法又は当該管理地域の消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以上については、災害発生地管理地域が負担するものとする。
- （2）応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を超えるもの及びその他の損害につい

ては、災害発生地¹の管理地域が負担するものとする。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し、必要な細目は管理地域の管理者等が協議のうえ定める。

(施行期日)

第8条 この協定は、昭和48年7月1日から実施する。

(協定書の保有)

第9条 管理者等は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

昭和48年6月26日

甲	色	麻	村	村長	勝井昌徳
乙	黒川地区消防事務組合	管理者	浅野多一郎		

資料3-4 消防相互応援協定書〔大崎地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合〕

大崎地域広域行政事務組合管理者、黒川地区消防事務組合管理者（以下「管理者」という。）の当該管理地域（以下「管理地域」という。）において大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第22条の規定に基づき、消防相互応援に関し大崎地域広域行政事務組合管理者（以下「甲」という。）と黒川地区消防事務組合管理者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 管理者等は管理地域における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

（応援出動）

第2条 この協定による応援は、災害発生地の管理者等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各管理者等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の管理者等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の管理者等からの電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援する管理者等に対し行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生場所
- （3）所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- （4）応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5）その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた管理者等は、当該管理地域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 管理者等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の管理者等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）機械器具の小破修理、燃料、消防職員（消防団員を含む）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- （2）機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- （3）前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の管理地域が負担するものとする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法又は当該管理地域の消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以上については、災害発生地の管理地域が負担するものとする。

(2) 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を超えるもの及びその他の損害については、災害発生地が管理地域が負担するものとする。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し、必要な細目は管理地域の管理者等が協議のうえ定める。

(施行期日)

第8条 この協定は、昭和48年7月1日から実施する。

(協定書の保有)

第9条 管理者等は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

昭和48年6月27日

甲	大崎地域広域行政事務組合	管理者	三上馨一
乙	黒川地区消防事務組合	管理者	浅野多一郎

資料3-5 消防相互応援協定書〔旧三本木町、黒川地域行政事務組合〕

三本木町長、黒川地区消防事務組合管理者（以下「管理者」という。）の当該管理地域（以下「管理地域」という。）において大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第22条の規定に基づき、消防相互応援に関し三本木町長（以下「甲」という。）と黒川地区消防事務組合管理者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 管理者等は管理地域における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

（応援出動）

第2条 この協定による応援は、災害発生地管理者等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各管理者等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地管理者等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地管理者等からの電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援する管理者等に対し行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生場所
- （3）所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- （4）応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5）その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた管理者等は、当該管理地域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 管理者等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地管理者等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）機械器具の小破修理、燃料、消防職員（消防団員を含む）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- （2）機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- （3）前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地管理地域が負担するものとする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法又は当該管理地域の消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以上については、災害発生地管理地域が負担するものとする。
- （2）応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を超えるもの及びその他の損害につい

ては、災害発生地¹の管理地域が負担するものとする。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し、必要な細目は管理地域の管理者等が協議のうえ定める。

(施行期日)

第8条 この協定は、昭和48年7月1日から実施する。

(協定書の保有)

第9条 管理者等は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

昭和48年6月28日

甲	三本木町	町長	今野元治郎
乙	黒川地区消防事務組合	管理者	浅野多一郎

資料3-6 消防相互応援協定書〔陸上自衛隊大和駐とん地、黒川地域行政事務組合〕

陸上自衛隊大和駐とん地司令、黒川地区消防事務組合管理者（以下「管理者」という。）の当該管理地域（以下「管理地域」という。）において大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第22条の規定に基づき、消防相互応援に関し陸上自衛隊大和駐とん地司令（以下「甲」という。）と黒川地区消防事務組合管理者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 管理者等は管理地域における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

（応援出動）

第2条 この協定による応援は、災害発生地の管理者等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各管理者等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の管理者等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の管理者等からの電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援する管理者等に対し行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生場所
- （3）所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- （4）応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5）その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた管理者等は、当該管理地域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 管理者等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の管理者等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）機械器具の小破修理、燃料、消防職員（消防団員を含む）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- （2）機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- （3）前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の管理地域が負担するものとする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法又は国家公務員災害補償によるものとし、それ以上については、災害発生地の管理地域が負担するものとする。
- （2）応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責

任保険」という。) によるものとし、責任保険の範囲を超えるもの及びその他の損害については、災害発生地が管理地域が負担するものとする。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し、必要な細目は管理地域の管理者等が協議のうえ定める。

(施行期日)

第8条 この協定は、昭和48年7月1日から実施する。

(協定書の保有)

第9条 管理者等は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

昭和48年6月29日

甲	陸上自衛隊大和駐とん地	司令	小田安生
乙	黒川地区消防事務組合	管理者	浅野多一郎

資料3-7 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供
 - 必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
 - 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。

3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。

4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。

5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。
(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地の周辺市町村(以下「周辺市町村」という。)は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。

3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。

4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村(以下「応援市町村」という。)が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員(以下「応援職員」という。)が応援活動に伴い負傷・疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。

3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事	浅 野 史 郎
宮城県市長会会長	藤 井 黎
宮城県町村会会長	鹿 野 文 永

資料 3－8 災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

1 目的

この要領は、災害時における宮城県市町村相互応援協定（以下「協定」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めることを目的とする。

2 他の協定との関係

(1) 個別の県内市町村相互応援協定との関係

被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定（以下「個別協定」という。）は、これを優先して適用させるものとする。ただし、個別協定の構成員である県内市町村も被災し、応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

(2) 特定業務について締結されている相互応援協定との関係

水道業務、消防業務その他の特定業務について、県内の市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合（締結される見込みのものを含む。）には、当該相互応援協定等により応援を受けるものとする。ただし、特別の理由により、当該協定により応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

3 用語の定義

(1) 協定書第 2 条第 1 号イに規定する「飲料水」とは、原則として、容器詰めのをいう。

(2) 協定書第 2 条第 2 号に規定する「職員の派遣」とは、原則として、派遣期間が 10 日以内の派遣をいう。

(3) 協定書第 2 条第 2 号イ、ロ及びハに規定する「必要な職員」とは、非常勤職員を含むものとし、医療職、技術職、技能職等の職種を問わない。

(4) 協定書第 4 条第 2 項に規定する「県と調整するいとまがない場合」とは、住民の生命、健康、財産に重大な影響を与えるため、直ちに応急活動を実施する必要がある場合をいう。

4 応援を要請する市町村の受入体制等

(1) 応援を要請する市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、応援要請した内容を超える応援受諾の回答があっても、要請内容を著しく超える受援の決定をしてはならない。

(2) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、一の要請につき、派遣期間は 10 日間を超えてはならない。

(3) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、原則として、次のものを確保するものとする。

イ 派遣職員の宿泊場所。ただし、宿泊場所は旅館・ホテル等の宿泊施設である必要はなく、寝泊りできる場所であれば良いものとする。

ロ 派遣職員の食事。ただし、食事は全食を弁当、炊き出し等により給食することを妨げない。

ハ 派遣職員の応援業務が市町村内の移動を伴う場合は、当該移動用車両。ただし、資機材の提供に関する応援として、移動用車両の提供を併せて要請することを妨げない。

ニ 前号において、移動用車両の提供を併せて要請する場合は、当該車両の燃料の補給

5 協定の実施に関する様式

(1) 応援要請書

協定書第3条第1項に定める応援要請書（以下「要請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

(2) 応援要請内訳票兼応援回答書

要請書に添付する応援要請内訳票は、様式第2号のとおりとし、応援受諾の可否の調査に使用する応援回答書を兼ねるものとする。

(3) 応援依頼書兼応援活動終了報告書

協定書第3条第5項に定める応援依頼書は、様式第3号のとおりとし、応援活動終了報告書を兼ねるものとする。

(4) 自主的応援活動（申出・決定・報告）書

協定書第4条第2項に規定する自主的な応援活動に関する県等との連絡調整及び報告に使用する帳票は、様式第4号のとおりとする。

6 要請応援の手続き

(1) 応援の要請及び調査

イ 要請の窓口

被災市町村が協定の応援を要請する場合の県の窓口は、被災市町村を管轄する宮城県災害対策本部地方支部（以下「管轄地方支部」という。）とする。ただし、通信の途絶等により、管轄地方支部に要請することができない場合は、宮城県災害対策本部（以下「本部」という。）とする。

ロ 要請の方法

応援要請市町村は、要請書に必要事項を記入の上、その要旨を管轄地方支部（又は本部。以下6の章について同じ。）に電話等で連絡するとともに、要請書をファクシミリ送信するものとする。

ハ 要請の受理等

管轄地方支部は、要請書を受信したときは、要請内容、個別協定の適用状況等を確認し、協定による応援の必要性があると認められるときは、要請書を受理し、本部に電話等で連絡するとともに、応援調整窓口欄を記載の上、速やかに要請書をファクシミリ送信するものとする。

ニ 応援可能な市町村の調査

本部は、要請書の送信を受けたときは、要請内容、県内市町村の被災状況等を確認し、応援の可否を調査する市町村の範囲を定め、調査の範囲欄を記載の上、要請書を調査の対象とした市町村及び全地方支部に対し、ファクシミリ送信するものとする。

(2) 応援の可否の回答

前項ニで調査の対象とされた市町村は、速やかに応援の可否について検討し、要請書に示された応援調整窓口に対し、応援回答書をファクシミリ送信するものとする。

(3) 応援回答書の取りまとめ等

管轄地方支部は、調査の対象となった市町村の回答を取りまとめ、応援要請市町村に報告するものとする。

(4) 応援を受ける市町村の決定等

応援要請市町村は、応援受諾の回答のあった市町村の中から、応援を受ける市町村を決

定するものとし、管轄地方支部は必要に応じ決定に際しての助言等を行うものとする。

(5) 応援の通知等

イ 応援要請市町村が行う通知等

(イ) 応援を受ける市町村に対する依頼

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、当該市町村に速やかに電話等で連絡するとともに、応援依頼書（以下「依頼書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(ロ) 管轄地方支部に対する通知

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、管轄地方支部に速やかに電話等で連絡するとともに、依頼書の写しをファクシミリ送信するものとする。

ロ 管轄地方支部が行う通知

管轄地方支部は、応援要請市町村から依頼書の写しの送信を受けたときは、その内容を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ハ 本部が行う通知

本部は、管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(6) 応援の実施

前項イの（イ）で応援の決定の連絡を受けた市町村は、依頼書に記載された応援決定事項を実施するため行動を開始するものとし、必要に応じ応援要請市町村と連絡、調整を図るものとする。

(7) 応援の終了

応援要請市町村は、依頼書に示した応援活動が終了（一部を含む。）したときは、速やかに応援活動終了報告書により管轄地方支部に報告するものとし、管轄地方支部及び本部は、第5項ロ及びハの例により関係機関に通知するものとする。

7 応援の可否の意向調査

本部は、災害が広範囲にわたり段階的に多数の市町村から応援要請があると見込まれるときは、事前に市町村に対し、応援の可否についての意向調査（様式第5号）を行うことができるものとする。ただし、当該調査の回答は、応援要請時における回答を拘束するものではない。

8 自主的応援活動の手続き

(1) 自主的応援活動の申出

被災市町村の周辺市町村は、情報収集の結果、自主的応援活動（以下「自主応援」という。）を行う必要があると認めたときは、自主的応援活動申出書（以下「申出書」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を申出市町村を管轄する地方支部（以下「申出管轄地方支部」という。）に電話等で連絡するとともに、申出書をファクシミリ送信するものとする。ただし、通信の途絶等により、申出管轄地方支部に申し出ることができない場合は、本部に行うものとする。

(2) 自主応援の調整及び決定

申出管轄地方支部（又は本部。以下8の章について同じ。）は、申出書の送信を受けたときは、被災市町村及び被災市町村を管轄する地方支部（以下「被災管轄地方支部」という。）と協議の上、自主応援の申出の受諾の有無を決定するものとする。ただし、申出管轄地方

支部と被災市町村又は被災管轄地方支部の連絡が途絶している場合は、協議を省略することができるものとする。

(3) 自主応援の通知

イ 自主応援の申出を受諾するときの通知

(イ) 申出管轄地方支部が行う通知

a 申出市町村に対する通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けることと決定した場合は、速やかに申出市町村に電話等で連絡するとともに、自主的応援申出決定書（以下「決定書」という。）に決定事項を記入し、ファクシミリ送信する。

b 本部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主応援の申出を受けることと決定した場合は、前記 a で作成した決定書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

(ロ) 本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

ロ 自主応援の申出を受けないときの通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けないことと決定した場合は、申出市町村に速やかに電話等で連絡するものとする。

(4) 自主応援の実施

イ 自主応援の決定を受けた市町村の責務

自主応援の決定の連絡を受けた市町村（以下「自主決定市町村」という。）は、決定書に記載された応援活動を直ちに実施するものとし、必要に応じ申出管轄地方支部と連絡、調整を図るものとする。

ロ 申出管轄地方支部の責務

申出管轄地方支部は、被災管轄地方支部と協力し、応援活動が迅速、円滑に行われるよう必要な調整等を行う。

(5) 自主応援終了の報告

自主決定市町村は、決定書に記載された応援活動を終了したときは、速やかに申出管轄地方支部に電話等で連絡するとともに、自主的応援活動報告書（以下「報告書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(6) 自主応援終了の通知

イ 申出管轄地方支部の行う通知

(イ) 被災市町村及び被災管轄地方支部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主決定市町村から報告書の送信を受けたときは、遅滞なく被災市町村及び被災管轄地方支部に自主応援の終了を電話等で連絡するとともに、報告書の写しをファクシミリ送信するものとする。

(ロ) 本部に対する通知

申出管轄地方支部は、速やかに報告書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ロ 本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(7) 調整のいとまがない場合の自主応援の報告

イ 報告の窓口

調整のいとまがない場合において実施した自主応援の報告は、自主的な応援活動を実施した市町村を管轄する地方支部（以下「自主活動管轄地方支部」という。）に行う。ただし、通信の途絶等により、自主活動管轄地方支部に報告することができない場合は、本部に行うものとする。

ロ 終了の報告及び通知

調整のいとまがない場合の自主的な応援活動を実施した市町村は、当該応援活動が終了したときは、報告書を作成し、自主活動管轄地方支部（又は本部。以下この項について同じ）に電話等で連絡するとともに、報告書をファクシミリ送信するものとし、自主活動管轄地方支部及び本部は前項の例により通知するものとする。

9 応援手続きに使用する通信手段

要請応援及び自主的な応援活動の手続きに定める通信手段が使用できない場合は、適宜、その他の利用可能な通信手段を使用して行うものとする。

10 経費の負担

(1) 経費負担の取扱

イ 応援物資の運搬に関する経費

物資・資機材の提供に関する応援に要する経費には、応援地までの運搬に要する経費を含むものとする。

ロ 職員の派遣に関する応援における職員手当の算定は、応援市町村の給与規定に基づくものとする。

ハ 自主応援に要した経費は、通信の途絶等により応援を受けた市町村との協議ができな
いたため申出管轄地方支部が自主応援を決定した場合及び調整のいとまがなかった場合
を含め、応援を受けた市町村の負担とする。

(2) 経費負担の特例

次に掲げる経費については、応援を受けた市町村に負担を求めないものとする。ただし、これによりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村が協議して定めることを妨げない。

イ 物資・資機材の提供に要した経費のうち次のもの。

(イ) 応援市町村が保有している資機材（車両・航空機を含む）の貸出料

(ロ) 災害救助法に基づく費用の支弁が受けられない場合における応援市町村が保有している車両の燃料費。ただし、災害救助法に基づく費用支弁の可否にかかわらず、応援地内での補給が必要な場合において、応援を受ける市町村が要領4第3項ニに基づく燃料補給が困難なため、応援市町村が自ら燃料を調達した場合を除く。

(ハ) 市町村が提供した物資が、無償で補充できた場合

ロ 職員の派遣に関する応援に要した経費。ただし、次に掲げる経費を除く。

(イ) 時間外勤務手当等の超過勤務手当、特殊勤務手当のうち著しく危険、不快又は不健康

な勤務に従事した際に支給される手当、消防団員・水防団員の出動手当

(ロ) 応援を受ける市町村が、要領4第3項イ及びロに基づく宿泊場所又は食事の提供が困難なため、応援市町村が自ら宿泊場所又は食事を確保した場合に要した経費

11 県、市町村の情報交換

(1) 連絡先一覧表の作成

県は、協定の内容が迅速かつ円滑に実施されるよう、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を調査、作成し、市町村に配布するものとする。

(2) 新たな個別協定締結の報告、周知

イ 報告

市町村は、新たに災害時における相互応援協定（県外を含む。）を締結したときは、遅滞なく協定書の写しを添付し、県の防災主管課へ報告するものとする。ただし、当該協定書が県内の複数の市町村を構成員としている場合は、一の市町村が代表して報告することができる。

ロ 周知

県の防災主管課は、前号の報告を受けたときは、遅滞なく全市町村及び全地方支部に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

応 援 要 請 書

管轄地方支部長 あて
又は
宮城県災害対策本部長 あて

[応援要請市町村]
市町村長
(公印省略)

災害時における宮城県市町村相互応援協定第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり応援を要請します。

記

要 請 日 時		令和 年 月 日 時 分					
要 請 側 担 当 者	所 属						
	職 氏 名						
	行政無線	電 話		N T T	電 話		
		F A X			F A X		
原因となった災害							
被害の状況							
応援の内容		応援要請内訳票のとおり					
その他必要事項							
※ 応 援 調 整 窓 口	所 属						
	職 氏 名						
	行政無線	電 話					
		F A X					
	N T T	電 話					
		F A X					
※ 調 査 の 範 囲	県全域 ・ 一部圏域 ()						

様式第2号

応援要請内訳票（兼応援回答書）

要請日時	令和 年 月 日 時 分		枚目中	枚目
応援要請 市町村		※ 応援調整 窓 口		
番 号	1	2	3	
応援の種類 (協定条文)				
	第2条第 号 ()	第2条第 号 ()	第2条第 号 ()	
応援の具体的 内容及び所要 量・人数等				
応援希望 時期・期間				
応援場所				
集合場所				
集合場所まで の交通状況				
宿泊場所				
その他必要な 事項				
※ 回 答	応 諾	受 諾 ・ 不 可	受 諾 ・ 不 可	受 諾 ・ 不 可
	受諾の 内 容 (応援可 能数量, 人数、宿 泊の必要 性等)			
	回答市町村		行政無線 電話	
			〃 FAX	
	担当者所属		NTT 電話	
		〃 FAX		

様式第3号

応援依頼書（兼応援活動終了報告書）

市町村長 あて
（管轄地方支部長）

[応援要請市町村]

市町村長
（公印省略）

災害時における宮城県市町村相互応援協定書第3条第5項の規定により、貴市町村に下記のとおり応援を依頼します。

（災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領6第7項の規定により、下記の応援活動が終了したので、報告します。）

記

応援決定日時		令和 年 月 日 時 分				枚目中 枚目	
応援決定市町村							
要 請 側 担 当 者	所 属						
	職 氏 名						
	行 政 無 線	電 話			N T T	電 話	
		F A X				F A X	
受 援 事 項							
番 号	1		2		3		
応援の種類 （協定条文）							
	第2条第 号（ ）		第2条第 号（ ）		第2条第 号（ ）		
応援の具体的内容及び 所要量・人数等							
応援 時期・期間							
応援場所							
集合場所							
集合場所までの 交通状況							
宿泊の有無 （有→場所）	有 ・ 無 （ ）		有 ・ 無 （ ）		有 ・ 無 （ ）		
その他 必要な事項							
終了日時	令和 年 月 日 時 分		令和 年 月 日 時 分		令和 年 月 日 時 分		

様式第4号 自主的応援活動（申出・決定・報告）書
 [受信者]

あて

[発信者]

災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領8第 項の規定により、下記のとおり自主的応援活動を（申し出・決定し・終了したので報告し）ます。

記

日 時		申 出	令和 年 月 日 時 分	決 定	令和 年 月 日 時 分	
担 当 者	区 分	申出側・報告側		決定側		
	所 属					
	職 氏 名					
	行政無線	電話				
		FAX				
	N T T	電話				
FAX						
原因となった災害						
被害の状況						
自主的な応援活動が必要な理由（調整のいとまがなかった場合その理由）						
応援の内容		申出（報告）内容		※ 決定内容		
その他必要事項						
終了日時（報告時使用）		令和 年 月 日 時 分				

- [注] 1 申出書及び報告書として使用する場合の [発信者] は申出（報告）市町村長（公印省略）、
 [受信者] は当該市町村の管轄地方支部長又は災害対策本部長とする。
 2 決定書として使用する場合の [発信者] は申出市町村の管轄地方支部長又は災害対策本部長（公印省略）、
 [受信者] は申出市町村長とする。

様式第 5 号

令和 年 月 日

応 援 意 向 調 査 書

各市町村長 あて

宮城県災害対策本部長
(公印省略)

災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領 7 の規定により、下記の応援要請があった場合の受諾の可否について、事前調査します。

記

回答期限	令和 年 月 日 時 分			
番 号	1	2	3	
応援の種類	1 物資・資機材提供 2 職員の派遣 3 その他	1 物資・資機材提供 2 職員の派遣 3 その他	1 物資・資機材提供 2 職員の派遣 3 その他	
応援の具体的内容				
応援時期・期間				
応援場所				
その他必要な事項				
※ 回 答	応 諾	受 諾 ・ 不 可	受 諾 ・ 不 可	受 諾 ・ 不 可
	受諾の内容 (応援可能数量, 人数)			
	回答市町村		行政無線 電話 // F A X	
	担当者所属		N T T 電話 // F A X	
	職氏名			
回答時点	令和 年 月 日 時 分現在			

資料3-9 災害時相互援助に関する協定書〔北海道清水町〕

この協定は、災害が発生した際における相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

(協定の趣旨)

第1条 北海道清水町及び宮城県大郷町（以下「両自治体」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両自治体のうち、いずれか、または双方が被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 飲料水
- ウ 日用品
- エ 燃料
- オ 応急対策用資器材
- カ 医療品
- キ その他、生活に必要な物資

(2) 人的援助

- ア 職員の応援
- イ ボランティアの斡旋

(3) 被災者支援

- ア 避難住民や要援護者の受入れ

(4) その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

(援助物資等の情報交換)

第6条 両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了日の1か月前ま

でに両自治体のうち、何れからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成24年10月23日

北海道上川郡清水町長 高 薄 渡

宮城県黒川郡大郷町長 赤 間 正 幸

資料3-10 災害時相互援助に関する協定書〔山形県舟形町〕

この協定は、災害が発生した際における相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

(協定の趣旨)

第1条 山形県舟形町及び宮城県大郷町（以下「両自治体」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両自治体のうち、いずれか、または双方が被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 飲料水
- ウ 日用品
- エ 燃料
- オ 応急対策用資器材
- カ 医療品
- キ その他、生活に必要な物資

(2) 人的援助

- ア 職員の応援
- イ ボランティアの斡旋

(3) 被災者支援

- ア 避難住民や要援護者の受入れ

(4) その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

(援助物資等の情報交換)

第6条 両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了日の1か月前ま

でに両自治体のうち、何れからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成24年11月13日

山形県最上郡舟形町長 奥山和雄

宮城県黒川郡大郷町長 赤間正幸

資料3-11 災害時相互援助に関する協定〔東京都青梅市〕

(協定の趣旨)

第1条 宮城県大郷町および東京都青梅市（以下「両自治体」という。）は、地震等により災害が発生した場合に、両自治体が相互に援助し、応急対策および復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両自治体のうち、いずれか、または双方が被災し、応急対策および復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合は、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 飲料水
- ウ 日用品
- エ 燃料
- オ 応急対策用資器材
- カ 医療品
- キ その他生活に必要な物資

(2) 人的援助

- ア 職員の応援
- イ ボランティアのあつせん

(3) 被災者支援

避難住民や要援護者の受入れ

(4) その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

(援助物資等の情報交換)

第6条 両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに両自治体のうち、いずれからも変更または解除の申し出がないときは、この協定書の有効期間は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成25年4月23日

大 郷 町 長

青 梅 市 長

【立 会 人】

大郷町議会議長

青梅市議会議長

資料 3-12 宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 21 条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害等（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- （1）地震、風水害
- （2）山林地域での火災
- （3）高層建物の火災
- （4）石油コンビナート火災その他特殊火災
- （5）航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- （6）その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が上記に掲げ発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第 2 条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- （1）災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- （3）その災害を防除するため、他の市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合
- （4）この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目を定めた場合

（応援要請の方法）

第 3 条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生の日時、場所及び災害
- （3）要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- （4）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- （5）応援隊の到着希望日時及び集結場所
- （6）道路条件、気象状況
- （7）その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第 4 条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村

等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生の市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附則

この協定は、平成4年4月1日から実施する。

仙台市	市長	石井 享
名取市	市長	石川 次夫
岩沼市	市長	小野 光彦
石巻地区広域行政事務組合	管理者 石巻市長	平塚 真治郎
塩釜地区消防事務組合	管理者	三升 正直
亘理地区行政事務組合	管理者	千石 正乃夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長 白石市長	川井 貞一
栗原地域広域行政事務組合	管理者	千葉 種助
大崎地域広域行政事務組合	管理者 古川市長	中川 俊一
登米地域広域行政事務組合	理事会理事長	田代 喜毅
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長	菅原 雅
黒川地域行政事務組合	理事会理事長	木幡 恒雄
立会人	宮城県知事	本間 俊太郎

資料3-13 宮城県広域航空消防応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災ヘリコプター航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書 13 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上各自 1 通を所持する。

平成4年4月1日

宮城県	知事	本間俊太郎
仙台市	市長	石井 享
名取市	市長	石川 次夫
岩沼市	市長	小野 光彦
石巻地区広域行政事務組合	管理者 石巻市長	平塚 真治郎
塩釜地区消防事務組合	管理者	三升 正直
亘理地区行政事務組合	管理者	千石 正乃夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長 白石市長	川井 貞一
栗原地域広域行政事務組合	管理者	千葉 種助
大崎地域広域行政事務組合	管理者 古川市長	中川 俊一
登米地域広域行政事務組合	理事会理事長	田代 喜毅
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長	菅原 雅
黒川地域行政事務組合	理事会理事長	木幡 恒雄

資料 3-14 宮城県内航空消防応援協定〔仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び(広域)行政事務組合管理者〕

仙台市（以下「甲」という。）と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亘理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた災害の応援（以下「航空消防応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（航空消防応援の要請対象）

第 2 条 航空消防応援の要請は、法第 1 条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

（航空消防応援の実施要件）

第 3 条 航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定（平成 4 年 4 月 1 日締結）に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- （2）防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合
- （3）防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

（航空消防応援の出場条件）

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- （1）甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプターが活動中である場合
- （2）災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さない場合
- （3）点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合
- （4）消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

（航空消防応援の要請手続）

第 5 条 航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）必要とする応援の具体的内容
- （2）災害時にヘリコプターが離着陸をする場所（以下「離着陸場」という。）の所在地及び支援体制

(3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況

(4) その他必要な事項

2 甲の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡票（別紙様式）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

（航空消防応援の中断）

第6条 甲は、甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

（消防ヘリコプターに対する指揮）

第7条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。

3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は、県内共通波（152.77MHz）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

（事前計画）

第8条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等

(2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法

(3) 離着陸場への職員の派遣

(4) 離着陸場の照明設備等

(5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置

(6) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制

(7) その他必要と認める事項

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）

第9条 乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(1) 死傷者が発生した事故

(2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

（航空消防応援に要する経費の負担）

第10条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

(1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。

- (2) 応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第 12 条 この協定を証するため、この協定書 13 通を作成し、甲、乙及び立会人が各自 1 通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成 5 年 4 月 1 日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。
- 3 応援に要した経費については、第 10 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までの間は、なお「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成 13 年 4 月 1 日

(甲) 仙台市		市 長	藤井	黎
(乙) 名取市		市 長	石川	次夫
岩沼市		市 長	井口	経明
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長	菅原	康平
塩釜地区消防事務組合		管 理 者	三升	正直
亘理地区行政事務組合		管 理 者	伊藤	敏雄
仙南地域広域行政事務組合		理 事 長	川井	貞一
栗原地域広域行政事務組合		管 理 者	佐藤	覚次郎
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長	佐々木	謙次
登米地域広域行政事務組合	理事会	理 事 長	三浦	五郎
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理 事 長	鈴木	昇
黒川地域行政事務組合	理事会	理 事 長	浅野	元
立会人		宮城県知事	浅野	史郎

別表（第5条第2項関係）

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
消防局警防部指令課	仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号	加入電話(022)234-1111 F A X (022)234-2364
		県防災行政無線(地上系、衛星系) (+044)-621-2360 F A X (+044)-621-2289

資料 3-15 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害における 広域航空消防応援に関する協定〔仙台市長ほか消防本部(局) 設置市町村(広域)行政事務組合管理者〕

宮城県と仙台市、名取市、岩沼市及び消防の業務を行う一部事務組合（以下「関係市等」という。）は、消防組織法第 24 条の 3 の規定に基づく「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和 61 年 5 月 30 日付消防救第 61 号消防庁次長通知）第 8 項に定める応援のうち「宮城県防災ヘリコプター職員派遣に関する協約書」（以下「協約書」という。）に基づき、県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続きについて次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協約書に基づき派遣されている職員の応援派遣（以下「航空消防応援」という。）に関する手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

（代表市町村）

第 2 条 航空消防応援を行う場合における、知事からの応援要請の受理及び受諾の可否の決定については、仙台市を代表市町村と定め、仙台市長が行うものとする。

2 前項の応援要請の受理及び受諾の可否の決定は、協約書に基づき派遣している関係市等（以下「職員派遣市等」という。）の長すべてが行ったものとする。

（航空消防応援の要請）

第 3 条 航空消防応援の要請は、知事から仙台市長に対し様式 1 により行うものとする。

（航空消防応援の決定）

第 4 条 仙台市長は、前条の要請を受理した場合には、直ちに要請受諾の可否を決定し、知事に対し様式 2 より通知するものとする。

（他の職員派遣市等への通知）

第 5 条 仙台市長は、前条の決定をした場合は、知事からの要請内容及び要請受諾の可否を仙台市消防局長を通じ他の職員派遣市等の長に対し通知するものとする。

（通知等の方法）

第 6 条 第 3 条の要請及び通知は、電話、ファックス等により行うものとする。

（適用期間）

第 7 条 この協定書の適用期間は締結の日から平成 年 月 日までとする。

（その他）

第 8 条 この協定の実施について疑義又は定めのない事項が生じたときは、県、関係市等が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 13 通を作成し、県、関係市等が記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

平成 16 年 4 月 1 日

宮 城 県 知 事
仙 台 市 長

名 取 市 長		
岩 沼 市 長		
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合	管理者	
亘理地区行政事務組合	管理者	
仙南地域広域行政事務組合	理事長	
栗原地域広域行政事務組合	管理者	
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長	
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長

資料3-16 災害時の情報交換に関する協定〔国土交通省東北地方整備局〕

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と大郷町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大郷町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 大郷町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲が乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活躍場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年9月24日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行

乙 黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8
大郷町長 赤間 正幸

資料3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

(趣 旨)

第1条 この計画は、宮城県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会宮城県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業者が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各会員内で対応不可能な災害が発生した場合は、県支部長の要請により、各会員は、被災事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各会員を気仙沼、石巻、大崎、仙塩、仙南の5ブロック及び仙台市、栗原市、登米市の3市に分け、各ブロックから1会員を代表として選出し、これに仙台市、栗原市及び登米市を加えた8都市を「代表都市」とする。なお、組織図は別図のとおりとする。

2 県支部長都市及び代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課及び連絡担当責任者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業者から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業者

(以下「情報連絡担当事業体」という。)を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。
(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。
(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- ・ 応急給水
- ・ 応急復旧
- ・ 応急復旧用資機材の提供
- ・ 漏水調査
- ・ 工事業者の斡旋
- ・ 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この計画に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市は、必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(県営水道)

第13条 宮城県企業局の経営する用水供給事業が、第3条に定めるそれぞれのブロックにおいて被災し、会員の応援を必要とする場合は、この計画の定めるところによる。

(会員以外への協力)

第 14 条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指 針)

第 15 条 この計画の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協 議)

第 16 条 この計画に定めのない事項及びこの計画の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この計画は、平成 11 年 6 月 30 日から適用する。

(日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成 8 年 5 月 28 日議決)」は、廃止する。

附 則(平成 16 年 5 月 27 日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 27 日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

資料 3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定〔大郷地区建設災害防止協議会〕

大郷町（以下「甲」という。）と大郷地区建設災害防止協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 2 条 1 項の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急措置について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合に必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、大郷町内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）必要とする人員
- （3）必要とする資機材等の種類及び数
- （4）必要とする活動場所、活動内容及び期間
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があったときは、乙の組織する大郷地区建設災害防止協議会作業班（以下「作業班」という）を速やかに出動させるものとする。

第 3 条 甲の乙に対する要請は、大郷町長が行うものとする。

（協力の実施）

第 4 条 要請により災害出動した作業班は、大郷町職員の指揮者に従い応急措置を実施するものとする。

2 災害現場に大郷町職員が派遣されていない場合は、作業班長の支持により要請事項に従い応急措置を実施するものとする。

第 5 条 乙は、前条の当該応急措置の実施を終了後、活動状況の概要を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときには、乙に対し、速やかに協力要請の解除を通報するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 この協定に基づく協力のために要した費用は、甲が負担する。

（協議）

第 7 条 この協議に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定は平成 18 年 7 月 5 日から効力を発生する。

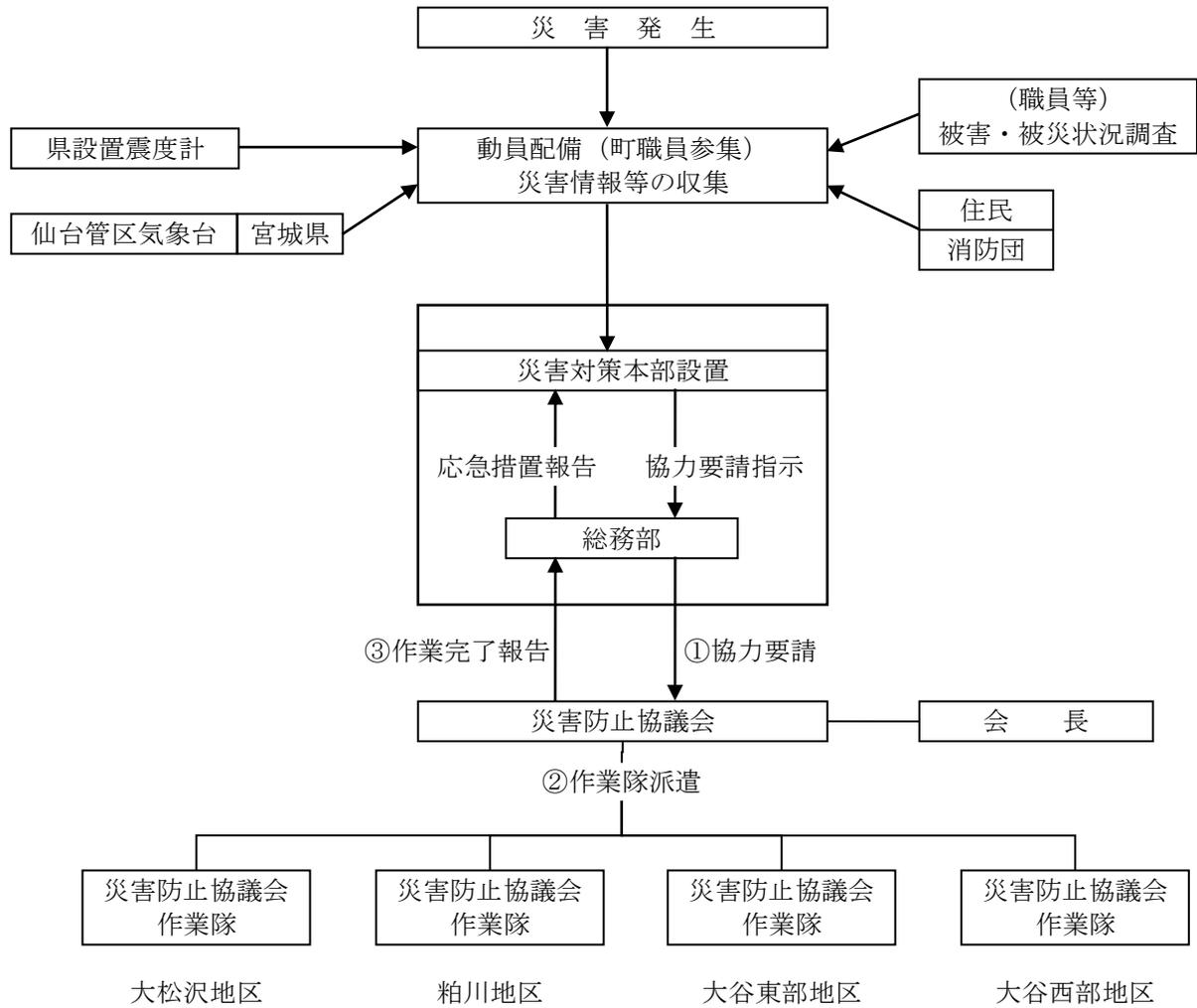
甲及び乙は、本協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 18 年 7 月 5 日

甲 大郷町長 田中 學

乙 大郷地区建設災害防止協議会 会長 赤間利行

災害時における応急措置の協力に関する協定



大郷地区建設災害防止協議会会員名簿

社名	代表者名	住所	TEL	FAX
(株)大郷建設	伊藤 新一	大郷町粕川字大檀原 40	022-359-2861	022-359-2861
(有)熊谷産業	熊谷 肇	大郷町石原字下り松 13-1	022-359-3362	022-359-2759
寺嶋建設工業(株)	寺嶋 諭	大郷町大松沢字於在家屋敷 11	022-359-3152	022-359-4185
(有)村山組	村山 壽弘	大郷町不来内字横沢 15	022-359-3823	022-359-3531
(株)鎌田建設工業	鎌田 佳寿	大郷町粕川字新砂河原 214	022-359-3037	022-359-3118
(株)小野建設	小野 隆	大郷町川内字長福寺山 59-11	022-359-2845	022-359-3286
(株)高一建設	高橋 正一	大郷町土橋字台畑 11-1	022-359-4636	022-359-3118

資料3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書〔(株)丹勝〕

大郷町（以下「甲」という。）と株式会社 丹勝（以下「乙」という。）は、甲は乙の応援協力が無償による社会貢献活動であることの趣旨に鑑み、災害発生（巨大地震・異常降雨・異常降雪）時における災害対策の実施にあたり応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大郷町内において大規模災害が発生、又はおそれのある場合において、甲が、乙に甲が管理する公共土木施設や公園・河川等の災害状況調査及び応急措置（以下「調査・応急措置」という。）を依頼するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（応援協力の内容）

第2条 甲が乙に応援協力を求める内容については次のように定める。

- （1）甲が管理する公共施設等のうち、斜面崩壊箇所及び高所危険箇所・倒木樹木等の被害状況の報告
- （2）甲が管理する公共施設等のうち、斜面崩壊箇所及び高所危険箇所・倒木樹木等が緊急に措置が必要となった場合の応急措置
- （3）甲が管理する道路のうち、丹勝リサクルセンター前の道路から、各県道までの危険箇所（除雪作業）の報告

（応援協力の要請）

第3条 甲は調査のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、調査・応援協力措置を要請することが出来るものとする。

2 乙は甲からの要請があったときは、特別な理由がない限り甲に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は前条の規定により乙に対し応援協力を要請するときは、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は前条により甲から応援協力の要請を受けたときは、できる限り速やかに被害箇所の調査を実施し、その結果を報告書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 調査の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。ただし、応急措置に要する経費については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（事故報告）

第7条 乙は調査・応急措置中に事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第8条 乙は調査・応急措置中に、乙の責めに帰する理由により使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(応援協力の連絡体制)

第9条 甲及び乙はあらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合、又は変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相互に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成24年12月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲又は乙いずれかが書面をもって協定終了の意思表示がなされないときは、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年2月9日

甲 大郷町

大郷町長 赤間正幸

乙 株式会社 丹勝

代表取締役 丹野勝治

株式会社 丹勝において用意できる資機材及び技術者等

1 作業員	10名
2 高所作業車	1台
3 掘削機	1台
4 チェンソー	5台
5 産業廃棄物運搬車	3台
6 運搬車	2台
7 運搬車(クレーン付)	2台
8 緊急用大型土のう	100枚
9 小型土のう	1,000枚
10 タイヤショベル	3台
11 パワーショベル(0.7 m ³)	2台
12 パワーショベル(0.4 m ³)	2台
13 パワーショベル(0.3 m ³)	1台
14 ハイドロシーダー(散水機4,000ℓ)	1台

(様式1)

応 援 協 力 要 請 書

1. 業務内容

2. 応援を必用とする日時及び時間

(1) 期 間

(2) 場 所

3. 対策工種等

工 種	概 算 数 量	そ の 他

4. その他

令和 年 月 日

株式会社 丹 勝
代表取締役

殿

大郷町長

(担当者名 :)

(様式2)

被害箇所状況調査書

令和 年 月 日 時 分現在
作成者：

河川・路線名	
場 所	
施設損壊状況	

復旧工事の概要

種別	規格	長さ	高さ	幅	数量	単位

平面図 (ポンチ図)	横断図 (概略図)

※目印になるもの（電柱・橋梁等）を記入

【詳細状況・その他】

資料 3-20 大規模災害時における協力に関する協定書 〔三井住建道路（株） 東北支店 宮城営業所〕

（総則）

第 1 条 災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害により、被害が生じた場合（以下「災害時」という。）は、同法第 7 条第 2 項の規定に基づき、大郷町（以下「甲」という。）と三井住建道路株式会社東北支店宮城営業所（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害時応急活動に必要な応援に関し、次の通り協定を締結するものとする。

（応援の要請）

第 2 条 この協定は、災害時において、甲は乙が所有する建設資機材による応援の必要があると認めるときは、次項で報告された方法により、乙に対して要請できるものとする。

2 乙は前項の要請に迅速かつ確実に応じる為、あらかじめ業務責任者及び連絡方法等を定め甲に報告するものとし、変更等があった場合もまた同様とする。

（応援の範囲）

第 3 条 この協定により、甲が乙に要請できる主な資機材は、次のとおりである。

(1) バックホウ 0.4 m ³	1 台
(2) ホイールローダー	1 台
(3) 4 t ダンプトラック	1 台
(4) 砂	10 m ³
(5) 碎石	50 m ³
(6) 土嚢（小型）	100 袋
(7) 土嚢袋（小型）	200 枚
(8) 常温合材 30 kg	20 袋

（応援資機材の保管場所）

第 4 条 この協定による、資機材の保管、引き渡し場所については、原則として、大郷町川内字長福寺山 74 三井住建道路株式会社東北支店宮城営業所内とする。

（協力の実施）

第 5 条 乙は甲から第 1 条の要請があった場合、特別な理由がないかぎり、甲に提供し応援するものとする。

（協力の報告）

第 6 条 乙は前条の協力を実施した場合、甲に対し、その内容、数量等を書面にて報告するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 応援により発生する費用については、第 3 条の数量を超えない範囲で、原則として乙が負担する、但し、機材の燃料及び消耗品については、その限りでない。

2 前項の数量を超える範囲については、その費用について別途協議するものとする。

（有効期間）

第 8 条 本協定書の有効期間は、協定書締結の日から適用し、1 年を経過した日にその効力を失う、但し、期間が満了する 30 日前までに甲又は乙から、書面による別段の意思表示が無

いときは、この協定は、満了の日の翌日から更に1年間有効に存続するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めがない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年2月9日

甲 大郷町

大郷町長 赤間正幸

乙 三井住建道路株式会社

東北支店 宮城営業所

所長 早坂順

(様式1)

応 援 協 力 要 請 書

1. 業務内容

2. 応援を必用とする日時及び時間

(1) 期 間

(2) 場 所

3. 対策工種等

工 種	概 算 数 量	そ の 他

4. その他

令和 年 月 日

三井住建道路株式会社
東北支店 宮城営業所
所 長

殿

大郷町長

(担当者名 :)

(様式2)

被害箇所状況調査書

令和 年 月 日 時 分現在
作成者：

河川・路線名	
場 所	
施設損壊状況	

復旧工事の概要

種別	規格	長さ	高さ	幅	数量	単位

平面図 (ポンチ図)	横断図 (概略図)

※目印になるもの（電柱・橋梁等）を記入

【詳細状況・その他】

資料 3-21 災害時の応急措置の協力について〔(株)小野建設ほか 8 社〕

大郷町長 田中 学 殿

平成 16 年 9 月 22 日

災害時の応急措置の協力について

町内にて地震・水害等の自然災害が発生した場合、
町の要請のもと被害拡大防止の為に、応急工事、仮復旧工事等
緊急措置及び必要な人員、機械、資材の提供を下記の業者が協力致します。

記

協力業者名

宮城県黒川郡大郷町川内字長福寺山 59 番地の 11
株式会社 小野建設
代表取締役 小野 隆
TEL 022-359-2845

仙台市宮城野区福室一丁目 4 番 46 号
株式会社鈴幸商店
代表取締役 鈴木 岩夫

中間処理場
黒川郡大郷町東成田字板谷西山 29-3

仙台市宮城野区田子字新入 5 番地
株式会社サカエ
〒983 代表取締役 佐藤 高雄
TEL 022-258-8343

仙台市宮城野区日の出町三丁目 3 番 32 号
株式会社 丹勝
代表取締役 丹野 勝治

仙台市宮城野区日の出町三丁目 3 番 32 号
有限会社グローバル工業
取締役 千葉 強

〒981-3502
宮城県黒川郡大郷町粕川大字沢田 23 の 2
TEL 022-359-4114
エスアールジータカミヤ株式会社
宮城仙台センター

宮城県黒川郡富谷町明石字上桜ノ木街区番号 50-1-1
世紀東急工業株式会社 黒川営業所
所長 梅津 賢一

宮城県黒川郡大郷町粕川字熊野脇 26-1
シンレキ工業株式会社 東北事業所
所長 及川 勉
TEL 022-39-5172

宮城県黒川郡大郷町中村字西浦 3 番 1 号
東北日本板硝子株式会社
代表取締役 近藤 章

資料3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書〔コマツレンタル(株)〕

大郷町（以下「甲」という。）とコマツレンタル株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大郷町内で地震・風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を供給すること。
- （2）乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を甲の指定する納入場所に搬送すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、機材供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書きにより協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取等）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される機材の品目、数量等は別表に掲げるものから被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した機材の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあつては、甲が機材の引取りのため派遣する甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第2号の規定により乙が搬送する場合にあつては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

3 レンタル期間が終了した機材の返却については、前項に準じて甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による協力要請に応じて応急活動に要する機材のレンタルを開始したときは機材納入報告書（別記様式第2号）、機材のレンタルが終了したときは機材レン

タル終了報告書（別記第3号様式）を速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 機材納入報告書および機材レンタル終了報告書の提出にあたっては、前条第2項および第3項に定める者が機材の引取又は返却を確認した旨の署名又は押印した書類もしくはその写し（以下「確認書類等」という。）を添付するものとし、確認書類等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める各報告書の機材供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費等の負担）

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては大郷町役場企画財政課長、乙にあつては大郷機械センタ長とする。
- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しておくものとする。

（損害の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により、乙が、第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決にあたるものとする。

（負傷等の補償）

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もうしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るよう努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、平成23年8月31日から平成24年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 8 月 31 日

甲 大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
大郷町
大郷町長 赤 間 正 幸

乙 横浜市神奈川区神奈川 2-16-15
コマツレンタル株式会社
代表取締役 四家 千佳史

別記第1号様式

大郷企財第 号
令和 年 月 日
時 分

コマツレンタル(株)

代表取締役 四家 千佳史 様

大郷町長 田中 学

機材供給要請書

「災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定」第3条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

- 1 要請事項：機材のレンタル
- 2 レンタル期間：納入日より 日間
- 3 機材供給要請内容

No.	機材名称	規格	数量	搬送先	備考（納入希望日時等）

連絡責任者 大郷町役場企画財政課

課長 吉田 喜久夫

電話 022-359-5502

F A X 022-359-3287

メール zaisei@town.miyagi-osato.lg.jp

別記第2号様式

令和 年 月 日

大郷町長 赤間 正幸 殿

コマツレンタル(株)
代表取締役 四家 千佳史

機材納入報告書

令和 年 月 日付け大郷企財第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく機材の供給が完了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	要請数量	供給数量	搬送先	備考（納入日時等）

連絡責任者 コマツレンタル
大郷機械センタ長
電 話 022-359-8245
F A X 022-359-8246

別記第3号様式

令和 年 月 日

大郷町長 田中 学 殿

コマツレンタル(株)
代表取締役 四家 千佳史

機材レンタル終了報告書

令和 年 月 日付け大郷企財第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	供給数量	搬送先	レンタル期間
					年 月 日～ 年 月 日

連絡責任者 コマツレンタル
大郷機械センタ長
電 話 022-359-8245
F A X 022-359-8246

別表

災害時（非常時）における供給レンタル機材（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される機材）

品名
<ul style="list-style-type: none"> ・発電機（大型、中型、小型） ・レンタカー（発電機運搬用）

2 状況に応じて供給が想定される機材

品名	品名
<ul style="list-style-type: none"> ・投光機、エンジン搭載式投光器 ・移動式トイレ ・ストーブ類 ・クーラー 	<ul style="list-style-type: none"> ・投光車 ・電源車

3 上記以外の機材（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ決定する機材）

資料 3-23 除雪作業の応援又は協力に関する覚書〔(株) 丹勝〕

大郷町（以下「甲」という。）と株式会社 丹勝（以下「乙」という。）は、甲は乙の応援協力が無償による社会貢献活動であることの趣旨に鑑み、除雪作業の応援又は協力することについて以下の事項に関して合意した。

（協力内容）

甲が管理する道路のうち、丹勝リサイクルセンター前の道路から、各県道までの除雪作業業務及び作業報告とする。

（自発的協力）

乙は甲が管理する道路が積雪のため危険と思われ、又は、町の除雪委託会社が除雪作業を行うに相当する積雪があった場合、自発的に除雪業務を出来るものとする。

（応援協力の要請及び手続）

甲は「大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書」第2条第3号に規定する応援協力が必要と判断したときは、乙に対し応援協力を要請することが出来るものとする。

甲は乙に対し応援協力を要請するときは、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

乙は甲から応援協力の要請を受けたときは、できる限り速やかに業務を実施し、又は、自発的に業務を実施したときは、除雪業務結果を報告書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（損害賠償責任）

乙は除雪作業中に、乙の責めに帰する理由により使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（有効期間）

この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成 24 年 12 月 31 日までとする。ただし、この覚書の有効期間満了の日から 30 日前までに、甲又は乙いずれかが書面をもって覚書解除の意思表示がなされないときは、更に 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この覚書の合意を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 2 月 9 日

甲 大郷町
大郷町長 赤 間 正 幸

乙 株式会社 丹勝
代表取締役 丹 野 勝 治

資料3-24 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕

宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、富谷町、大郷町（以下「甲」という。）と宮城県石油商業協同組合塩釜支部（以下「乙」という。）及び同黒川支部（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、甲が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）発生時において必要とする応急用燃料（以下「燃料」という。）の供給確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲における被災市町村で、自地域での燃料供給に不足を生じる場合は、塩竈市（塩釜ブロック幹事）又は富谷町（黒川ブロック幹事）に対し燃料調達の要請を行うものとする。

2 要請を受けた塩竈市又は富谷町は、速やかに乙又は丙に対し燃料供給を依頼するものとする。なお、調達の要請は、被災市町村が所属しない他ブロックの幹事が行うものとする。

（燃料の供給）

第3条 前条の規定により、燃料の供給依頼を受けた乙又は丙は、積極的にこれに応じ燃料の供給に努めるものとする。

（供給範囲）

第4条 燃料の供給先及び給油は、次のとおりとする。

- （1）避難所、学校等
- （2）病院、官公署等
- （3）その他甲が必要と認める場所
- （4）緊急車両等

（要請、依頼方法）

第5条 燃料の調達に関する要請及び依頼方法は、別記のとおりとする。

（燃料の品目）

第6条 供給に関する燃料の品目については、甲、乙、丙が協議し別に定めておくものとする。

（費用の支払い）

第7条 燃料の供給を受けた甲における被災市町村は、乙又は丙の請求によりその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条の規定により、燃料の供給に従事したものに係る損害補償は、塩竈市が要請した場合は塩竈市消防団等公務災害補償条例によることとし、その他の市町村が要請した場合は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例に定めるところによる。

（疑義）

第9条 この覚書に定めない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定するものとする。

（適用期間）

第10条 この覚書の適用期間は、5年間とする。ただし甲、乙及び丙から別段の意思表示が

なされないときは、更にその効力を5年間延長するものとする。

(施行月日)

第11条 この覚書は、平成10年11月4日から施行する。

以上のおり覚書を交換した証として、この証書11通を作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

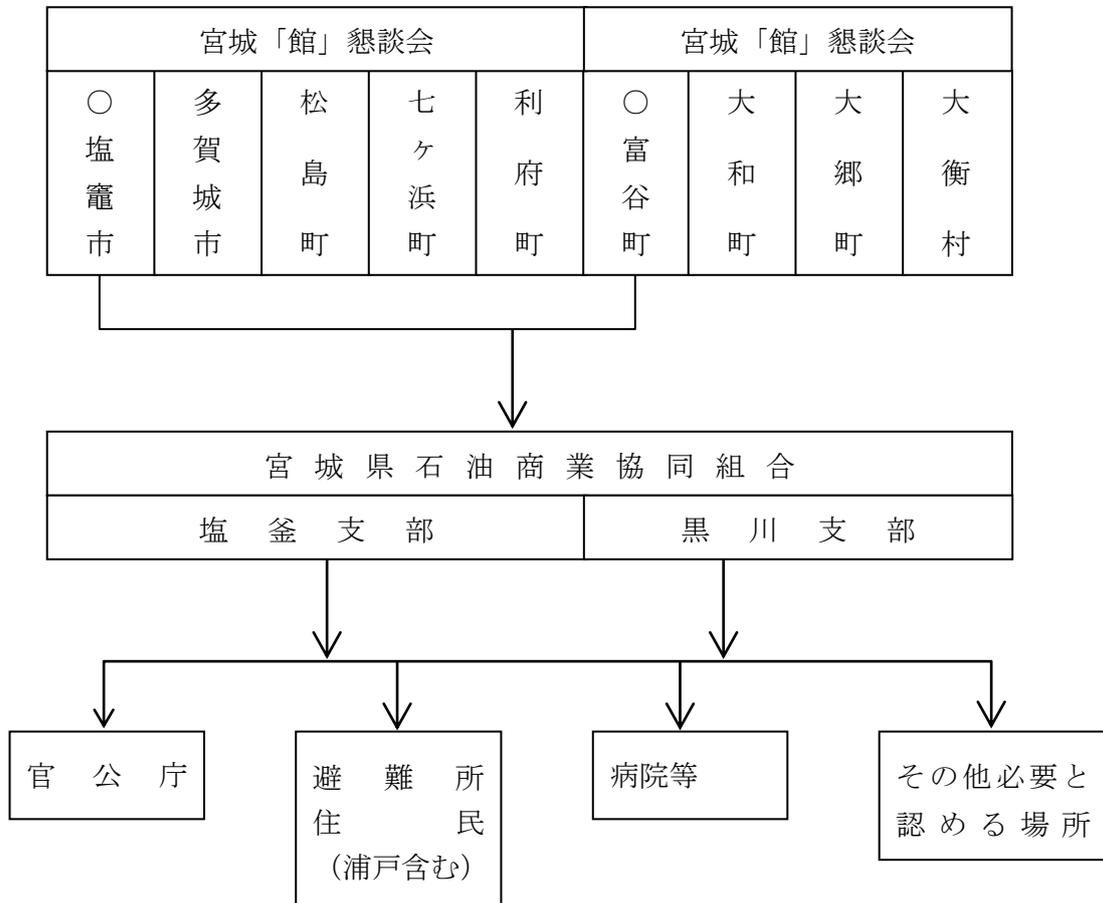
平成10年11月4日

甲	塩竈市長	三 升 正 直
	多賀城市長	鈴 木 和 夫
	松島町長	内 田 鉄 夫
	七ヶ浜町長	阿 部 仁
	利府町長	鈴 木 勝 雄
	大和町長	木 幡 恒 雄
	大衡村長	跡 部 昌 洋
	富谷町長	若 生 照 男
	大郷町長	田 中 學
乙	宮城県石油商業協同組合塩釜支部	支部長 西 村 正
丙	宮城県石油商業協同組合黒川支部	支部長 松 田 峰 治

別記

応急用燃料の供給関係

○印 ブロック幹事



資料 3-25 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 〔みやぎ生活協同組合〕

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が市町村に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、及び大衡村（以下「甲」という。）と、みやぎ生活組合（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急物資（以下「物資」という。）供給等の強力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

(物資供給の協力等)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等について積極的に努めるものとする。

(物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。消防本部は船舶の消火活動に従事するときは、海上保安部の意見を尊重するものとする。

(物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙へ要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資の運搬)

第7条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

(物資の取引等)

第8条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した物資及び乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

前項に規定する費用は災害時に以前における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第 11 条 この協定を証するため、本書 10 通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

(施行期日)

第 12 条 この協定は、平成 9 年 1 月 24 日から施行する。

平成 9 年 1 月 24 日

甲 塩竈市長
三升 正直

多賀城市長
鈴木 和夫

松島町長
内田 鉄夫

七ヶ浜町長
阿部 仁

利府町長
高橋 信隆

乙 みやぎ生活協同組合理事長
外尾 健一

大和町長
木幡 恒雄

大郷町長
鈴木 直

富谷町長
若生 照男

大衡村長
跡部 昌洋

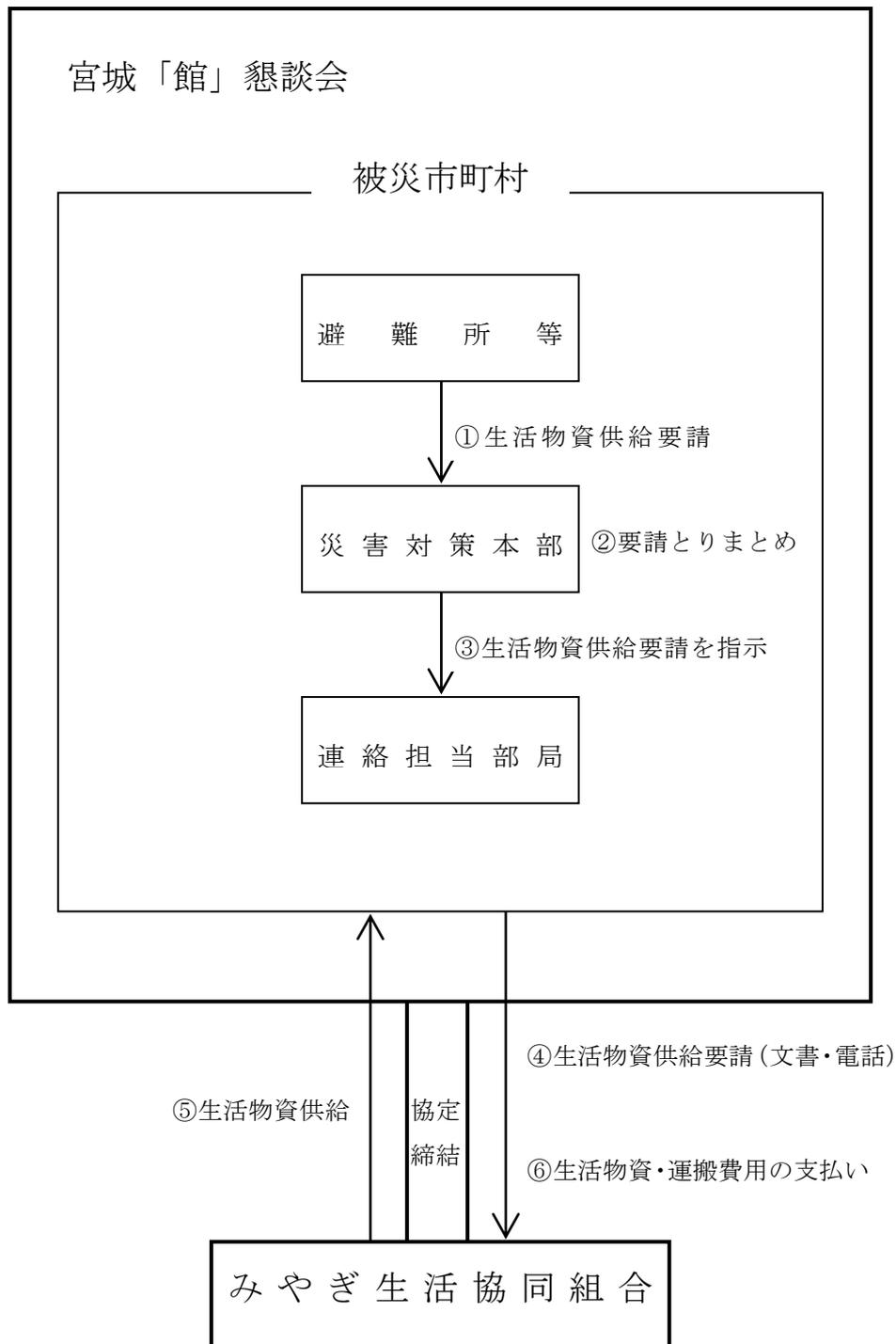
別表 1

災害応急物資（第5条関係）

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食料品	水（ミネラルウォーター） 清涼飲料水 乾パン 缶詰 菓子類 砂糖 即席カップメン 粉ミルク その他の食品	切り餅 即席ラーメン 緑茶・コーヒー パン・米 バター・ジャム その他の食品
衣料品・ 寝具等	毛布 布団 その他	下着（男性・女性・子供） 靴下（男性・女性・子供） 靴 トレーナー その他
日用品・ 雑貨品	懐中電灯 乾電池 ティッシュ トイレットペーパー 生理用品 紙おむつ ほ乳びん 卓上ガスコンロ 軍手 その他	タオル 石鹸・シャンプー 歯ブラシ 歯磨き粉 鍋 食器類 その他

別表 2

物資供給の要請手続等（第 6 条関係）



資料3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書 〔黒川地区1市2町1村、新みやぎ農業協同組合〕

大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「甲」という。）とあさひな農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲が乙へ協力を求める場合及び乙が協力する場合に必要な手続きを定め、物資の供給が迅速・円滑に実施されることを目的とする。

（平常時の準備）

第2条 甲と乙は、前条の目的のために平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行い、必要に応じ相互に報告する。

- (1) 大規模災害発生時における連絡体制
- (2) 供給可能な物資についての実態把握

（協力要請等）

第3条 甲は、大規模災害時において物資を必要とする時は、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請する際は、別に定める様式により行うものとする。但し、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後において速やかに提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に要請する物資の範囲は次に掲げるものとし、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 食糧
- (2) 燃料
- (3) 生活用品
- (4) その他、乙が供給できる物資

（協力実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請されたときは、優先的に物資を供給するものとする。供給を実施したときには、別に定める様式により甲へ提出する。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が甲へ供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上

速やかに決定する。

3 物資の費用は、乙の請求により甲が支払うものとし、甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙へ支払うものとする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙それぞれに記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月19日

甲 大和町長

大郷町長

富谷町長

大衡村長

乙 あさひな農業協同組合
代表理事組合長

資料3-27 災害時における支援協力に関する協定書 〔黒川地区内1市2町1村、白石食品工業（株）仙台工場〕

大和町・大郷町・富谷町・大衡村（以下「甲」という。）と白石食品工業株式会社仙台工場（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が乙に協力を求める場合および乙が協力する場合に必要な手続を定め、物資調達の応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要がある場合には、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。

2 前項の場合のほか、災害時において、乙の判断に基づき、甲に物資の供給を申し出ることができるものとする。

（要請等の方法）

第3条 甲が前条第1項の物資の供給を受けようとする場合は、災害時生活物資要請書（別紙様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から第2条第1項の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

2 甲は乙から第2条第2項の申し出があった場合は、これを受納するものとする。

（物資の種類）

第5条 物資の種類は、乙の生産にかかる食料品のうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所において物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 第2条第2項の物資の引渡しについては、乙の指定する場所とすることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金については、甲が負担するものとし、物資の運搬に要した経費は、甲乙協議して定めるものとする。

2 第2条第2項による物資の代金については、無償とすることができるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第9条 この協定は、平成22年3月24日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため、本協定書 5 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 24 日

甲 大和町長 浅 野 元
大郷町長 赤 間 正 幸
富谷町長 若 生 英 俊
大衡村長 跡 部 昌 洋

乙 白石食品工業株式会社
代表取締役 白 石 茂

(様式)

災 害 時 生 活 物 資 要 請 書

年 月 日

白石食品工業株式会社
代表取締役

殿

町 村 長 名

「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、次のとおり物資の協力を要請します。

項 目	内 容	
災害の状況		
要請の理由		
要請する品目等 (種類・数量)		
引渡し日時 及び場所		
緊急連絡先 担当者名		
摘 要		

資料3-28 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書 〔コカ・コーラボトラーズジャパン(株)〕

黒川郡大郷町（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において地震その他の災害により重大な被害が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が取り扱う清涼飲料水（以下「本件商品」という。）の供給等に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が甲に優先的に本件商品の供給を行うことをもって、災害応急及び復旧対策の円滑な実施並びに被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定による本件商品の供給は、災害時に甲に災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から乙に対し次条の規定による要請があった場合に行うものとする。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時に緊急に本件商品を必要とする場合は、乙に対し優先的に本件商品の供給を行うことを要請することができる。

（供給の決定）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲に優先的に本件商品の供給を行うことの可否を速やかに決定し、その旨を甲に通知するものとする。

（引渡し）

第5条 前条の規定により本件商品の供給を行うことを決定した場合における本件商品の供給数量、引渡し場所等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、乙から本件商品の引渡しを受ける場合は、乙の納品書等によりその数量等を確認するものとする。

3 道路寸断、停電等により本件商品の供給又は引渡しに支障が生じた場合は、甲乙協議により対策を講じるものとする。

（費用負担）

第6条 本件商品の供給は、この協定の締結後累計で100ケース（1ケース当たり水2.0リットル入りのペットボトル6本入り）までは無償とし、100ケースを超える分は有償とするものとする。

（本件商品の価格）

第7条 本件商品の供給数量が100ケースを超える場合における本件商品の価格は、災害が発生する直前における通常の卸売価格を基準として決定するものとする。

（体制整備）

第8条 乙は、災害時に速やかに本件商品の供給を行う体制を整えることができるよう万全を期すものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、この協定の締結の日から有効とする。

(協定の終了)

第 10 条 甲又は乙が文書で協定の終了を相手方に通知し、相手方が承諾することにより終了するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈、運用に係る疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれが 1 通を保有する。

平成 25 年 10 月 3 日

甲 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 - 8
大郷町長 赤 間 正 幸

乙 宮城県仙台市青葉区一番町 2-7-12
仙台コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 鈴木 恭

資料3-29 災害時における隊友会の協力に関する協定 〔公益社団法人隊友会宮城県隊友会大郷支部〕

大郷町（以下「甲」という。）と、公益社団法人隊友会宮城県隊友会大郷支部（以下「乙」という。）とは、乙が大規模な災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に協力を要請する際に必要な事項等を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部等（以下「本部」という。）を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対して次の事項について協力を要請することができる。

- （1）災害関連情報の収集及び伝達
- （2）本部と災害派遣部隊間の連絡調整・補助
- （3）本部の運営等に必要な業務の補助
- （4）物資・資材等の運送及び配分の補助
- （5）その他、甲が必要と認める業務の補助

（協力要請等）

第3条 甲が乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1号により行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

2 甲は乙に対して協力の必要がなくなった時は、速やかに様式2号により乙に通知するものとする。

3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲が協力を要請する場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（協力のための準備）

第5条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力を行うために要した経費は、乙の負担とする。

(第三者等に対する損害)

第7条 乙の会員が、甲の要請により協力を行なったことに伴い、第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(損害補償等)

第8条 甲は、乙に協力を要請し、乙の会員が事故等により、死亡又は後遺障害、負傷による入通院を要する場合は、甲が加入する「全国町村会総合賠償補償保険」に基づき、その損害を補償するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行えるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また甲は乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。但し、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月29日

甲 大郷町長 赤間 正幸

乙 公益社団法人隊友会宮城県隊友会大郷支部

支部長 若生 秀樹

様式第1号

令和 年 月 日

公益社団法人隊友会
宮城県隊友会大郷支部長 殿

大郷町長

協力要請書

災害時における隊友会の協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

記

1. 要請内容	
2. 要請場所	
3. 被害状況等	
4. 要請責任者	所 属 職氏名 連絡先 TEL () FAX ()
5. その他	協力要請日時：令和 年 月 日 時 分

様式第2号

令和 年 月 日

公益社団法人隊友会
宮城県隊友会大郷支部長 殿

大郷町長

撤収要請書

令和 年 月 日付けで要請した協力要請について、災害時における隊友会の協力に関する協定第3条第2項の規定により、撤退を要請します。

撤退要請日時：令和 年 月 日 時 分

資料3-30 災害時における大郷町内郵便局大郷町間の協力に関する覚書 〔町内郵便局〕

大郷町内の郵便局（以下「甲」という。）及び大郷町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、大郷町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条

1 甲及び乙は、大郷町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

（1）甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

（2）甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災市・町・村民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、大郷町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3）前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、大郷町災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、大郷町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては大郷郵便局長、乙においては、大郷町長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月20日

甲 大郷町内郵便局代表

大郷郵便局長 神 田 英 男

乙 大郷町

大郷町長 田 中 学

資料3-31 電力設備災害復旧に関する協定書 〔東北電力ネットワーク（株）仙台北電力センター〕

黒川郡大郷町（以下「甲」という）と東北電力株式会社仙台北営業所（以下「乙」という）は、電力設備災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生した場合、被災情報の収集・提供等に関して緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより、住民生活の早期安定と住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定が対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲および乙は、災害が発生し電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次のことについて相互に情報を提供し合うものとする。

（1）甲から乙に対する情報の提供

- ア 災害対策本部またはこれに類する組織の設置状況
- イ 通行規制、通行止め、崖崩れおよび道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

（2）乙から甲に対する情報の提供

- ア 非常災害対策本部またはこれに類する組織の設置状況
- イ 電力設備の停電、被害状況（停電地域、停電戸数、停電発生時間等）および復旧状況
- ウ 甲が管理する施設等の被害状況（道路損壊、崖崩れ、倒木等）
- エ その他必要と思われる情報

2 甲および乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。

3 甲および乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要に応じ打合せを行い、情報提供するものとする。

（電力設備復旧に対する協力）

第4条 乙は、災害による電力設備の復旧を図ることを目的として、甲に対し、復旧応援隊の活動拠点ならびに復旧資機材置場としての土地の使用について協力を要請することができるものとする。具体的な場所については、電力設備災害復旧に関する協定書実施細目による。

2 乙が上記の土地を使用した後は、乙の負担にて原状回復をする。

（交通支障物の除去）

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるとともに、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先し

て行うものとする。

(広報)

第6条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため啓発に努めるほか、甲が発行する広報誌などによる、広報掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次の内容の広報を要請することができる。

- (1) 感電事故の防止
- (2) 漏電による火災の防止
- (3) 電力設備の被害情報の提供
- (4) 停電および復旧状況に関する情報

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲および乙の何れからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲ならび乙は署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年6月14日

甲 黒川郡大郷町粕川字西長崎5番8号

大郷町長 赤間正幸

乙 仙台市泉区八乙女四丁目5番1号

東北電力株式会社
仙台北営業所長 山口修平

資料3-32.1 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕

宮城県（以下「甲」という。）、市町村（以下「乙」という。）及び市町村社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、宮城県地域防災計画（昭和38年制定。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、大規模災害時における市町村災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置・運営について、次のとおり覚書を締結する。

1 目的

この覚書は、大規模災害時において被災住民の救護活動を行う県内外からのボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるよう支援するとともに、災害ボランティアセンターの体制整備の支援を行うため、甲乙丙の役割分担と協力関係について必要な事項を定めるものとする。

2 災害ボランティアセンターの設置等

丙は、大規模災害が発生したときは中心となって災害ボランティアセンターを設置し、地域のボランティアなどの協力を得ながら、被災住民のニーズ把握、ボランティアの募集・受付、現場へのボランティア派遣等を行うものとする。

3 行政の支援

- (1) 乙は、災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、同センター設置場所の提供等県地域防災計画に定める支援を行うものとする。
- (2) 甲は、丙が災害ボランティアセンターの設置・運営に関し、甲の職員の派遣を要請したときは、速やかにこれに応じるものとする。

4 災害ボランティアセンター活動中の協力関係

- (1) 甲、乙及び丙は、密接な連携を図り、必要に応じ、随時協議する場を設営し、又は参加するものとする。
- (2) 甲から派遣された甲の職員は、災害ボランティアセンターの代表者等の指示に従い、同センターの設置・運営に関し、迅速な支援を行うものとする。
- (3) 甲は、災害ボランティアセンターの組織を通じ調査等を実施するときは、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。
- (4) 乙及び丙は、災害ボランティアセンター運営が迅速、効果的かつ安全に行われるようにするため、必要があるときは甲に協力を要請することができる。

5 その他

この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定める。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年12月1日

甲 宮城県知事 浅野 史郎

乙 大郷町長 田中 学

丙 社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会
会長 加藤 稔子

資料3-32.2 災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕

大郷町（以下「甲」という。）と社会福祉法人大郷町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、大郷町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大郷町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの設置場所は、文化会館とする。ただし、建物が被災した場合又は町内の被災状況等を勘案し、甲は適切な施設等を乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、災害対策本部のオブザーバーとして乙の参加を求めるなど連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信

- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 大郷町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等を別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平時における体制整備)

第 14 条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(個人情報取扱い)

第 15 条 センターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、甲乙各々の個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

甲 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
大郷町長 田 中 学

乙 宮城県黒川郡大郷町粕川字東長崎 3 1 番地の 7
社会福祉法人大郷町社会福祉協議会
会 長 郷右近 憲一郎

資料3-33 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔医療法人社団 真友会ほか5法人〕

大郷町（以下「甲」という）と（法人名）（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における要援護者の緊急受入れの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して、避難支援活動を円滑に行うため、「大郷町地域防災計画」に基づき、要援護者の緊急受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。
- 2 「災害が発生するおそれがある場合」とは、大郷町地域防災計画に規定する避難に関する情報として、避難準備情報又は避難指示が発令されている場合をいう。
- 3 「要援護者」とは、次に掲げる者をいう。
 - （1）介護保険法に規定される、要介護者及び要支援者の認定を受けた者
 - （2）障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定者及び旧法認定者
 - （3）災害時要援護者台帳に登録されている者
- 4 「乙の施設」とは、乙が運営する老人福祉法に規定する老人福祉施設又は介護保険法に規定する介護保険施設、居宅介護サービス事業若しくは地域密着型サービス事業を行う施設をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、次の要請をすることができる。

- 1 乙の施設への要援護者の緊急受入れの要請
 - 2 養護者等による乙の施設への移送が困難場合の要援護者の移送
 - 3 その他特に必要な事項の要請
- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（乙の協力要請）

第4条 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要援護者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（甲及び乙の責務）

第5条 甲及び乙は、前2条に規定する要請があった場合は、その要請に対し、協力するものとする。

（受入れ期間）

第6条 第3条の規定による甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入れ期間は原則として7日間とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で退所させることが困難な場合は、必要最小限の期間を延長する。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、要援護者の介護に要する経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 前項に規定する経費の金額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 乙が要援護者及びその家族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合には、その経費は当該要請を行った者が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第8条 乙は、本協定締結後、受入可能人員等について、書面をもって提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

甲 大郷町粕川字西長崎 5-8
大郷町長 赤間正幸

乙
平成24年4月1日
大和町宮田字新要害 10番地
医療法人社団 眞友会 介護老人保健施設 希望の杜
理事長 山崎英樹

平成24年4月1日
福島県郡山市並木三丁目 5-10
株式会社ジェイバック
代表取締役 高橋 傑

平成24年4月1日
大郷町羽生字金井川 94番地 1
社会福祉法人 善俊会
理事長 杉山有子

平成24年4月1日
富谷町成田 2丁目 1-3
医療法人社団 中谷クリニック

理事長 中谷良子

平成 24 年 4 月 1 日

大郷町羽生字蒲ヶ沢 50-1

医療法人社団 俊香会

介護老人保健施設 羽生の丘・オーベルジュ

理事長 杉山善助

平成 24 年 10 月 1 日

大和町吉田字高田西 34 番地

社会福祉法人 医療介護施設研究所

理事長 須佐 涼子

資料3-34 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔社会福祉法人 桜樹会〕

大郷町（以下「甲」という）と（法人名）（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における要援護者の緊急受入れの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して、避難支援活動を円滑に行うため、「大郷町地域防災計画」に基づき、要援護者の緊急受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。
- 2 「災害が発生するおそれがある場合」とは、大郷町地域防災計画に規定する避難に関する情報として、高齢者等避難又は避難指示が発令されている場合をいう。
- 3 「要援護者」とは、次に掲げる者をいう。
 - （1）介護保険法に規定される、要介護者及び要支援者の認定を受けた者
 - （2）障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定者及び旧法認定者
 - （3）災害時要援護者台帳に登録されている者
- 4 「乙の施設」とは、乙が運営する老人福祉法に規定する老人福祉施設又は介護保険法に規定する介護保険施設、居宅介護サービス事業若しくは地域密着型サービス事業を行う施設をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、次の要請をすることができる。

- 1 乙の施設への要援護者の緊急受入れの要請
 - 2 養護者等による乙の施設への移送が困難場合の要援護者の移送
 - 3 その他特に必要な事項の要請
- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（乙の協力要請）

第4条 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要援護者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（甲及び乙の責務）

第5条 甲及び乙は、前2条に規定する要請があった場合は、その要請に対し、協力するものとする。

（受入れ期間）

第6条 第3条の規定による甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入れ期間は原則として7日間とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で退所させることが困難な場合は、必要最小限の期間を延長する。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、要援護者の介護に要する経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 前項に規定する経費の金額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 乙が要援護者及びその家族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合には、その経費は当該要請を行った者が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第8条 乙は、本協定締結後、受入可能人員等について、書面をもって提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年4月1日

甲 大郷町粕川字西長崎5-8
大郷町長 赤間正幸

乙 富谷町三ノ関字坂ノ下116番3
社会福祉法人 桜樹会
介護老人保健施設 季館
理事長 飯澤愛子

資料3-35 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔社会福祉法人 永楽会〕

大郷町（以下「甲」という）と（法人名）（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における要援護者の緊急受入れの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して、避難支援活動を円滑に行うため、「大郷町地域防災計画」に基づき、要援護者の緊急受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。
- 2 「災害が発生するおそれがある場合」とは、大郷町地域防災計画に規定する避難に関する情報として、高齢者避難又は避難指示が発令されている場合をいう。
- 3 「要援護者」とは、次に掲げる者をいう。
 - （1）介護保険法に規定される、要介護者及び要支援者の認定を受けた者
 - （2）障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定者及び旧法認定者
 - （3）災害時要援護者台帳に登載されている者
- 4 「乙の施設」とは、乙が運営する老人福祉法に規定する老人福祉施設サービス事業を行う次の施設をいう。
 - （1）特別養護老人ホーム 郷和荘
 - （2）特別養護老人ホーム 七峰荘
 - （3）特別養護老人ホーム 杜の風

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、次の要請をすることができる。

- 1 乙の施設への要援護者の緊急受入れの要請
- 2 養護者等による乙の施設への移送が困難場合の要援護者の移送
- 3 その他特に必要な事項の要請

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（乙の協力要請）

第4条 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要援護者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（甲及び乙の責務）

第5条 甲及び乙は、前2条に規定する要請があった場合は、その要請に対し、協力するものとする。

(受入れ期間)

第6条 第3条の規定による甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入れ期間は原則として7日間とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で退所させることが困難な場合は、必要最小限の期間を延長する。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、要援護者の介護に要する経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 前項に規定する経費の金額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 乙が要援護者及びその家族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合には、その経費は当該要請を行った者が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第8条 乙は、本協定締結後、受入可能人員等について、書面をもって提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年4月1日

甲 大郷町粕川字西長崎 5-8
大郷町長 赤間正幸

乙 大衡村大爪字長町 77-3
社会福祉法人 永楽会
理事長 小川宗寿

資料3-36 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書 〔社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会〕

大郷町（以下「甲」という）と（法人名）（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における要援護者の緊急受入れの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して、避難支援活動を円滑に行うため、「大郷町地域防災計画」に基づき、要援護者の緊急受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（2）「災害が発生するおそれがある場合」とは、大郷町地域防災計画に規定する避難に関する情報として高齢者避難又は避難指示が発令されている場合をいう。

（3）「要援護者」とは、次に掲げる者をいう。

イ 介護保険法に規定される、要介護者及び要支援者の認定を受けた者

ロ 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定者及び旧法認定者

ハ 災害時要援護者台帳に登録されている者

ニ その他緊急に保護が必要と認められた者

4 「乙の施設」とは、乙が運営する老人福祉法に規定する老人福祉施設又は介護保険法に規定する介護保険施設、居宅介護サービス事業若しくは地域密着型サービス事業を行う施設をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、次の要請をすることができる。

1 乙の施設への要援護者の緊急受入れの要請

2 養護者等による乙の施設への移送が困難場合の要援護者の移送

3 その他特に必要な事項の要請

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（乙の協力要請）

第4条 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要援護者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（甲及び乙の責務）

第5条 甲及び乙は、前2条に規定する要請があった場合は、その要請に対し、協力するものとする。

（受入れ期間）

第6条 第3条の規定による甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入れ期間は原則として7日間とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で退所させることが困難な場合は、必要最

小限の期間を延長する。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、要援護者の介護に要する経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 前項に規定する経費の金額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 乙が要援護者及びその家族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合には、その経費は当該要請を行った者が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第8条 乙は、本協定締結後、受入可能人員等について、書面をもって提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年10月1日

甲 大郷町粕川字西長崎5-8

大郷町長 赤間正幸

乙 仙台市青葉区上杉一丁目2-3

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

会長 三浦俊一

資料3-37 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

○ 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

大郷町(以下「甲」という。)と社会福祉法人みらい(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における避難所等の施設利用等に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、風水害、地震、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙の運営する幼保連携型認定こども園「すくすくゆめの郷こども園」(以下「施設」という。)を指定避難所又は指定緊急避難場所(以下「避難所等」という。)として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設利用等の要請)

第2条 甲は、乙の施設に避難所等を開設する必要があるときは、乙に対し、施設の利用を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、あらかじめ乙に対し施設使用申請書(様式1)を提出するものとする。ただし、使用の際に緊急の場合は電話等により申請し、その後速やかに申請書を提出するものとする。

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

(利用施設等)

第3条 甲が利用する施設は、次のとおりとする。

(1)避難所等として利用する施設

遊戯室(定員 概ね40名)、駐車場・園内道路(最大 概ね20台)

2 甲が施設を利用する期間は、概ね5日以内とする。ただし、被災の程度が甚大な場合は、利用する施設及び利用期間について、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(避難所等の管理運営)

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所等を開設する場合には、直ちに職員を派遣するものとする。

3 避難所等で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

(避難所等の開設)

第5条 避難所等の開設は、甲の派遣した職員が行うものとする。

2 甲は、夜間休日等に災害が発生し、乙の施設に避難所等を開設する必要があるときは、第2条第2項の規定により、乙の施設を避難所等の利用に供することができるものとする。ただし、緊急を要する場合であって、事前に乙の了承を得ることが困難なときは、本項の規定にかかわらず、甲は第3条に規定する駐車場、園内道路を避難所等として使用することができる。なお、この場合、甲は避難所等の開設後、速やかに乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

(乙の施設等の返還)

第6条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合、乙が早期に施設運営を再開できるように努めるものとする。

2 乙の施設の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に伴い、乙の施設運営上の損害を与えた場合は、その損害相当額を乙に支払うものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(補足)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定に疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8

大郷町長 田 中 学

乙 宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦143番地1

社会福祉法人みらい

理事長 泉 俊 彦

(様式1)

すくすくゆめの郷こども園施設使用申請書

年 月 日

社会福祉法人みらい
理事長 様

次のとおり使用を申請します。

申請者	大郷町粕川字西長崎 5-8	
	大郷町長 ⑩	担当者名: 連絡先:
使用目的	避難所 ・ 緊急避難場所	
使用施設及び室名	遊戯室 ・ 駐車場 ・ 園内道路	
使用日時	月 日 曜日 時 分から	
	月 日 曜日 時 分まで	
使用設備	電気 月 日 曜日 時 分～ 時 分まで	
	冷房 月 日 曜日 時 分～ 時 分まで	
	暖房 月 日 曜日 時 分～ 時 分まで	
備 考		

資料3-38 災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書 〔有限会社今生農材〕、〔一般社団法人救急医療・災害対応 無人機等自動支援システム活用推進協議会社会福祉法人永楽会〕

○ 災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書

大郷町

有限会社 今生農材

一般社団法人救急医療・災害対応無人機等 自動支援システム活用推進協議会

災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書

大郷町(以下「甲」という。)と有限会社今生農材(以下「乙」という。)、一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会(略称 EDAC、以下「丙」という。)は、災害時及び平時のドローン活用に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、ドローンの飛行に関する知識や操縦技術を有する民間事業者等と連携し、災害時における情報収集や平時のまちづくり事業等にドローンを活用することを目的とする。

(内容)

第2条 この協定により行う活動は次のとおりとする。

- (1) 災害時の被害状況調査に関すること
- (2) 平時におけるドローンを活用したまちづくり事業等の実施に関すること
- (3) ドローン飛行のための申請及び関係機関との連絡調整に関すること
- (4) その他、必要と認められる事項

(災害時の役割)

第3条 各組織の役割は次のとおりとする。

- (1) 甲は、調査の必要な場所を選定し乙及び丙に協力を要請する。
- (2) 乙は、甲の要請によりドローンを飛行させ情報収集し、画像等により調査結果を提出する。
- (3) 丙は、甲の要請により乙が収集・提出した調査結果の整理や乙が行うドローン飛行に関するサポートを行う。

(協力要請)

第4条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙及び丙に協力要請をするものとし、乙及び丙は可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の協力要請は、協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、要請書によらず要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(活動実施)

第5条 前条の要請により活動を実施する場合は、災害等の規模を勘案して甲及び乙、丙の三者に

より協議のうえ実施するものとする。

(安全の確保)

第6条 甲は、その要請を受けて活動する乙、丙の構成員に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。なお、甲及び乙、丙がそれぞれ必要と認める場合は、甲が現場活動に同行するなど、安全の確保に対し十分に配慮するものとする。

(著作権の帰属)

第7条 甲の要請によりドローンで撮影した成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、甲に帰属する。

2 乙及び丙が成果品の利用を希望する場合は、適宜、甲と協議のうえ、利用できるものとする。

(平時の役害)

第8条 第2条に規定するまちづくり事業は、甲及び乙、丙それぞれが提案できるものとし、提案された事業は三者の協議により実施することができる。

2 乙及び丙は、甲と協議の上、大郷町内でドローンの研究、開発やそれに関わるシステムの開発等に必要の実証実験を行うことができるものとする。その場合、甲は、可能な限り協力するものとする。

3 乙及び丙は、甲に対し、ドローンへの理解や普及活動のため、大郷町内の団体や企業等を対象としたドローン講習会等を企画、提案できるものとする。

4 乙及び丙は、災害時の活動が円滑に行えるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その場合に必要となる許可申請等の手続きは、乙及び丙が行うものとする。

5 まちづくり事業の実施にともなう広報活動は、必要に応じて甲及び乙、丙それぞれが行うものとする。

(費用の負担及び請求)

第9条 乙及び丙は、第4条に規定する協力要請の後に、当該活動に要する費用の請求について、甲と協議のうえ定めるものとする。

2 前条第1項の事業実施に要する費用は、同項の協議に基づき、請求するものとする。

3 前条第2項及び第3項の実施及び第4項中の許可申請等の手続きに要する費用については、乙及び丙それぞれの負担することを基本とする。ただし、甲と乙または丙が協議し決定した場合は、この限りではない。

4 前条第5項に要する費用は、甲及び乙、丙それぞれの負担とする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、乙及び丙に対し、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または、使用する機体等に損害が生じたときは、乙及び丙は、その事実の発生後、直ちに甲へ一報し遅滞なくその状況を書面により

報告し、その損害については、乙及び丙それぞれの負担とする。

ただし、明らかに乙及び丙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または、使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲及び乙、丙が協議し決定するものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者選任届(第 2 号様式)により連絡責任者を定め、平時及び災害時等における連絡先を明らかにする。また、変更があった場合には、速やかに届け出ることとする。

(秘密の保持)

第 13 条 甲及び乙、丙は、活動の実施にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(協定期間)

第 14 条 この協定の期間は、令和 3 年 12 月 24 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲及び乙、丙が書面により特段の申し出を行わない場合は、1 年間更新され、その後も同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項、または、疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙、丙それぞれが協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲及び乙、丙それぞれ記名、押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 12 月 24 日

甲 住所宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5-8

名 称 大郷町

代表者 町長

乙 住所宮城県富谷市太子堂一丁目 16-25

名称 有限会社 今生農材

代表者 代表取締役

丙 住所東京都千代田区三崎町 2-20-4 八木ビル 201

名称 一般社団法人 救急医療・災害対応無人機等自動支援システム
活用推進協議会(略称 EDAC)

代表者 理事長

〔 4 水防関係 〕

資料 4-1 農業用ため池

(令和 1 年 7 月現在)

通 番	コ ー ド	名 称	所 在 地	○ため池諸元			防 災 重 点 た め 池
				堤 高 (m)	総貯水量 (千 m ³)	堤頂 長 (m)	
1	044220001	大豆坂 2 号溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	味明字大豆坂 9	2.4m	3 千 m ³	35m	
2	044220002	大豆坂 3 号溜池	味明字大豆坂 12	1.6m	4 千 m ³	39m	
3	044220003	第 3 蒲ヶ沢溜池	羽生字堤下 9	6.7m	24 千 m ³	82m	—
4	044220004	第 2 蒲ヶ沢溜池	羽生字堤下 9	3.3m	2 千 m ³	60m	
5	044220005	第 1 蒲ヶ沢溜池	羽生字堤下 9	4.1m	18 千 m ³	61m	
6	044220006	岩川溜池	羽生字岩川 54	3.0m	4 千 m ³	46m	
7	044220007	第 1 稲荷下溜池	羽生字稲荷下 3	6.0m	9 千 m ³	41m	○
8	044220009	第 3 稲荷下溜池	羽生字稲荷下 17-1	2.4m	2 千 m ³	27m	○
9	044220010	長根溜池	羽生字堤田 4	4.0m	4 千 m ³	56m	—
10	044220011	御堂返溜池	山崎字堤下 17-2	4.2m	16 千 m ³	117m	—
11	044220012	上長坂溜池	山崎字鳥屋場 15-2	7.2m	12 千 m ³	52m	○
12	044220013	東沢溜池	山崎字東沢 23	5.8m	5 千 m ³	33m	○
13	044220015	第三小桑沢溜池	味明字小桑沢 22	6.4m	19 千 m ³	73m	
14	044220016	第二小桑沢溜池	味明字小桑沢 31	2.9m	11 千 m ³	65m	
15	044220017	第一小桑沢溜池	味明字小桑沢 26	2.9m	6 千 m ³	44m	
16	044220018	防ヶ沢溜池	味明字防ヶ沢 16	2.9m	1 千 m ³	27m	
17	044220019	蓮沼溜池	味明字蓮沼 1	3.5m	20 千 m ³	48m	—
18	044220020	青木沢溜池	味明字青木沢 7-2	8.7m	18 千 m ³	55m	
19	044220022	第一北沢溜池	川内字中塚山 27	4.1m	2 千 m ³	23m	
20	044220023	沢田溜池	川内字中塚山 64	2.9m	2 千 m ³	36m	
21	044220024	梅木沢溜池	川内字梅木沢 10-1	1.1m	6 千 m ³	20m	
22	044220025	砂子沢溜池	川内字砂子沢 6-1	4.7m	18 千 m ³	43m	
23	044220026	三十刈溜池	川内字上赤坂 27	2.0m	2 千 m ³	24m	○
24	044220027	第四八合溜池	不来内字日影 8	5.5m	10 千 m ³	48m	
25	044220028	第三八合溜池	不来内字日影 8	3.0m	5 千 m ³	56m	
26	044220029	第二八合溜池	不来内字日影 2	4.9m	5 千 m ³	51m	
27	044220032	中谷地溜池	不来内字中谷地 1	2.8m	2 千 m ³	34m	
28	044220033	深谷沢溜池	不来内字深谷沢 6	2.2m	2 千 m ³	25m	○
29	044220034	第一大師堂溜池	不来内字大師堂 12-7	2.4m	1 千 m ³	22m	○
30	044220035	後沢溜池	不来内字後沢 1	2.3m	2 千 m ³	24m	
31	044220036	清五郎溜池	不来内字清五郎 1	2.1m	2 千 m ³	23m	
32	044220037	第一堂屋沢溜池	不来内字東一本木山 21	2.6m	4 千 m ³	45m	
33	044220038	第二堂屋沢溜池	不来内字東一本木山 21	1.7m	4 千 m ³	32m	
34	044220039	第三堂屋沢溜池	不来内字東一本木山 21	2.9m	3 千 m ³	33m	
35	044220040	葉ノ木沢 2 号溜池	東成田字葉木沢 3	3.4m	6 千 m ³	45m	—
36	044220041	蛙坂溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	東成田字蛙坂入 1	1.4m	1 千 m ³	36m	
37	044220043	三倉溜池	東成田字大沢 7-2	5.1m	16 千 m ³	63m	○
38	044220044	沼沢 2 号溜池	東成田字堀淵 2	2.3m	5 千 m ³	74m	○
39	044220045	沼沢 1 号溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	東成田字沼沢入 2	3.8m	4 千 m ³	43m	
40	044220046	新田溜池	東成田字新田 1	8.6m	22 千 m ³	83m	○

通 番	コード	名称	所在地	○ため池諸元			防災重 点ため 池
				堤高 (m)	総貯水量 (千m3)	堤頂 長(m)	
41	044220047	姥ヶ沢溜池	中村字姥ヶ沢 24	2.0m	13 千 m3	50m	
42	044220048	遠多田溜池	中村字屋舗 42	0.3m	1 千 m3	25m	
43	044220049	メッコ沼溜池	中村字屋敷前 83	3.1m	1 千 m3	29m	
44	044220051	鍋沼溜池	鶉崎字鍋沼 28	3.2m	5 千 m3	74m	
45	044220052	新堤溜池	鶉崎字鍋沼 21	3.6m	2 千 m3	33m	
46	044220053	沢田町溜池	鶉崎字原 7	2.3m	3 千 m3	47m	
47	044220054	南沢溜池	土橋字南沢 1-1	1.0m	1 千 m3	46m	
48	044220055	北町溜池	土橋字明ヶ沢 37	3.0m	4 千 m3	60m	
49	044220056	西町溜池	土橋字明ヶ沢入山 1	3.9m	10 千 m3	50m	
50	044220057	明ヶ沢溜池(廃止)(H30 年度:用途 変更))	土橋字西町山 1-6	6.9m	11 千 m3	55m	
51	044220058	堤渡溜池(廃止)(H30 年度:用途変 更)	土橋字明ヶ沢入山 6	1.9m	3 千 m3	37m	
52	044220059	大堤溜池	土橋字明ヶ沢入山 12	5.5m	14 千 m3	56m	
53	044220060	鍛冶沢溜池	土橋字明ヶ沢入山 14	5.8m	8 千 m3	56m	
54	044220061	横土手溜池	土橋字細田 74-1	1.7m	3 千 m3	81m	
55	044220062	八郷沢二号溜池	石原字八郷沢 15	3.9m	5 千 m3	48m	
56	044220063	八郷沢三号溜池	石原字八郷沢 14	3.4m	4 千 m3	38m	
57	044220064	八郷沢四号溜池	石原字八郷沢 12-1	4.3m	6 千 m3	45m	
58	044220065	宮前二号溜池	石原字宮前 2	2.0m	3 千 m3	27m	
59	044220066	宮前一号溜池	石原字宮前 1	1.8m	1 千 m3	21m	
60	044220067	一本木溜池	石原字一本木 2-2	7.4m	12 千 m3	55m	
61	044220068	大森沢四号溜池	石原字大森沢 46-1	3.5m	6 千 m3	57m	
62	044220069	大森沢三号溜池	石原字大森沢 56	2.5m	3 千 m3	73m	
63	044220070	大森沢二号溜池	石原字大森沢 56-2	3.1m	3 千 m3	34m	
64	044220071	大森沢一号溜池	石原字大森沢 56-3	3.3m	6 千 m3	23m	
65	044220072	半在家溜池	石原字檀越 14-1	8.0m	20 千 m3	58m	
66	044220073	小原二号溜池(床寒風)	石原字床寒風 25	4.5m	5 千 m3	61m	
67	044220074	小原二号溜池(床寒風)	石原字床寒風 30	3.2m	5 千 m3	32m	
68	044220075	脇谷沢溜池	石原字深沢 18	2.5m	5 千 m3	40m	
69	044220076	西沢二号溜池(廃止)(H30 年度:用 途変更)	粕川字西沢 21	5.4m	2 千 m3	31m	
70	044220077	西沢一号溜池	粕川字西沢 18	4.4m	3 千 m3	51m	○
71	044220078	鶴野溜池	粕川字鶴野 21	3.1m	2 千 m3	60m	○
72	044220079	鶴田三号溜池	大松沢字鶴田 49-3	2.2m	1 千 m3	31m	—
73	044220080	弥太郎坂溜池	大松沢字弥太郎坂山 3	6.0m	4 千 m3	41m	○
74	044220081	於在家屋敷一号溜池・	大松沢字於在家屋敷 89	4.7m	5 千 m3	46m	
75	044220082	五仏二号溜池	大松沢字五仏堤入 25-1	1.1m	5 千 m3	95m	
76	044220083	五仏一号溜池	大松沢字五仏堤入 25-1	4.7m	18 千 m3	125m	
77	044220084	原二号溜池	大松沢字主殿田 35	2.2m	9 千 m3	105m	
78	44220085	原一号溜池	大松沢字主殿田 34	4.5m	15 千 m3	77m	—
79	044220086	原屋敷溜池	大松沢字原屋敷 45	4.1m	4 千 m3	46m	
80	044220087	鷹沢溜池	大松沢字鷹沢 13	3.0m	5 千 m3	39m	
81	044220088	薬研沢溜池	大松沢字薬研沢堤下 1-1	5.5m	99 千 m3	175m	—
82	044220089	逆川溜池	大松沢字下逆川 1-2	8.8m	34 千 m3	107m	
83	044220090	李沢西溜池	大松沢字李沢西 2	4.0m	3 千 m3	42m	
84	044220091	長禅寺 1 号溜池	大松沢字長禅寺前 22-2	11.1m	15 千 m3	59m	—
85	044220092	藪田二号溜池	大松沢字藪田 17	2.4m	4 千 m3	64m	

通番	コード	名称	所在地	○ため池諸元			防災重点ため池
				堤高(m)	総貯水量(千m3)	堤頂長(m)	
86	044220093	藪田一号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	大松沢字藪田 13-1	2.0m	1千m3	15m	
87	044220095	台沢三号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	大松沢字台の沢 8	1.6m	2千m3	45m	
88	044220096	上泥畑西沢溜池	大松沢字上泥畑西沢 2	4.0m	5千m3	45m	
89	044220097	鶴巻一号溜池	大松沢字鶴巻 7	1.4m	4千m3	46m	—
90	044220098	鶴巻二号溜池	大松沢字鶴巻 10	1.4m	2千m3	46m	—
91	044220099	桑折長根溜池	大松沢字桑折長根 7-1	4.0m	2千m3	45m	
92	044220100	明通沢溜池	大松沢字薬研沢明通沢 12-1	4.7m	3千m3	17m	
93	044220101	一ノ沢東沢溜池	大松沢字一ノ沢西沢 15-1	2.0m	2千m3	25m	
94	044220102	一ノ沢西沢溜池	大松沢字一ノ沢宅地 7-29	4.9m	10千m3	43m	
95	044220103	小梁川宅地一号溜池	大松沢字小梁川宅地 20	2.6m	1千m3	31m	
96	044220104	小梁川西沢溜池	大松沢字小梁川西沢 1	2.1m	3千m3	11m	
97	044220106	上町二号溜池	大松沢字論山 53	3.1m	2千m3	26m	
98	044220108	真観寺二号溜池	大松沢字旅籠屋 24	8.1m	12千m3	68m	○
99	044220109	真観寺一号溜池	大松沢字旅籠屋 24	6.5m	6千m3	49m	○
100	044220110	森溜池	大松沢字樽沢 2	3.2m	1千m3	36m	○
101	044220111	寺ノ沢溜池	大松沢字森 5-1	3.4m	4千m3	42m	
102	044220112	江戸沢溜池	大松沢字江戸沢上 2	7.8m	23千m3	69m	—
103	044220113	新薬研沢溜池	大松沢字薬研沢堤下 1-5	2.7m	3千m3	45m	
104	044220114	法堂東沢溜池	大松沢字法堂撫山宅地 110-1	2.1m	4千m3	42m	
105	044220115	金地1号溜池	大松沢字金地宅地 9	3.0m	2千m3	28m	○
106	044220116	金地2号溜池	大松沢字金地宅地 11	3.3m	2千m3	16m	○
107	044220117	内ノ越一号溜池	大松沢字内ノ越 2-1	3.8m	2千m3	18m	—
108	044220118	越後沢1号溜池	大松沢字狸沢 37-2	9.4m	10千m3	53m	
109	044220119	蟹沢溜池	大松沢字狸沢 37-9	9.0m	24千m3	78m	—
110	044220120	石撫五号溜池	大松沢字狸沢 4-1	7.7m	46千m3	130m	
111	044220121	石撫一号溜池	大松沢字石撫 18	4.4m	10千m3	57m	
112	044220122	石撫二号溜池	大松沢字狸沢 1	4.4m	19千m3	92m	
113	044220123	石撫三号溜池	大松沢字狸沢 3	3.4m	8千m3	56m	
114	044220124	石撫四号溜池	大松沢字狸沢 4-1	4.0m	5千m3	65m	
115	044220125	狸沢一号溜池	大松沢字狸沢 36	5.6m	4千m3	47m	
116	044220126	狸沢二号溜池	大松沢字狸沢 35	3.5m	2千m3	60m	—
117	044220127	樽沢溜池	大松沢字森 11-25	5.0m	3千m3	31m	
118	044220128	貝神沢溜池	大松沢字貝神沢 1	3.4m	2千m3	37m	○
119	044220129	原畑溜池	羽生字原畑 51-1	3.3m	4千m3	37m	
120	044220130	金井川溜池	羽生字金井川 91	3.2m	3千m3	32m	
121	044220131	力田1号溜池	味明字力田 1	2.3m	1千m3	19m	
122	044220132	後谷地北山溜池	味明字後谷地北山 24	3.9m	4千m3	35m	
123	044220133	味明大沢溜池	味明字大沢 1	3.3m	2千m3	35m	
124	044220134	檜切場溜池	不来内字檜切場 20	2.8m	4千m3	27m	—
125	044220135	東一本木山溜池	不来内字東一本木山 11	3.6m	1千m3	28m	
126	044220136	瀬沢入1号溜池	不来内字瀬沢入 8	2.1m	2千m3	21m	
127	044220137	平田沢溜池	東成田字平田沢 12	2.8m	1千m3	28m	
128	044220138	苗代沢溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	東成田字苗代沢 1	0.6m	2千m3	21m	
129	044220139	新田西溜池	東成田字坂谷西山 41	5.4m	5千m3	23m	
130	044220140	内屋敷2号溜池	東成田字北沢山 35	12.2m	5千m3	63m	

通 番	コード	名称	所在地	○ため池諸元			防災重 点ため 池
				堤高 (m)	総貯水量 (千m3)	堤頂 長(m)	
131	044220141	内屋敷溜池	東成田字北沢山 38	4.8m	7千m3	44m	
132	044220142	海老沢南溜池	粕川字海老沢南 22-1	1.6m	2千m3	26m	
133	044220143	一本木西溜池	石原字一本木 14	2.8m	1千m3	14m	
134	044220144	樋が沢 1号溜池	石原字樋ヶ沢 20	2.0m	2千m3	19m	○
135	044220145	馬場溜池	石原字馬場 14-1	1.0m	1千m3	42m	
136	044220146	座福 1号溜池	大松沢字座福 4	2.0m	2千m3	23m	
137	044220147	座福 2号溜池	大松沢字座福 23	3.3m	4千m3	21m	
138	044220150	馬壇 1号溜池	大松沢字馬壇 1	2.9m	2千m3	33m	
139	044220151	馬壇 2号溜池	大松沢字馬壇 8	3.4m	1千m3	20m	
140	044220152	一の沢橋本 1号溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	大松沢字一の沢橋本 30	4.2m	3千m3	62m	
141	044220154	李沢屋敷 1号溜池	大松沢字李沢屋敷 44	2.5m	2千m3	32m	○
142	044220156	大松沢新田溜池	大松沢字新田 4-1	3.1m	1千m3	27m	
143	044220157	小丑子沢 1号溜池(廃止)(H30年 度:用途変更)	大松沢字小丑子沢 13	3.3m	1千m3	30m	
144	044220158	狼沢溜池(廃止)(H30年度:用途変 更)	大松沢字狸沢 4-2	3.9m	3千m3	39m	
145	044220159	狸沢 6号溜池	大松沢字狸沢 5-96	2.9m	1千m3	21m	
146	044220160	狸沢 4号溜池	大松沢字狸沢 5-98	1.8m	1千m3	17m	
147	044220161	狸沢 3号溜池	大松沢字狸沢 28	2.9m	3千m3	36m	—
148	044220162	越後沢 2号溜池	大松沢字狸沢 37-82	2.7m	1千m3	20m	
149	044220163	石撫 6号溜池	大松沢字石撫 2	2.2m	3千m3	31m	
150	044220164	切塞 1号溜池	大松沢字切塞 2-74	3.3m	3千m3	35m	
151	044220165	本木溜池	山崎字本木 26-2	2.9m	1千m3	26m	○
152	044220166	大森沢溜池	山崎字大森沢 1-1	4.5m	5千m3	31m	○
153	044220167	一本木山 2号溜池	不来内字一本木山 34-4	5.6m	1千m3	22m	
154	044220168	細谷沢溜池	東成田字細谷沢 5	2.2m	2千m3	24m	
155	044220169	小梁川門前 2号溜池	大松沢字小梁川門前 17-2	2.8m	1千m3	34m	
156	044220170	一の沢宅地 3号溜池	大松沢字一の沢宅地 7-10	3.3m	1千m3	19m	
157	044220171	一の沢東沢 2号溜池	大松沢字一の沢東沢 2-3	3.8m	4千m3	26m	
158	044220173	上泥畑西沢 2号溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	大松沢字上泥畑西沢 5-4	2.9m	1千m3	22m	
159	044220174	台の沢 1号溜池	大松沢字台の沢 1-10	9.5m	3千m3	55m	
160	044220175	台の沢 2号溜池	大松沢字台の沢 1-21	4.1m	4千m3	65m	
161	044220176	台の沢 3号溜池	大松沢字台の沢 3-4	2.8m	2千m3	67m	
162	044220177	台の沢 4号溜池	大松沢字台の沢 8	3.5m	2千m3	30m	
163	044220178	柏木原宅地 1号溜池	大松沢字柏木原宅地 2-13	5.3m	2千m3	29m	○
164	044220179	柏木原宅地 7号溜池	大松沢字柏木原宅地 22-55	1.2m	1千m3	52m	
165	044220180	柏木原宅地 9号溜池	大松沢字柏木原宅地 22-60	6.4m	10千m3	67m	
166	044220181	柏木原宅地 10号溜池	大松沢字柏木原宅地 22-69	4.3m	4千m3	47m	
167	044220183	一の沢橋本 4号溜池	大松沢字一の沢橋本 11-10	1.7m	2千m3	28m	
168	044220184	一の沢橋本 6号溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	大松沢字一の沢橋本 11-44	3.6m	2千m3	26m	
169	044220185	一の沢橋本 8号溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	大松沢字一の沢橋本 32-7	2.6m	1千m3	45m	
170	044220186	一の沢橋本 9号溜池(廃止)(H30 年度:用途変更)	大松沢字一の沢橋本 32-10	3.7m	2千m3	28m	

通 番	コ ー ド	名 称	所 在 地	○ため池諸元			防 災 重 点 た め 池
				堤 高 (m)	総 貯 水 量 (千m3)	堤 頂 長 (m)	
171	044220187	宮田4号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	大松沢字宮田 61-23	2.4m	4千m3	59m	
172	044220188	宮田5号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	大松沢字宮田 66-18	10.1m	4千m3	65m	
173	044220189	山崎木戸脇8号溜池	大松沢字山崎木戸脇 41-6	1.1m	2千m3	41m	
174	044220190	山崎木戸脇13号溜池	大松沢字山崎木戸脇 57-6	3.8m	1千m3	24m	
175	044220191	於在家屋敷3号溜池	大松沢字於在家屋敷 23-1	2.2m	1千m3	59m	
176	044220192	内ノ越2号溜池	大松沢字内ノ越 14	4.2m	2千m3	53m	
177	044220193	江戸沢7号溜池	大松沢字江戸沢 71-20	4.3m	1千m3	34m	
178	044220194	貝柄塚2号溜池	大松沢字貝柄塚 10-6	3.1m	1千m3	42m	○
179	044220195	貝柄塚3号溜池	大松沢字貝柄塚 66-1	1.4m	1千m3	23m	○
180	044220196	森3号溜池	大松沢字森 8-6	1.9m	3千m3	32m	
181	044220197	小丑子沢2号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	大松沢字小丑子沢 12	4.2m	2千m3	46m	
182	044220198	狸沢15号溜池	大松沢字狸沢 32	4.1m	2千m3	42m	
183	044220199	切塞2号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	大松沢字切塞 2-34	4.2m	3千m3	30m	
184	044220200	切塞3号溜池	大松沢字切塞 2-35	6.3m	3千m3	26m	
185	044220201	切塞4号溜池	大松沢字切塞 2-85	6.0m	7千m3	57m	
186	044220202	上海老沢溜池	羽生字上海老沢 9-1	1.9m	1千m3	31m	
187	044220203	力田2号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	味明字力田 13	3.0m	1千m3	16m	
188	044220204	樽川溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	味明字樽川 16	2.0m	1千m3	27m	
189	044220205	入沢田1号溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	石原字入沢田 23	2.5m	1千m3	27m	
190	044220206	谷地入溜池	石原字谷地入 14	2.8m	1千m3	35m	
191	044220208	東宮溜池(廃止)(H30年度:用途変更)	大松沢字東宮 43-1	2.5m	1千m3	16m	
192	044220209	原屋敷7号溜池	大松沢字原屋敷 45	4.1m	1千m3	33m	
193	044220210	吉ヶ沢1号溜池	大松沢字吉ヶ沢 6-2	1.7m	1千m3	49m	○
194	044220211	岩川2号	羽生字岩川 75	0.0m	1千m3	20m	
195	044220212	穴前	羽生字穴前 19	1.0m	1千m3	10m	
196	044220213	百目木	山崎字百目木 8	4.5m	1千m3	23m	
197	044220214	入沢田2号(廃止)(H30年度:用途変更)	石原字入沢田 26	2.0m	0千m3	18m	
198	044220216	黒内沢	川内字黒内沢 3	2.8m	0千m3	22m	
199	044220217	上安戸	川内字東中才 4-7	1.8m	0千m3	24m	
200	044220219	松原溜池	大松沢字於在家屋敷 23-1	2.4m	0千m3	23m	
201	044220220	(廃止)(H30年度:用途変更)一の沢宅地4号	大松沢字一の沢宅地 7-32	2.5m	1千m3	15m	
202	044220224	貝柄塚1号	大松沢字貝柄塚 62	3.0m	0千m3	24m	
203	044220226	宮田1号	大松沢字宮田 67	2.0m	1千m3	25m	
204	044220227	江戸沢3号	大松沢字江戸沢 44-2	0.8m	1千m3	48m	
205	044220228	荒井宅地4号	大松沢字荒井宅地 48	1.0m	1千m3	30m	
206	044220229	山崎木戸脇5号	大松沢字山崎木戸脇 39-66	2.0m	1千m3	14m	
207	044220230	山崎木戸脇9号	大松沢字山崎木戸脇 44-8	1.8m	1千m3	18m	
208	044220231	山崎木戸脇11号	大松沢字山崎木戸脇 48-12	0.9m	0千m3	14m	
209	044220232	小関	大松沢字小関 6-2	3.0m	0千m3	20m	
210	044220233	狸沢8号	大松沢字狸沢 5-76	3.0m	1千m3	75m	

通 番	コード	名称	所在地	○ため池諸元			防災重 点ため 池
				堤高 (m)	総貯水量 (千 m3)	堤頂 長(m)	
211	044220234	狸沢 1 2 号	大松沢字狸沢 10-3	2.0m	0 千 m3	20m	
212	044220235	狸沢 1 6 号	大松沢字狸沢 37-43	3.5m	1 千 m3	30m	
213	044220236	狸沢 1 7 号	大松沢字狸沢 37-43	3.0m	0 千 m3	27m	
214	044220237	狸沢 1 8 号	大松沢字狸沢 37-55	3.0m	1 千 m3	35m	
215	044220238	柏木原宅地 5 号	大松沢字柏木原宅地 22-39	1.5m	0 千 m3	21m	
216	044220239	薬研沢堤下 1 号	大松沢字薬研沢堤下 11-29	3.4m	0 千 m3	24m	
217	044220244	三嶽	東成田字三嶽 26	3.0m	1 千 m3	44m	
218	044220245	山日向	粕川字山日向 13	3.0m	0 千 m3	20m	
219	044220246	深谷沢 2 号	不来内字深谷沢 8	0.8m	0 千 m3	9m	
220	044220247	味明南沢	味明字南沢 9	3.0m	1 千 m3	15m	
221	044220248	明神	味明字明神 35	2.5m	1 千 m3	30m	○
222	044225001	於在家屋敷二号溜池	大松沢字於在家屋敷 23-1	8.5m	1 千 m3	45m	○
223	044225002	海老沢	粕川字海老沢 16-1	2.0m	1 千 m3	27m	
224	044225003	一の沢三治宅地 3 号	大松沢字一の沢三治宅地 19	0.5m	1 千 m3	20m	
225	044225004	北橋 2 号溜池	不来内字北橋 9	2.8m	1 千 m3	35m	
226	044225005	薬師堂溜池	東成田字薬師堂 19	2.2m	1 千 m3	36m	○
227	044225006	一本木山 1 号溜池	不来内字一本木 57-1	5.0m	1 千 m3	25m	
228	044225007	原屋敷 8 号溜池	大松沢字原屋敷 49-5	4.0m	1 千 m3	26m	○
229	044225008	金地 3 号溜池	大松沢字金地宅 9	6.0m	1 千 m3	20m	
230	044225009	下泥畑溜池	大松沢字下泥畑 16	2.3m	1 千 m3	4m	

[5 防災資機材等]

資料5-1 職員用防災装備保有状況

(令和4年3月現在)

分 類		装 備 品 名	
機 械 器 具	発電機付き投光機	ヤンマー空冷ディーゼル発電機 (YDG300VS-5E) 和光機械工業(株)WL404WM-7G	1 台
		ヤンマーディーゼル発電機 (YDG250VS-5E/6E) LED 投光機 (LB304D)	1 台
装 備 品	プリズム安全反射ベスト	プリズム安全反射ベスト AT-23 (B/紺)	100 枚
	防災用ヘルメット	TANIZAWA ST#0169-EZ ワンタッチ式アゴ紐	110 個
	腕 章	全面反射とライン反射のリバーシブル仕様 ライン反射 5 色 * 20 枚	100 枚
	携帯用無線機	Panasonic EK-3299ADW	18 個
	携帯用無線機	TOMCOM TM-K3216AM	5 個
	携帯無線機電池パック	Panasonic EK-P11227AA	18 個
	携帯無線機電池パック	TOMCOM TA-P011A	5 個
	車載用無線電話装置	TOMCOM TM-F3315AM	2 台
	保安灯	保安灯	6 本
	LED保安灯	LED スーパーリフレクターライト ESL-1	10 本
	LED懐中電灯	ジェントス LK-214D	18 個
	ニトリル手袋	M300 枚、L300 枚	600 枚
	フェイスシールド		300 枚
	メガネ型フェイスシールド		50 個
	不織布ツナギ服	L100 着、XL15 着、XXL15 着	130 着
	アイソレーションガウン		50 着
	シューズカバー (不織布)		300 着

資料 5-2 水防等資機材の保有状況

防災倉庫	場所	資機材																					
		土のう	ビニールシート	木杭	鉄串	なわ(縄)	ビニールひも	鉄線	番線切り	スコップ	掛矢	なた(鉋)	カッター	ベンチ	しの(スノー)	一輪車	安全ロープ	照明灯	投光器	投光器用三脚	発電機	油吸着マット	
防災倉庫(黒川消防署大郷出張所付近)	大郷町中村字東要害 11-6	1,000	30	15	100		1	18	1	10	2				1	3	2						
防災倉庫(フラック大郷 21 付近)	大郷町中村字北浦 58-1	500						6			2					2							
大郷町役場	大郷町粕川字西長崎 5-8	1,000	70	40	30	6	1	50	1	50	5	3			1	4	3	1	6	3	3	400	

資料5-3 防災用非常食備蓄状況

(令和4年3月現在)

品 名	賞味期限	在庫数
マジックライス白米 (白飯)	2023/2/28	661
マジックライス五目	2023/2/28	950
そのままご飯 (中華丼)	2023/3/31	60
そのままご飯 (チキンライス)	2023/3/31	8
田舎ご飯	2023/7/31	200
そのままご飯 (カレー)	2023/7/31	47
田舎ごはん	2023/7/31	78
そのままご飯 (チキンライス)	2023/8/31	30
わかめごはん	2023/9/30	150
そのままご飯 (カレー)	2024/6/30	60
そのままご飯 (中華丼)	2024/6/30	17
そのままご飯 (チキンライス)	2024/6/30	30
野菜カレー	2024/7/27	290
マジックライス梅じゃこご飯	2024/12/31	24
マジックライス青菜ご飯	2024/12/31	150
LS エナジータイプ グレープ味 100g	2026/8/31	125
LS エナジータイプ ペアー味 100g	2026/8/31	123
LS エナジータイプ アップル&キャロット味 30g	2026/8/31	100
おいしいおさかなソーセージ 長期保存タイプ(75g*3 本入)	2027/2/22	510
尾西の五目ごはん	2027/4/1	250
尾西のわかめごはん	2027/4/1	250
尾西の山菜おこわ	2027/4/1	350
主食 (アルファ米等) 合 計		4463
船山 立山連峰の天然水 (2リットル)	2023/8/31	180
立山 天然水 (2リットル)	2023/9/30	372
立山 天然水 (2リットル)	2024/8/31	540
富士ミネラル (0.5リットル)	2024/11/30	120
飲料水 合 計		1,212
ミルクビスケット	2023/1/31	240
ようかん	2024/8/31	40
菓子 合 計		280

資料5-4 防災用救急・生活用品保有状況

(令和4年3月現在)

分類	商品名	数量	備考
救急関連	50人用大型救急箱	箱	4
	帆布製二つ折り担架 OH-103	台	4
	真空パックタオル	枚	100
	真空パック毛布(140×190cm)	枚	50
	オールウェザーブランケットシート	枚	80
運搬・救助 関連	折りたたみ式リヤカー 150kgタイプ	台	2 アルミ製 ノーパンク タイヤ
	リサイクル滑り止め軍手L	組	20 再生ポリエステル・天 然ゴム
	防塵マスク DR74E	個	10
	ヘルメットABS樹脂MP型	個	10
	爪付油圧ジャッキ MHC5RS 5tタイプ	台	2
	救助工具箱セット AK501	セット	2
	テント GK 屋形テント フレーム GK34号型	張	2 透明横幕有
生活用品 関連	呼子笛(プラスチック製)紐付き	個	6
生活用品 関連 照明・発電 関係	AM/FM/TVチューナラジオ(防滴タイプ)	台	10 アルカリ単3電池 2本*2セット
	クリプトン球強カライト(W-1411K)	個	20 アルカリ単3電池 4本*2セット
	緊急畳(90cm*10m*4.5mm 重さ10kg巻物)	枚	2 美草 セキスイ畳表を 2mm発泡シートの2重構造
	湯沸しパッケージ 60人用セット	セット	2 専用プラ段ケース
	サイレン付きトランジスタメガホン(TM-103)	個	2 アルカリ単3電池 8本*1セット
	哺乳瓶240ml(プラスチック製)	本	20
	レインスーツ PVC製 #1500	着	20 ML各5着保管
	トイレ用ワンタッチテントSH-11	張	8 1200*1200*1900mm
	非常用ろうそく(3本入り)	箱	60 145*85*45mm 10時間用 マッチ付
	ソフィアクティブサポート	袋	20
	クリーンSH-IIトイレ	台	40
	エコロジー食器セット(100人用)	セット	4 どんぶり小 フォークスプーン プレート どんぶり角
300Wハロゲン投光器 PH-305	個	4 300w ハロゲン	

				4 インチハイス 5mケーブル
	間仕切り ベンリー間仕切りⅡ BMU-3	セット	110	
	非接触型発熱測定機（据置型）	台	1	
	非接触型高感度温度計（手持型）	台	16	
	ジョイントマット	枚	640	
	マスク 高性能フィルターマスク 大人用	枚	10,000	
	手指消毒用アルコール アルペット 1L(ポンプ付)	本	50	
	ニトリル手袋 M300 枚、L300 枚	枚	600	
	フェイスシールド	枚	300	
	メガネ型フェイスシールド	個	50	
	不織布ツナギ服 L100 着、XL15 着、XXL15 着	着	130	
	飛散防止パーテーション 大 5 個、小 10 個	個	15	
	工業扇風機三脚型	基	10	
	アイソレーションガウン	着	50	
	シューズカバー（不織布）	着	300	
照明・発電 関係 本体	投光器用三脚 CHX-2	脚	2	投光器 2 個取付可
	コードリール GS-30（コード 30m）	個	2	
	ホンダ発電機 EU9I	台	2	450*240*380 mm 13 kg
	ガソリン携行缶 GM-20	缶	2	20 リットル
	防災倉庫 FSII-45	棟	3	W4520*D2400*H2500 mm

〔 6 施設等 〕

資料6-1 防火対象物一覧

(令和4年3月現在)

項別	対象物名	住 所	階数	延面積(㎡)
1 項イ	大郷町文化会館	大郷町中村字屋鋪 8-19	2	1,383.61
1 項イ	ボートレースチケットショップ大郷	大郷町中村字屋敷前 80	3	7,516.62
1 項イ	フラップ大郷 2 1	大郷町中村字北浦 58-1	2	3,688.09
1 項イ	(株)ティシーケイサービス オフト大郷事業所	大郷町中村字屋敷前 78	2	2,647.26
1 項ロ	大郷町公民館中粕川分館	大郷町粕川字新田中 107-2	1	117.58
1 項ロ	山崎第5組合集会所	大郷町山崎字鳥屋場山 210	1	50.96
1 項ロ	鶉崎生活センター	大郷町鶉崎字諏訪前 55-1	1	132.49
1 項ロ	大郷町公民館土手崎分館	大郷町粕川字土手崎 16-1	1	121.73
1 項ロ	大郷町公民館吉ヶ沢分館	大郷町大松沢字貝神沢 4-1	1	105.16
1 項ロ	大郷町公民館 川内分館	大郷町川内字西清水前 16	1	154.02
1 項ロ	大郷町公民館江戸沢分館	大郷町大松沢字江戸沢 71-11	1	109.03
1 項ロ	大郷町公民館 羽生分館	大郷町羽生字岩川 24-1	1	286.1
1 項ロ	ふれあいセンター 2 1	大郷町味明字原下 15	1	649.71
1 項ロ	大郷町公民館上町分館	大郷町大松沢字上町前 27	1	138.29
1 項ロ	大郷町公民館 山崎分館	大郷町山崎字日月堂 26	1	180.52
1 項ロ	大郷町公民館上村分館	大郷町大松沢字柏木原宅地 1-6	1	114.89
1 項ロ	大郷町公民館 不来内分館	大郷町不来内字舟付場 28-4	1	115.93
1 項ロ	中村地区第4班集会所	大郷町中村字井戸沢 1-1	1	50.78
1 項ロ	大郷町公民館上郷分館	大郷町大松沢字原前 22-1	1	115.10
1 項ロ	大郷町公民館下町分館	大郷町大松沢字下町宅地 53	1	153.19
1 項ロ	大郷町希望の丘団地集会所	大郷町中村字旦原 34	1	110.14
1 項ロ	川内ふるさと創生館	大郷町川内字上大沢 6-1	1	155.96
1 項ロ	大郷町公民館 土橋分館	大郷町土橋字勘兵衛 21-1	1	148.25
1 項ロ	大郷町公民館 東成田分館	大郷町東成田字薬師堂 11-2	1	130.20
1 項ロ	大郷町公民館 味明分館	大郷町味明字明神 14-1	1	187.15
1 項ロ	大郷町公民館 中村分館	大郷町中村字屋敷前 114-1	1	200.40
1 項ロ	大郷町老人ふれあいの家	大郷町東成田字北沢山 2-29	1	283.20
1 項ロ	大郷町大松沢社会教育センター	大郷町大松沢字旅籠屋 9	1	155.64
1 項ロ	大郷町公民館成田川分館	大郷町大松沢字金地宅地 18-4	1	86.12
3 項ロ	うまいもんや	大郷町中村字谷地際山 5-26	2	318.78
3 項ロ	中国菜館 煌華	大郷町粕川字西長崎 3-13	1	95.23
3 項ロ	有限会社 金天庵	大郷町中村字屋鋪 65-16	1	128.14

3 項口	食彩館	大郷町中村字屋舗 61-10	2	150.38
3 項口	パストラル 縁の郷	大郷町東成田字長松沢山 2-23	1	149.06
3 項口	パストラル 縁の郷	大郷町東成田字長松沢山 2-23	1	201.37
4 項	(株)大角屋	大郷町粕川字山中 3-1	2	1022.50
4 項	石文酒店	大郷町大松沢字竹ノ花 106-2	1	260.55
4 項	ファミリーマート大郷粕川店	大郷町粕川字日向 10-1	1	157.25
4 項	セブンイレブン大郷町店	大郷町中村字山中 1-1	2	203.28
4 項	(有)ちばや	大郷町中村字屋舗 71-4	2	453.15
4 項	セブンイレブン大郷大松沢店	大郷町大松沢字築道東 144	1	186.68
4 項	コメリハード&グリーン大郷店	大郷町中村字北浦 1-2	1	1173.66
4 項	セブンイレブン大郷町川内店	大郷町川内字中塚山 37-4	1	186.76
4 項	(株)薬王堂 宮城大郷店	大郷町中村字屋舗 65-15	1	1045.57
4 項	ファミリーマート大郷山崎店	大郷町山崎字堰場 56-2	1	157.25
4 項	F r e s h M a r t 元気屋 大郷店	大郷町中村字台 5-2	2	1094.86
4 項	ファミリーマート宮城大郷店	大郷町中村字山沢 20-3	1	199.53
4 項	(有)リサイクル店 得	大郷町東成田字中板谷 14	1	456.00
4 項	(有)リサイクル店 得	大郷町東成田字中板谷 14	1	130.62
4 項	(有)リサイクル店 得	大郷町東成田字中板谷 14	1	680.65
4 項	(有)リサイクル店 得	大郷町東成田字中板谷 14	1	750.47
4 項	(有)リサイクル店 得	大郷町東成田字中板谷 14	1	630.63
4 項	(株)おおさと地域振興公社	大郷町中村字北浦 51-6	2	1565.88
5 項イ	パストラル 縁の郷	大郷町東成田字長松沢山 2-23	1	635.25
5 項口	コーポ東長崎	大郷町粕川字東長崎 45-3	2	182.52
5 項口	おおさとハイツ	大郷町粕川字熊野脇 34-3	2	262.44
5 項口	大郷運輸(株)寄宿舎	大郷町土橋字勘兵衛 39-6	2	339.93
5 項口	コーポミナミ	大郷町中村字鍋釣 77-1	2	222.14
5 項口	ルミエールⅡ	大郷町中村字台 6-2	2	392.18
5 項口	ブリッチ	大郷町土橋字勘兵衛 19-2	2	202.61
5 項口	ルミエールⅢ	大郷町中村字谷地際山 5-68	2	470.62
5 項口	まるよしハイツ	大郷町粕川字東長崎 45-3	2	254.01
5 項口	エクセレンス壺番館	大郷町中村字屋舗 41-1	2	274.91
5 項口	エクセレンス弐番館	大郷町中村字屋舗 41-1	2	301.57
5 項口	フレグランス住吉	大郷町鶉崎字住吉 20	2	230.18
5 項口	アップル館	大郷町羽生字原畑 17-5	2	462.06
5 項口	ワンズ・バース	大郷町川内字作田畑 2-4	2	487.90
5 項口	シェルエトワレ	大郷町中村字遠多田 2-10	2	230.67
5 項口	ルミエール	大郷町中村字台 6-1	2	337.84
5 項口	ワールド開発工業(株)仙台営業所宿舍棟	大郷町川内字中塚山 1-6	2	485.64

6 項イ	医療法人 社団 青葉会 大郷町歯科医院	大郷町中村字谷地際山 5-12	1	386.75
6 項ロ	もも太郎さん大郷	大郷町中村字原町 10-5	2	609.33
6 項ハ	指定障害福祉サービス事業所わ・は・わ味明	大郷町味明字原下 34	1	394.00
6 項ハ	社会福祉法人 みんなの輪 わ・は・わ大郷	大郷町粕川字田中 3-1	1	404.87
6 項ハ	わ・は・わ大郷 ひなげしホーム	大郷町中村字遠多田 59-6	2	162.50
6 項ハ	みんなの輪 パン工房わ・は・わ	大郷町味明字原下 62-1	1	408.57
6 項ハ	羽生グループホーム	大郷町羽生字里畑 71-2	1	201.75
6 項ハ	大郷町児童館	大郷町中村字屋敷前 97-1	1	681.52
6 項ハ	社会福祉法人 みらい ゆめの杜保育園	大郷町中村字原町 9-4	2	299.05
6 項ハ	めるくまーる山崎みらい	大郷町山崎字藤九郎 7-2	2	289.02
6 項ハ	めるくまーる味明	大郷町味明字樋場上 35	1	557.41
6 項ハ	幼保連携型認定こども園すくすくゆめの郷こども園	大郷町粕川字新 30	1	1910.18
7 項	大郷町立大郷中学校	大郷町粕川字東長崎 3	4	5759.84
7 項	大郷町立大郷小学校	大郷町中村字屋敷前 98	3	3715.95
7 項	大郷町立大郷小学校	大郷町中村字屋敷前 98	1	975.00
7 項	たのしいおうちづくり	大郷町味明字樋場上 56	3	1816.43
7 項	たのしいおうちづくり	大郷町味明字樋場上 56	1	518.50
11 項	宗教法人 観音寺	大郷町大松沢字森 2	1	581.34
11 項	宗教法人 泉永寺	大郷町不来内字泉田 28	2	540.21
11 項	恵照山 東光寺	大郷町中村字原町 30	2	589.94
11 項	恵照山 東光寺	大郷町中村字原町 30	1	208.12
11 項	宗教法人 珠光寺	大郷町山崎字畑中 110	2	605.93
11 項	宗教法人 妙本寺	大郷町土橋字細田 14	2	445.81
11 項	宗教法人 糟川寺	大郷町粕川字伝三郎 26	2	816.74
11 項	日月山 桂蔵寺	大郷町川内字下堰場 12	2	507.00
11 項	天理教大松澤分教会	大郷町大松沢字石打場 2-3	2	486.92
12 項イ	日の丸合成樹脂工業(株)	大郷町東成田字浦木戸 2-1	2	759.25
12 項イ	日の丸合成樹脂工業(株)	大郷町東成田字浦木戸 2-1	3	408.24
12 項イ	(有)幸和	大郷町川内字中塚山 1-37	1	818.79
12 項イ	農事組合法人 大松沢やたて	大郷町大松沢字腰廻畑 7	1	262.50
12 項イ	(有)鈴木自動車整備工場	大郷町大松沢字中江 1	2	364.14
12 項イ	(有)皆川鉄工所	大郷町中村字鍋釣 77-3	1	467.61
12 項イ	みどり会農産加工(株)	大郷町粕川字熊野脇 49-3	1	326.41
12 項イ	(有)伊藤モーターズ	大郷町粕川字丸山 16-1	2	356.39
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	2	1934.24

12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	2	1795.22
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	2	1108.67
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	2	292.59
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	2	3217.16
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	2	1314.15
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	1	898.35
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	1	197.78
12 項イ	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	1	435.86
12 項イ	(有)丸三自動車整備工場	大郷町粕川字新田前 7-6	1	412.58
12 項イ	サンケーヘルス(株) 第1工場	大郷町粕川字山中 40	2	786.01
12 項イ	(株)吉川産業	大郷町粕川字日向 25-5	1	370.98
12 項イ	池田東北(株)	大郷町中村字大沢 1	1	1485.00
12 項イ	池田東北(株)	大郷町中村字大沢 1	1	936.00
12 項イ	池田東北(株)	大郷町中村字大沢 1	1	733.52
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	2	7006.34
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	2	6137.88
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1260.00
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1240.00
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	2	4051.33
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1660.50
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	3770.00
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1471.00
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	2	860.00
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	521.70
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	2	270.00
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1305.00
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	167.67
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	2563.49
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1186.26
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1561.24
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1268.04
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	198.49
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	2	3038.61
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	1001.61
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	2	414.37
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	522.12
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	298.10
12 項イ	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	241.24

12 項イ	みどりあーと山崎株式会社	大郷町山崎字阿弥陀堂 54-1	1	282.08
12 項イ	(有)高田製材所	大郷町山崎字道山作 26	1	413.13
12 項イ	東北エア・ウォーター(株)メディカル	大郷町粕川字鳶ヶ沢 1	1	995.18
12 項イ	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字東沢 6	1	681.06
12 項イ	大友石材工業所	大郷町中村字屋舗 1-8	1	217.24
12 項イ	(株)小山商会 本社工場	大郷町中村字屋敷前 145-1	2	2679.22
12 項イ	(株)小山商会 本社工場	大郷町中村字屋敷前 145-1	1	548.96
12 項イ	(株)小山商会 本社工場	大郷町中村字屋敷前 145-1	2	4141.91
12 項イ	(株)伊達屋 宮城工場	大郷町粕川字後沢田 2-5	1	374.55
12 項イ	(有)矢野製作所	大郷町東成田字板谷西山 13-25	1	165.62
12 項イ	平和サービス商会	大郷町味明字樋場下 31-1	1	252.58
12 項イ	(株)サイユーキ	大郷町大松沢字原屋敷 41-1	1	4255.39
12 項イ	日本キャタピラー合同会社サービスセンター	大郷町東成田字薬師堂 24-4	1	442.14
12 項イ	日本キャタピラー合同会社サービスセンター	大郷町東成田字薬師堂 24-4	3	254.50
12 項イ	丸進自動車整備工場	大郷町羽生字南原 29-24	1	286.43
12 項イ	大角屋トヨー住器(株)	大郷町粕川字山中 7-1	1	363.12
12 項イ	(株)タカリュウ	大郷町東成田字小林 14-3	1	694.77
12 項イ	エア・ウォーター東日本(株)	大郷町粕川字鳶ヶ沢 1	1	918.00
12 項イ	エア・ウォーター東日本(株)	大郷町粕川字鳶ヶ沢 1	1	226.74
12 項イ	(株)佐藤内装	大郷町中村字西浦 3-3	2	1776.34
12 項イ	(株)丹勝リサイクルセンター	大郷町鶉崎字住吉 33-4	2	1013.59
12 項イ	(株)丹勝リサイクルセンター	大郷町鶉崎字住吉 33-4	1	334.55
12 項イ	日本板硝子東北(株)	大郷町中村字西浦 3-1	2	4768.15
12 項イ	シンレキ工業(株)東北事業所	大郷町粕川字熊野脇 26-1	1	202.07
12 項イ	シンレキ工業(株)東北事業所	大郷町粕川字熊野脇 26-1	2	261.34
12 項イ	(株)東北トラスト	大郷町東成田字小林 14-2	2	675.62
12 項イ	(有)ダイワ工業	大郷町東成田字長松沢山 25-1	1	448.57
12 項イ	(株)メカニック氏家	大郷町中村字屋舗 2-16	1	499.50
12 項イ	ネッツトヨタ仙台(株)おおさとテクノセンター	大郷町羽生字中ノ町 19-1	2	1182.56
12 項イ	ネッツトヨタ仙台(株)おおさとテクノセンター	大郷町羽生字中ノ町 19-1	2	1088.29
12 項イ	ネッツトヨタ仙台(株)おおさとテクノセンター	大郷町羽生字中ノ町 19-1	1	288.71
12 項イ	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町大松沢字薬研沢堤下 11-44	1	815.10
12 項イ	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町大松沢字薬研沢堤下	1	2077.01

		11-21		
12 項イ	(株)阿部板金塗装工業	大郷町味明字松木田 2-5	2	671.01
12 項イ	大郷町学校給食センター	大郷町中村字北浦 58-1	2	762.72
12 項イ	(株)栗本鐵工所 仙台工場	大郷町味明字青木沢北山 3-12	2	2635.07
12 項イ	(有)高木商店	大郷町東成田字板谷山 20-2	1	5347.93
12 項イ	(株)エステーケー	大郷町中村字東要害 2-1	2	261.36
12 項イ	コマツカスターホート(株)東北カンパニー	大郷町川内字中塚山 1-8	1	170.30
12 項イ	コマツカスターホート(株)東北カンパニー	大郷町川内字中塚山 1-8	1	379.25
12 項イ	(有)おおさとモータース	大郷町大松沢字茶立場上 32-1	1	192.76
12 項イ	UP HEART	大郷町粕川字東山中 15-4	2	266.64
12 項イ	(株)ムトー精密	大郷町大松沢字新五仏堤入 17-1	1	367.72
12 項イ	アオキスイーパー 仙台営業所	大郷町東成田字内直 19-2	1	340.20
12 項イ	(有)小林焼付塗装 大郷工場	大郷町東成田字小林 6	1	442.20
12 項イ	(有)小林焼付塗装 大郷工場	大郷町東成田字小林 6	1	252.44
12 項イ	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町大松沢字腰廻畑 9	1	473.15
12 項イ	サンケーヘルス 本社社屋	大郷町東成田字北沢山 2-27	1	1792.23
12 項イ	(有)トゥインクル・オート板金サービス工場	大郷町中村字谷地際山 5-143	1	374.20
12 項イ	(株)ミサト	大郷町東成田字板谷西山 29-3	1	539.47
12 項イ	(有)大竹商店	大郷町川内字北中別所 26-3	1	198.00
12 項イ	MKエコプラント(株)おおさとリサイクルセンター	大郷町川内字中塚山 1-33	2	3104.38
12 項イ	MKエコプラント(株)おおさとリサイクルセンター	大郷町川内字中塚山 1-33	1	1183.00
12 項イ	MKエコプラント(株)おおさとリサイクルセンター	大郷町川内字中塚山 1-33	1	300.00
12 項イ	(有)大郷グリーンファーマーズ	大郷町大松沢字茶立場上 9	1	484.59
12 項イ	サンキョウリサイクル(株)おおさと廃蛍光管	大郷町川内字中塚山 1-34	2	992.79
12 項イ	(株)柿崎工務所 大郷ボンテラン工場	大郷町川内字中塚山 1-19	1	1300.30
12 項イ	(株)柿崎工務所 大郷ボンテラン工場	大郷町川内字中塚山 1-19	1	500.00
12 項イ	ナーリン(株) 東北工場	大郷町川内字南別所 2-7	1	2078.54
12 項イ	(株)啓愛社 宮城リサイクル工場	大郷町川内字中塚山 1-36	2	3922.28
12 項イ	(株)真壁製作所 物流センター	大郷町中村字谷地際 4-3	1	415.29
12 項イ	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部 リセルバー	大郷町中村字原町 19	1	473.40
12 項イ	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部 リセルバー	大郷町中村字原町 19	1	295.55
12 項イ	(株)アネスティ 大郷リサイクルセンター	大郷町川内字北中別所 26-5	1	374.25
12 項イ	(株)アネスティ 大郷リサイクルセンター	大郷町川内字北中別所 26-5	1	459.75

	ー			
12 項イ	(株)馬渡	大郷町味明字青木沢北山 3-16	1	749.10
12 項イ	セイソン(株)	大郷町山崎字鳥屋場山 24-5	2	457.80
12 項イ	セイソン(株)	大郷町山崎字鳥屋場山 24-5	1	200.40
12 項イ	(株)あぐりオリザ穀物乾燥場	大郷町土橋字台畑 16	1	259.20
12 項イ	稲垣商事(株)仙台工場	大郷町川内字中塚山 1-11	1	1622.24
12 項イ	ユテクジャパン(株)東北工場	大郷町川内字中塚山 34-56	1	684.95
12 項イ	(株)三進製作所	大郷町中村字谷地際 5-1	2	941.05
12 項イ	大倉工業(株)松島工場	大郷町川内字杉ノ崎 2-6	1	3598.77
12 項イ	(株)夢実耕望 宮城大郷工場	大郷町大松沢字馬場崎 6	1	771.50
12 項イ	(株)夢実耕望 宮城大郷工場	大郷町大松沢字馬場崎 17	1	273.15
12 項イ	寺嶋建設工業(株)自動車修理工場	大郷町大松沢字於在家屋敷	1	173.90
12 項イ	塩釜観光バス(株)	大郷町川内字中塚山 2-6	1	199.26
12 項イ	伊藤黒鉛工業(株)カーボン工房(仙台)	大郷町山崎字鳥屋場山 106	2	696.02
12 項イ	ヒロテックエンジニアリング(株)	大郷町東成田字論田 17-1	1	484.43
12 項イ	(株)アネスティ積み替え保管施設	大郷町川内字北中別所 13-1	1	150.00
12 項イ	(株)アネスティ積み替え保管施設	大郷町川内字北中別所 13-1	1	437.50
12 項イ	(株)泉エキスプレス	大郷町川内字南清水前 3-4	1	243.60
12 項イ	JA 新みやぎ大郷カンントリーエレベーター	大郷町大松沢字新堀 101	2	988.05
12 項イ	三井住建道路(株) 東北支店	大郷町川内字長福寺山 74	1	165.94
12 項イ	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町粕川字八幡 2-2	2	956.62
12 項イ	寺嶋建設工業(株)	大郷町大松沢字於在家屋敷 11	1	187.54
12 項イ	平塚商事(株)	大郷町東成田字板谷西山 11-1	1	165.62
12 項イ	菊池牧場	大郷町大松沢字石撫 1	1	460.00
13 項イ	(株)おおさと地域振興公社 車庫	大郷町中村字北浦 1	1	180.52
13 項イ	松島チサンカンントリークラブ(大郷コース)	大郷町川内字中塚山 84-1	1	304.00
13 項イ	大郷町役場	大郷町粕川字西長崎 5-8	1	237.86
13 項イ	アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社	大郷町東成田字北沢山 18	1	432.42
13 項イ	アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社	大郷町東成田字北沢山 18	1	330.89
14 項	大郷町大松沢社会教育センター	大郷町大松沢字旅籠屋 9	2	455.58
14 項	(株)薬王堂 宮城大郷店	大郷町中村字屋舗 65-15	1	198.74
14 項	日の丸合成樹脂工業(株)	大郷町東成田字浦木戸 2-1	1	495.00
14 項	日の丸合成樹脂工業(株)	大郷町東成田字浦木戸 2-1	1	420.00
14 項	日の丸合成樹脂工業(株)	大郷町東成田字浦木戸 2-1	1	450.00
14 項	(有)幸和	大郷町川内字中塚山 1-37	1	1496.88
14 項	日の丸合成樹脂工業(株) 中村工場	大郷町中村字屋敷前 161-1	1	470.08
14 項	(株)ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	1	211.61

14 項	サンケーヘルス(株) 第1工場	大郷町粕川字山中 40	2	585.00
14 項	池田東北(株)	大郷町中村字大沢 1	1	305.50
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	486.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	315.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	315.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	378.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	486.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	486.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	486.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	300.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	495.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	462.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	280.00
14 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	280.00
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字東沢 6	1	233.77
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字東沢 6	2	340.10
14 項	(株)小山商会 本社工場	大郷町中村字屋敷前 145-1	2	1368.23
14 項	(株)小山商会 本社工場	大郷町中村字屋敷前 145-1	3	156.60
14 項	(株)小山商会 本社工場	大郷町中村字屋敷前 145-1	1	492.00
14 項	(株)サイユーキ	大郷町大松沢字原屋敷 41-1	1	983.04
14 項	(株)サイユーキ	大郷町大松沢字原屋敷 41-1	1	331.20
14 項	(株)サイユーキ	大郷町大松沢字原屋敷 41-1	1	360.00
14 項	日本キャタピラー合同会社サービスセンター	大郷町東成田字薬師堂 24-4	1	216.00
14 項	エア・ウォーター東日本(株)	大郷町粕川字鳶ヶ沢 1	1	185.73
14 項	(株)丹勝リサイクルセンター	大郷町鶉崎字住吉 33-4	1	391.75
14 項	(株)メカニック氏家	大郷町中村字屋舗 2-16	1	235.80
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町大松沢字薬研沢堤下 11-44	1	331.24
14 項	(株)栗本鐵工所 仙台工場	大郷町味明字青木沢北山 3-12	1	497.79
14 項	(有)高木商店	大郷町東成田字板谷山 20-2	1	2473.70
14 項	コマツカスタマーサポート(株) 東北カンパニー	大郷町川内字中塚山 1-8	2	174.84
14 項	(株)ミサト	大郷町東成田字板谷西山 29-3	1	293.70
14 項	(有)大竹商店	大郷町川内字北中別所 26-3	1	326.40
14 項	MKエコプラント(株)おおさとリサイクルセンター	大郷町川内字中塚山 1-33	1	335.30
14 項	(株)柿崎工務所 大郷ボンテラン工場	大郷町川内字中塚山 1-19	1	255.00
14 項	ナーリン(株) 東北工場	大郷町川内字南別所 2-7	1	335.75
14 項	ナーリン(株)東北工場	大郷町川内字南別所 2-7	1	837.22

14 項	(有)斎藤美装	大郷町羽生字南原 29-25	1	458.41
14 項	大倉工業(株)松島工場	大郷町川内字杉ノ崎 2-6	1	699.33
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部 鶴崎	大郷町鶴崎大小寺 19	1	390.29
14 項	エスアールジータカミヤ(株)宮城仙台セ ンター	大郷町粕川字沢田 23-2	1	300.12
14 項	エスアールジータカミヤ(株)宮城仙台セ ンター	大郷町粕川字沢田 23-2	2	228.96
14 項	三井住建道路(株) 東北支店	大郷町川内字長福寺山 74	1	900.00
14 項	(株)大商	大郷町粕川字鶴野 39	1	921.25
14 項	(株)大商	大郷町粕川字鶴野 39	1	921.25
14 項	(株)大商	大郷町粕川字鶴野 39	1	520.60
14 項	(株)大商	大郷町粕川字鶴野 39	1	1129.46
14 項	(株)大商	大郷町粕川字鶴野 39	1	423.85
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字養前田 1-1	1	1879.03
14 項	新日本ロードメンテナンス(株)大郷事業 所	大郷町粕川字木の崎 27	1	178.20
14 項	寺院サービス(株) 大郷倉庫	大郷町土橋字台畑 14-1	2	337.86
14 項	寺院サービス(株) 大郷倉庫	大郷町土橋字台畑 14-1	1	278.24
14 項	寺院サービス(株) 大郷倉庫	大郷町土橋字台畑 14-1	1	278.24
14 項	寺院サービス(株) 大郷倉庫	大郷町土橋字台畑 14-1	2	347.80
14 項	(株)小野建設	大郷町川内字長福寺山 59-11	1	905.05
14 項	(株)佐藤内装 倉庫	大郷町中村字西浦 2-1	1	476.98
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町粕川字八幡 23	1	890.07
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町粕川字八幡 2-2	1	277.20
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町粕川字八幡 7	1	478.40
14 項	フジ産業(株) 仙台事業所	大郷町中村蛇塚 2-2	2	624.20
14 項	農事組合法人 ディーエスファーム倉庫	大郷町粕川字三十丁 116-1	1	152.22
14 項	(株)夢実耕望 仙台流通センター	大郷町大松沢馬場崎 1-1	2	1913.42
14 項	(株)夢実耕望 仙台流通センター	大郷町大松沢馬場崎 1-1	2	1171.89
14 項	寺嶋建設工業(株)	大郷町大松沢字於在家屋敷 11	1	269.63
14 項	寺嶋建設工業(株)	大郷町大松沢字於在家屋敷 11	1	298.71
14 項	佐藤空間開発(有)	大郷町中村字東沢 3-2	1	320.20
14 項	アクアケミカル(株)	大郷町鶴崎字清水端 12	2	183.82
14 項	J A新みやぎ農業協同組合 大松沢ストック ヤード	大郷町大松沢字新堀 101	1	337.86
14 項	(有)利府硝子	大郷町東成田字長松沢山 45-3	2	225.76
14 項	大郷町牛舎	大郷町大松沢字藪田 12-9	1	330.00
14 項	菊池牧場	大郷町大松沢字石撫 1	1	198.74

14 項	合同会社 えにし ホースパーク	大郷町東成田字長松沢山 6-1	1	380.16
14 項	合同会社 えにし ホースパーク	大郷町東成田字長松沢山 6-1	1	367.20
14 項	松島チサンカントリークラブ (大郷コース)	大郷町川内字中塚山 84-1	1	243.00
14 項	(株)松島国際カントリークラブ	大郷町中村字谷地際山 5-27	1	199.43
14 項	新田牧場	大郷町大松沢字狸沢 37-85	1	357.73
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字谷地際山 5-25	2	1136.76
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字谷地際山 5-25	1	691.06
14 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字谷地際山 5-25	2	201.49
14 項	三井住建道路(株) 東北支店 宮城営業所	大郷町中村字一枚下 1-1	1	170.00
15 項	大郷町大松沢社会教育センター	大郷町大松沢字旅籠屋 9	1	623.22
15 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	494.66
15 項	新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	1	322.18
15 項	(株)小山商会 本社工場	大郷町中村字屋敷前 145-1	2	830.92
15 項	(株)サイユーキ	大郷町大松沢字原屋敷 41-1	2	566.02
15 項	エア・ウォーター東日本(株)	大郷町粕川字鳶ヶ沢 1	2	238.40
15 項	日本板硝子東北(株)	大郷町中村字西浦 3-1	1	781.36
15 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町大松沢字薬研沢堤下 11-44	1	828.10
15 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町大松沢字薬研沢堤下 11-21	1	460.32
15 項	(株)栗本鐵工所 仙台工場	大郷町味明字青木沢北山 3-12	2	331.50
15 項	MKエコプラント(株)おおさとリサイクルセンター	大郷町川内字中塚山 1-33	2	373.28
15 項	ナーリン(株) 東北工場	大郷町川内字南別所 2-7	2	405.07
15 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部 リセルバー	大郷町中村字原町 19	2	381.35
15 項	寺嶋建設工業(株)	大郷町大松沢字於在家屋敷 11	2	358.38
15 項	大郷町牛舎	大郷町大松沢字藪田 12-9	1	1656.20
15 項	大郷町牛舎	大郷町大松沢字藪田 12-9	1	1963.86
15 項	大郷町牛舎	大郷町大松沢字藪田 12-9	1	463.73
15 項	大郷町民体育館	大郷町中村字東浦 12	2	1596.07
15 項	菊池牧場	大郷町大松沢字石撫 1	1	3078.50
15 項	菊池牧場	大郷町大松沢字石撫 1	1	1105.36
15 項	合同会社 えにし ホースパーク	大郷町東成田字長松沢山 6-1	1	1268.46
15 項	合同会社 えにし ホースパーク	大郷町東成田字長松沢山 6-1	1	459.20
15 項	合同会社 えにし ホースパーク	大郷町東成田字長松沢山 6-1	1	420.00
15 項	大郷町社会福祉協議会	大郷町粕川字東長崎 31-7	1	334.38
15 項	松島チサンカントリークラブ (大郷コース)	大郷町川内字中塚山 84-1	1	1149.50

	ス)			
15 項	大郷町役場	大郷町粕川字西長崎 5-8	3	2736.34
15 項	大郷町B&G海洋センター	大郷町中村字屋鋪 65-2	2	1726.15
15 項	大郷町B&G海洋センター	大郷町中村字屋鋪 65-2	1	875.07
15 項	(株)松島国際カントリークラブ	大郷町中村字谷地際山 5-27	2	3489.61
15 項	大郷郵便局	大郷町中村字屋敷前 109	2	457.86
15 項	アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社	大郷町東成田字北沢山 18	1	846.96
15 項	渡辺畜舎	大郷町大松沢字宮田 66-25	1	680.40
15 項	渡辺畜舎	大郷町大松沢字宮田 66-25	1	420.00
15 項	くろかわ商工会 大郷事務所	大郷町粕川字東長崎 34	1	331.61
15 項	鶴田川沿岸土地改良区 前川排水機場	大郷町粕川字堀北 358	2	484.00
15 項	粕川地区農業集落排水処理施設	大郷町粕川字堀南 326-1	1	402.87
15 項	高佐グリーン牧場	大郷町大松沢字法堂撫山宅地 68-2	1	675.00
15 項	高佐グリーン牧場	大郷町大松沢字法堂撫山宅地 68-2	1	675.00
15 項	高佐グリーン牧場	大郷町大松沢字法堂撫山宅地 68-2	1	434.90
15 項	黒川消防署大郷出張所	大郷町中村字東要害 11-6	2	895.36
15 項	新田牧場	大郷町大松沢字狸沢 37-85	1	575.88
15 項	新田牧場	大郷町大松沢字狸沢 37-85	1	452.14
15 項	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	大郷町中村字東要害 1-1	1	485.60
15 項	トーカロ(株)宮城技術サービスセンター	大郷町川内字北中別所 21-11	1	1398.97
15 項	特定非営利活動法人 大郷ファーム	大郷町中村字愛宕下 1-10	2	515.39
15 項	N T T 東日本 大郷交換所	大郷町粕川字山中 41-1	1	229.97
15 項	三井住建道路(株) 東北支店 宮城営業所	大郷町中村字一枚下 1-1	2	356.40
15 項	ウイング羽生アリーナ	大郷町羽生字中ノ町 2-1	1	500.00
15 項	合同会社 村田ファーム	大郷町大松沢字泥畑前 23-2	1	770.38
15 項	(株)イグナルファーム大郷	大郷町大松沢字下町東 4	1	10800.00
15 項	渡辺牧場搾乳牛舎	大郷町大松沢字宮田 66-10	1	548.10
16 項イ	(株)おおさと地域振興公社	大郷町中村字馬場沢 20	1	1044.52
16 項イ	郷家歯科クリニック	大郷町粕川字東長崎 42	2	312.48
16 項イ	大郷町保健センター	大郷町粕川字東長崎 31-7	1	591.00
16 項イ	サンケーヘルス(株) 夢実の国	大郷町東成田字新田 11-1	2	1363.37
16 項イ	介護老人保健施設 羽生の丘 オーベル ジュ	大郷町羽生字蒲ヶ沢 50-1	1	5859.84
16 項イ	特別養護老人ホーム郷和荘	大郷町大松沢字鶴田山 36-2	1	3125.00
16 項イ	特別養護老人ホーム ウイング	大郷町羽生字金井川 94-1	3	5900.38

16 項イ	杉山医院併設サービス付高齢者向け住宅	大郷町羽生字中ノ町 11-1	3	2080.70
16 項ロ	(株)吉川産業	大郷町粕川字日向 25-5	1	200.00
16 項ロ	(株)女島 大郷工場	大郷町川内字下田布施前 17	2	234.84
16 項ロ	(株)柿崎工務所 大郷ボンテラン工場	大郷町川内字中塚山 1-19	2	357.73
16 項ロ	稲垣商事(株)仙台工場	大郷町川内字中塚山 1-11	3	347.40
16 項ロ	伊藤黒鉛工業(株)カーボン工房 (仙台)	大郷町山崎字鳥屋場山 106	1	162.74
16 項ロ	(株)ヤマトサービス本店	大郷町東成田字平田沢 6-3	2	396.68
16 項ロ	(株)岩手マイタック 大郷訓練施設	大郷町川内字長福寺山 19-24	2	583.91

資料6-2 指定避難所一覧

(令和4年3月現在)

名 称	所 在 地	収容対象地区名	収容可能人員		設備の有無	
			指定緊急 避難場所	指定 避難所	給 水	炊 飯
ふれあいセンター21	大郷町味明字原下 15	山崎・味明・不来内		160	○	○
大郷町児童館	大郷町中村字屋敷前 97-1	川内		110	○	
大郷小学校	大郷町中村字屋敷前 98	川内・東成田・中村	3,700	120	○	○
町民体育館	大郷町中村字東浦 21	中村	5,100	340	○	
文化会館	大郷町中村字屋舗 8-19	中村 (水害の場合、中粕 川・石原・木ノ崎・土 手崎含む)		340	○	
B & G 海洋センター	大郷町中村字屋舗 65-2	鶉崎・土橋・中村 (水害の場合、中粕 川・石原・木ノ崎・土 手崎含む)	1,500	420	○	
大郷町総合運動場	大郷町中村字町浦 44-1	中村	8,300			
フラップ大郷 21	大郷町中村字北浦 58-1	吉田川川南 (水害の場合、中粕 川・石原・木ノ崎・土 手崎含む)		920	○	
大郷町中央公民館	大郷町粕川字西長崎 5-8	長崎		210	○	○
保健センター	大郷町粕川字東長崎 31-7	長崎・羽生		70	○	
大郷中学校	大郷町粕川字東長崎 3	長崎・丸山・羽生・中 粕川・石原・木ノ崎・ 土手崎	8,200	400	○	○
すくすくゆめの郷こ ども園	大郷町粕川字新 30	石原・木ノ崎・成田川 (水害の場合、中粕 川・土手崎含む)	80	40	○	○
大松沢社会教育 センター	大郷町大松沢字旅籠屋 9	大松沢	4,200	160	○	
大郷町公民館 羽生分館	大郷町羽生字岩川 12	第1行政区一円	330	70	○	○
〃 山崎分館	大郷町山崎字日月堂 26	第2行政区一円	200	40	○	○
〃 味明分館	大郷町味明字明神 14-1	第3行政区一円	150	40	○	○
〃 不来内分館	大郷町不来内字舟付場 28-5	第4行政区一円	60	20	○	○
〃 川内分館	大郷町川内字西清水前 16	第5行政区一円	170	30	○	○
〃 東成田分館	大郷町東成田字薬師堂 11-2	第6行政区一円	30	30	○	○
〃 中村分館	大郷町中村字屋敷前 114-1	第7行政区一円	370	50	○	○
〃 鶉崎分館	大郷町鶉崎字諏訪前 55-1	第8行政区一円	140	30	○	○
〃 土橋分館	大郷町土橋字勘兵衛 21-1	第9行政区一円	50	40	○	○
〃 長崎分館	大郷町粕川字山中 5-1	第10行政区一円	80	30	○	○
〃 丸山分館	大郷町粕川字新田前 3-3	第11行政区一円	130	30	○	○

"	中粕川分館	大郷町粕川字新田中 107-2	第 12 行政区一円	70	30	○	○
"	石原分館	大郷町石原字広表 119	第 13 行政区一円	30	20	○	○
"	木ノ崎分館	大郷町粕川字鳶沢 18	第 14 行政区一円	20	10	○	○
"	土手崎分館	大郷町粕川字土手崎 16-1	第 15 行政区一円	130	30	○	○
"	成田川分館	大郷町大松沢字金地宅地 18-4	第 16 行政区一円	50	20	○	○
"	上郷分館	大郷町大松沢字原前 22-1	第 17 行政区一円	150	20	○	○
"	上村分館	大郷町大松沢字柏木原宅 地 1-6	第 18 行政区一円	140	20	○	○
"	上町分館	大郷町大松沢字上町前 27	第 19 行政区一円	250	30	○	○
"	下町分館	大郷町大松沢字下町宅地 53	第 20 行政区一円	180	30	○	○
"	吉ヶ沢分館	大郷町大松沢字貝神沢 4-1	第 21 行政区一円	140	20	○	○
"	江戸沢分館	大郷町大松沢字江戸沢 71-11	第 22 行政区一円	190	20	○	○

※指定緊急避難場所 : 収容能力は、2 m²に 1 人で計算

※指定避難所 : 収容能力は、4 m²に 1 人で計算

資料6-3 要配慮者施設一覧

種 別	名 称	所在地
高齢者に係る施設	特別養護老人ホーム 郷和荘	大郷町大松沢字鶴田山 36-2
	大郷町デイサービスセンター	大郷町大松沢字鶴田山 36-2
	特別養護老人ホーム ウイング	大郷町羽生字金井川 94-1
	デイサービスセンター ウイング	大郷町羽生字金井川 94-1
	介護老人保健施設羽生の丘・オーベルジュ	大郷町羽生字蒲ヶ沢 50-1
	羽生の丘・オーベルジュディケア	大郷町羽生字蒲ヶ沢 50-1
	認知症高齢者グループホームもも太郎さん（大郷）	大郷町中村字原町 10-5
	サービス付高齢者向け住宅 アイル羽生	大郷町羽生字中ノ町 11-1
障害者に係る施設	社会福祉法人 みんなの輪 わ・は・は大郷	大郷町粕川字田中 3-1
	社会福祉法人 みんなの輪 わ・は・わ味明	大郷町味明字原下 34
	社会福祉法人 みんなの輪パン工房わ・は・わ	大郷町味明字原下 62-1
	NPO 法人 大郷ファーム	大郷町中村字愛宕下 1-10
	一般社団法人 めるくまーる めるくまーる味明みらい	大郷町味明字樋場上 35
	一般社団法人 めるくまーる めるくまーる山崎みらい	大郷町山崎字藤九郎 7
	グループホーム わ・は・わ大郷 ひなげしホーム	大郷町中村字遠多田 59-6
	グループホーム わ・は・わ大郷 羽生ホーム	大郷町羽生字里畑 72
乳幼児及び児童等に係る施設	社会福祉法人みらい ゆめの杜保育園	大郷町中村字原町 9-4
	社会福祉法人みらい 幼保連携型認定こども園 すくすくゆめの郷こども園	大郷町粕川字新 30
	大郷町児童館	大郷町中村字屋敷前 97-1
	おおさと児童クラブ	大郷町中村字屋敷前 97-1
病院及び入院施設を有する診療所	杉山医院	大郷町羽生字中ノ町 11-1

資料6-4 危険物貯蔵取扱施設一覧

1 屋内貯蔵所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
(株) 大商	大郷町粕川字鶴野 39	第1石油類 3kℓ 15倍 第2石油類(非水溶性) 15.43kℓ 15.43倍 第2石油類(水溶性) 5kℓ 2.5倍 第3石油類 2kℓ 1倍		022-359-5058
(有) ダイワ工業	大郷町東成田字長 松沢山 25-1	第1石油類(アセトン) 0.48kℓ 1.2倍 第2石油類(塗装類) 3.88kℓ 3.88倍 第3石油類(その他) 0.2kℓ 0.1倍		022-359-5095
(株) 阿部板金塗装 工業	大郷町味明字松木 田 2-5	第1石油類(塗装類) 0.27916kℓ 1.3958倍 第1石油類(シンナー類) 0.00378kℓ 0.0189倍 第2石油類(塗装類) 0.12511kℓ 0.1251倍 第3石油類(塗装類) 0.02452倍 0.0123倍		022-359-2798
(有) 小林焼付塗装	大郷町東成田字小 林 6	第1石油類(シンナー) 0.8kℓ 4倍 第2石油類(灯油) 1kℓ 1倍		022-384-1731
ネッツトヨタ仙台 (株)	大郷町羽生字中ノ 町 19-1	第1石油類(塗料) 0.5kℓ 2.5倍 第2石油類(塗料) 0.8kℓ 0.8倍		022-359-3100
(株) 啓愛社	大郷町川内字中塚 山 1-36	第1石油類(ガソリン) 3.8kℓ 19倍 第2石油類(軽油) 0.4kℓ 0.4倍 第4石油類(廃油) 0.2kℓ 0.0333倍		022-359-2281
出光興産(株) 潤滑油部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山 61	第3石油類 100kℓ 50倍 第4石油類 292kℓ 48.6667倍		022-359-3050
新日本テクノカーボ ン(株)	大郷町川内字中塚 山 62-6	第1石油類(アセトン) 0.18kℓ 0.45倍 アルコール類(エチルアルコール) 0.18kℓ 0.45倍 アルコール類(メチルアルコール) 0.09kℓ 0.225倍 第2石油類(キシレン) 0.18kℓ 0.18倍 第2石油類(ジビニルベンゼン) 1.6kℓ 1.6倍 第2石油類(KR-500) 0.35kℓ 0.35倍		022-359-2612

		第2石油類 (ZA-65) 0.07kℓ 0.07倍		
(株) 東北ライト製作所	大郷町中村字屋敷前 45-1	第1石油類 (その他) 0.48kℓ 2.4倍 アルコール類 (その他) 0.1kℓ 0.25倍 第3石油類 (その他) 1kℓ 0.5倍 第2石油類 (その他) 0.48kℓ 0.48倍 第4石油類 (その他) 2kℓ 0.3333倍 特殊引火物 0.05kℓ 1倍		022-359-2711
(株) 佐藤内装	大郷町中村字西浦 3-3	第1石油類 0.5735kℓ 2.8675倍 第2石油類 0.0815kℓ 0.0815倍		022-359-5051

2 屋外タンク貯蔵所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
羽生排水機場	大郷町羽生字新神明 199	第3石油類 (重油) 2.50kℓ 1.25倍	1	0229-56-2293
前川排水機場	大郷町粕川字吉田 73-1	第3石油類 (重油) 20kℓ 10倍	1	0229-56-2293
サンケーヘルス (株)	大郷町東成田字新田 11-1	第3石油類 (重油) 12kℓ 6倍	1	022-359-5555
池田東北 (株)	大郷町中村字大沢 1	第3石油類 (重油) 15kℓ 7.5倍	1	022-359-2511
池田東北 (株)	大郷町中村字大沢 1	第3石油類 (重油) 13.1kℓ 6.6倍	1	022-359-2511
三井住建道路 (株)	大郷町川内字長福治寺山 74	第3石油類 (重油) 30kℓ 15倍	1	022-359-3975
ナーリン (株)	大郷町川内字南別所 2-7	第3石油類 (重油) 10kℓ 5倍	1	022-354-2711
新日本テクノカーボン (株)	大郷町川内字中塚山 62-6	第3石油類 (重油) 60kℓ 30倍	1	022-359-2612
新日本テクノカーボン (株)	大郷町川内字中塚山 62-6	第3石油類 (重油) 10kℓ 5倍	1	022-359-2612
新日本テクノカーボン (株)	大郷町川内字中塚山 62-6	第3石油類 (クレオソート油) 20kℓ 10倍	1	022-359-2612
株式会社小山商会	大郷町中村字屋敷前 145-1	第3石油類 (重油) 20kℓ 10倍		022-359-4531

3 地下タンク貯蔵所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
特別養護老人ホーム 郷和荘	大郷町大松沢字鶴 田山 36-2	第 3 石油類 (重油) 6.5kℓ 3.25 倍	1	022-359-5151
大郷町学校給食セン ター	大郷町中村字北浦 58-1	第 3 石油類 (重油) 6kℓ 3 倍	1	022-359-2552
エア・ウォーター東 日本 (株)	大郷町粕川字鳶ヶ 沢 1	第 2 石油類 (灯油) 3kℓ 3 倍	1	022-359-4846
サンケーヘルス (株)	大郷町東成田字北 沢山 2-27	第 3 石油類 (重油) 4kℓ 2 倍	1	022-359-4581
(株) 松島国際 カントリークラブ	大郷町中村字谷地 際山 5-27	第 3 石油類 (重油) 8kℓ 4 倍	1	022-359-2411

4 移動タンク貯蔵所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
(株) 田中商店	大郷町中村字屋敷 前 118-9	第 2 石油類 (灯油) 1.94kℓ 1.94 倍 第 2 石油類 (軽油) 1.94kℓ 1.94 倍	1	022-359-5151
(株) 田中商店	大郷町中村字屋敷 前 118-9	第 2 石油類 (灯油) 1.9kℓ 1.9 倍	1	022-359-5151
(株) オオウチ	大郷町中村字原町 2	第 2 石油類 (灯油) 1.94kℓ 1.94 倍	1	022-359-2014
(株) オオウチ	大郷町中村字原町 2	第 2 石油類 (灯油) 1.94kℓ 1.94 倍	1	022-359-2014
有光商事 (株)	大郷町中村字愛宕 下 1-5	第 2 石油類 (灯油) 2kℓ 2 倍 第 2 石油類 (軽油) 1.5kℓ 1.5 倍	1	022-359-2222
有光商事 (株)	大郷町中村字愛宕 下 1-5	第 2 石油類 (灯油) 1.94kℓ 1.94 倍 第 2 石油類 (軽油) 1.94kℓ 1.94 倍	1	022-359-2222
有光商事 (株)	大郷町中村字愛宕 下 1-5	第 1 石油類 (灯油) 4kℓ 4 倍 第 2 石油類 (軽油) 第 3 石油類 (重油)	1	022-359-2222
(株) タイハク	大郷町川内字長福 寺山 103-11	第 2 石油類 (灯油) 4kℓ 4 倍 第 2 石油類 (軽油) 4kℓ 4 倍 第 3 石油類 (重油) 4kℓ 2 倍	1	022-397-8688
新みやぎ農業協同 組合 灯油配送セ ンター	大郷町中村字旦原 8-1	第 2 石油類 (灯油) 3kℓ 3 倍 第 2 石油類 (軽油) 3kℓ 3 倍	1	022-359-2870
新みやぎ農業協同 組合 灯油配送セ ンター	大郷町中村字旦原 8-1	第 2 石油類 (灯油) 3kℓ 3 倍 第 2 石油類 (軽油) 3kℓ 3 倍	1	022-359-2870
新みやぎ農業協同	大郷町中村字旦原	第 2 石油類 (灯油) 3kℓ 3 倍	1	022-359-2870

組合 灯油配送センター	8-1	第2石油類(軽油) 3kℓ 3倍		
新みやぎ農業協同組合 灯油配送センター	大郷町中村字旦原	第2石油類(灯油) 3kℓ 3倍 第2石油類(軽油) 3kℓ 3倍	1	022-359-2870
新みやぎ農業協同組合 灯油配送センター	大郷町中村字旦原	第2石油類(灯油) 3kℓ 3倍 第2石油類(軽油) 3kℓ 3倍	1	022-359-2870

5 屋外貯蔵所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
出光興産(株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山61	第3石油類 50kℓ 25倍 第4石油類 390kℓ 65倍		022-359-3050
出光興産(株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山61	第2石油類 40kℓ 40倍 第3石油類 20kℓ 10倍		022-359-3050
出光興産(株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山61	第3石油類 32kℓ 16倍 第4石油類 64kℓ 10.6667倍		022-359-3050
出光興産(株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山61	第2石油類 48.2kℓ 48.2倍		022-359-3050
出光興産(株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山61	第3石油類 50kℓ 25倍 第4石油類 150kℓ 25倍		022-359-3050
出光興産(株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山61	第3石油類 50kℓ 25倍 第4石油類 150kℓ 25倍		022-359-3050
出光興産(株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福 寺山61	第3石油類 38.4kℓ 19.2倍 第4石油類 172.8kℓ 28.8倍		022-359-3050
村山常雄	大郷町不来内字横 沢31	第3石油類(廃油) 12kℓ 6倍		022-359-3840
氏家重機	大郷町川内字中 山1-1	第4石油類 10kℓ 1.6667倍		022-359-2876

6 営業所給油取扱所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
新みやぎ農業協同組合	大郷町中村字屋鋪 65-3	第1石油類(ガソリン) 40kℓ 200倍 第2石油類(軽油) 30kℓ 30倍 第2石油類(灯油) 58kℓ 58倍 第3石油類(廃油) 1.98kℓ 0.99倍		022-359-3136
(株)田中商店	大郷町中村字屋敷 前18-2	第1石油類(ガソリン) 28.8kℓ 144倍 第2石油類(軽油) 19.2kℓ 19.2倍 第2石油類(灯油) 19.2kℓ 19.2倍 第3石油類(廃油) 1.8kℓ 0.9倍	8	022-359-5151
有光商事(株)	大郷町中村字谷地 際1-2	第1石油類(ガソリン) 19.2kℓ 96倍 第2石油類(灯油・軽油) 19.2kℓ 第3石油類(廃油) 1.8kℓ 116.1倍	5	022-359-2222
(株)オオウチ	大郷町中村字原町2	第1石油類(ガソリン) 15kℓ 75倍 第2石油類(軽油) 15kℓ 15倍 第2石油類(灯油・軽油) 30kℓ 30倍	6	022-359-2014

7 自家用給油取扱所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
ネットヨタ仙台 (株)	大郷町羽生字中ノ 町19-1	第1石油類(ガソリン) 5.7kℓ 28.5倍 第2石油類(軽油) 3.8kℓ 3.8倍	2	022-359-3100
(株)松島国際 カントリークラブ	大郷町中村字谷地 際山5-28	第1石油類(ガソリン) 0.597kℓ 2.985 倍	1	022-359-2411
PGMプロパティ ーズ(株)	大郷町川内字中 山	第1石油類(ガソリン) 0.597kℓ 2.985 倍	1	022-359-3311
(株)啓愛社	大郷町川内字中 山1-36	第1石油類(ガソリン) 0.597kℓ 2.985 倍	1	022-359-2281
(株)アコーディア AH11	大郷町東成田字北 沢山18	第1石油類(ガソリン) 3kℓ 15倍	1	022-359-5222
(株)アコーディア AH11	大郷町東成田字北 沢山18	第1石油類(ガソリン) 3kℓ 15倍 第2石油類(軽油) 3kℓ 3倍	2	022-359-5222
日本産業(株) 仙台支店	大郷町東成田字板 谷山18-1	第2石油類(軽油) 48kℓ 48倍	1	022-359-3990
(株)タイハク	大郷町川内字長福 寺山103-11	第2石油類(軽油) 48kℓ 48倍	1	022-397-8688

8 一般取扱所

事業所	所在地	品名・数量・倍数	タンク数	電話番号
大郷中学校	大郷町粕川字東長崎 3	第 2 石油類 (灯油) 5 kℓ 5 倍	1	022-359-2042
三井住建道路 (株)	大郷町川内字長福治寺山 74	第 3 石油類 (重油) 8.8 kℓ 4.4 倍	1	022-359-3957
(株) コメリ	大郷町中村字北浦 1-2	第 2 石油類 (灯油) 29.5 kℓ 29.5 倍	1	022-347-6151
新日本テクノカーボン (株)	大郷町川内字中塚山 62-6	第 3 石油類 (重油) 2.642 kℓ 1.321 倍		022-359-2612
新日本テクノカーボン (株)	大郷町川内字中塚山 62-6	第 3 石油類 (重油) 2.642 kℓ 1.321 倍		022-359-2612
新日本テクノカーボン (株)	大郷町川内字中塚山 62-6	第 3 石油類 (重油) 2.765 kℓ 1.3825 倍		022-359-2612
出光興産 (株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福寺山 61	第 4 石油類 (潤滑油) 15 kℓ 2.5 倍		022-359-3050
出光興産 (株) 潤滑油一部潤滑油 サプライセンター	大郷町川内字長福寺山 61	第 2 石油類 1 kℓ 1 倍 第 3 石油類 4 kℓ 2 倍 第 4 石油類 20 kℓ 3.3333 倍		022-359-3050
(株) 啓愛社	大郷町川内字中塚山 1-36	第 1 石油類 1.4 kℓ 7 倍 第 2 石油類 0.4 kℓ 0.4 倍 第 4 石油類 0.8 kℓ 0.1333 倍		022-359-2281
(株) 小山商会	大郷町中村字屋敷前 145-1	第 3 石油類 (重油) 10.533 kℓ 5.2665 倍		022-359-4531

資料6-5 LPG等貯蔵施設一覧

(令和4年3月現在)

設置場所名称	所在地	区分	品名	最大数量
ポートレースチケットショップ 大郷	大郷町中村字屋敷前 80	貯蔵所	L P G	1,000 kg
(株)ティシーケイサービス オ フト大郷	大郷町中村字屋敷前 78	〃	〃	600 kg
大郷町大松沢社会教育センター	大郷町大松沢字旅籠屋 9			600 kg
(有) 金天庵	大郷町中村字屋舗 65-16	〃	〃	500 kg
パストラル縁の郷	大郷町東成田字長松沢山 2-23	〃	〃	300 kg
ルミエール	大郷町中村字台 6-1	〃	〃	440 kg 500 kg
ルミエールⅢ	大郷町中村字谷地際山 5-68	〃	〃	400 kg
ルミエールⅣ	大郷町中村字台 1-2	〃	〃	498 kg
ユーポミナミ	大郷町中村字鍋釣 77-1	〃	〃	400 kg 300 kg
ブリッチ	大郷町土橋字勘兵衛 19-2	〃	〃	300 kg
認知症高齢者グループホーム もも太郎さん 大郷	大郷町中村字原町 10-5	〃	〃	490 kg
(株) 女島 大郷工場	大郷町川内字下田布施前 17	〃	アルゴンガス 窒素ガス 酸素ガス アセチレンガス	70 m ³ 70 m ³ 250 kg 250 kg
ネットトヨタ仙台 (株) おおさと テクノセンター	大郷町羽生字中ノ町 19-1	〃	L P G	900 kg
松島チサンカントリークラブ	大郷町川内字中塚山 84-1	〃	〃	950 kg
アコーディア・ゴルフ・アセット 合同会社	大郷町東成田字北沢山 18	〃	〃	750 kg
サンケーヘルス (株) 夢実の国	大郷町東成田字新田 11-1	〃	〃	300 kg
介護老人保健施設 羽生の丘 オーベルジュ	大郷町羽生字蒲ヶ沢 50-1	〃	〃	2,600 kg
アップル館	大郷町羽生字原畑 17-5	〃	L P G	498 kg
東北エアウォーター (株) 宮城ガスセンター	大郷町粕川字鳶ヶ沢 1	〃	アセチレンガス プロパンプロピレン エチレンガス 亜酸化窒素ガス 酸化エチレン炭酸ガス 水素ガス	720 kg 4,560 kg 200 kg 600 kg 7,350 kg 770 m ³

			ヘリウムガス アセチレンガス L P G ダイサイトガス	770 m ³ 35 kg 50 kg 500 kg
(株) エステーケー	大郷町中村字東要害 2-1	〃	アセチレンガス	42 kg
特別養護老人ホーム 郷和荘	大郷町大松沢字鶴田山 36-2	〃	〃	500 kg
(株) おおさと地域振興公社	大郷町中村字北浦 51-6	〃	〃	700 kg
(株) サイユーキ	大郷町大松沢字原屋敷 41-1	〃	L P G アセチレンガス	300 kg 70 kg
食彩館	大郷町中村字屋舗 61-10	〃	L P G	500 kg
みどり会農産加工 (株)	大郷町粕川字熊野脇 49-3	〃	L P G	980 kg
中国菜館 煌華	大郷町粕川字西長崎 3-13	〃	L P G	300 kg
(株) ライト製作所 大郷工場	大郷町中村字屋敷前 45-1	〃	L P G	1,800 kg 900 kg 900 kg 900 kg 400 kg 400 kg 800 kg 500 kg
(株) 松島国際カントリークラブ	大郷町中村字谷地際山 5-28	〃	L P G	1200 kg
(株) 馬渡	大郷町味明字青木沢北山 3-16	〃	アセチレンガス	150 kg
(株) 栗本鉄工所	大郷町味明字青木沢北山 3-12	〃	アセチレンガス	100 kg
新日本テクノカーボン(株)	大郷町川内字中塚山 62-6	〃	L P G 〃 〃 〃 〃 〃 〃 アセチレンガス 〃 〃 硫酸 クロロホルム その他	1,500 kg 1,500 kg 1,500 kg 900 kg 500 kg 2,900 kg 1,500 kg 400 kg 1,000 kg 70 kg 2000 kg 2000 kg 500 kg

ワールド開発工業（株）仙台営業 所宿舎棟	大郷町川内字中塚山 1-6	〃	L P G	300 kg
（有）皆川鉄工所	大郷町中村字鍋釣 77-3	〃	アセチレンガス	40 kg
日本キャタピラー合同会社サー ビスセンター	大郷町東成田字薬師堂 24-4	〃	アセチレンガス	57 kg
シンレキ工業（株）東北事業所	大郷町粕川字熊野脇 26-1	〃	硫酸 硫化水素	3,000 kg 3,000 kg
大郷町学校給食センター	大郷町中村字北浦 58-1	〃	L P G	250 kg
ユテクジャパン（株）東北工場	大郷町川内字中塚山 34-56	〃	L P G	980 kg
（株）大商	大郷町粕川字鶴野 39	〃	クロルピクリン	50,000 kg
（株）夢実耕望 仙台流通センタ ー	大郷町大松沢字馬場崎 1-1	〃	L P G	300 kg
（株）イグナルファーム大郷	大郷町大松沢字下町東 4	〃	L P G L P G	300 kg 300 kg
（株）岩手マイタック 大郷訓練 施設	大郷町川内字長福寺山 19-24	〃	L P G	500 kg

資料 6-6 文教施設一覧

(令和 3 年 5 月 1 日現在)

1 学校施設

学校名	所在地	普通教室数	特別教室等	教員数(人)	児童生徒数 (人)	屋内体育 施設面積 (㎡)
大郷小学校	中村字屋敷前 98	17	12	25	391	975
大郷中学校	粕川字東長崎 3	8	18	19	195	1,600

2 社会教育・社会体育施設

施設名	所在地	施設概要
中央公民館	中村字馬場沢 20	鉄筋コンクリート平屋建
文化会館	中村字屋舗 8-19	鉄筋コンクリート 2 階建
B & G 海洋センター	中村字屋舗 65-2	体育館・プール
町民体育館	中村字東浦 21	体育館
フラップ大郷 21	中村字北浦 58-1	体育館
大松沢社会教育センター	大松沢字旅籠屋 9	鉄筋コンクリート 2 階建・体育館・ プール・木平屋建

3 町内の文化財

区分	名称	所在地
町指定(無形文化財)	羽生田植踊	羽生地内
町指定(無形文化財)	宮林神楽	土橋地内
町指定	大松沢貝塚	大松沢字貝柄塚 9-1
町指定	山中古墳	粕川字山中 15
町指定	鶉崎古墳群	鶉崎字原 72
町指定	勢見ヶ森古墳	羽生字堤下 12-1
町指定	諏訪古墳	粕川字海老沢中 25

〔 7 応急対策 〕

資料 7-1 市町村被害状況報告要領

1 市町村被害状況報告要領

市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条第 1 項（被害状況等の報告）及び消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条（消防庁長官に対する消防統計等の報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 2 項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む）に行うものとする。

(1) 一般基準

イ 災害救助法の適用基準に合致するもの

ロ 災害により災害対策本部を設置したもの

ハ 一の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

ニ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

ホ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

イ 地震

(イ) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録した場合

(ロ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ロ 津波

(イ) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(ホ) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ハ 風水害

(イ) 崖くずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ロ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ハ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ニ 雪害

- (イ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ロ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

ホ 火山災害

- (イ) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

へ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を經由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度5弱以上の地震が記録された場合には、様式第2号（その1）により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。

ただし、下記(イ)又は(ロ)に該当する場合は、消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

- (イ) 当該市町村内で震度5強以上の地震が記録された場合(被害の有無を問わない。)
- (ロ) 3の(2)のロ、ハ及びホのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

ロ 被害状況報告〔即報〕

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

(2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合の報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

- イ 災害名称
- ロ 報告手段（防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等）
- ハ 即報・確定報の別
- ニ 報告時点
- ホ 入力時間帯
- ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報（様式第1号）記入要領

- (1) 「災害の概況」には、災害が発生した（発生するおそれがある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）概況等を記入するものとする。
- (2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。
- また、「4 報告の種類等」「イ 災害概況即報」で示す(イ)又は(ロ)に該当する場合には、119番通報の件数を記入するものとする。集計が難しい場合には、入電の多寡について可能な限り記入する。
- (3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について、消防機関等の活動状況や自衛隊の派遣要請状況、避難勧告等の発令状況のほか、次の例により記入するものとする。

(例)

- イ 避難所の設置状況
- ロ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況

6 被害状況報告（様式第2号）記入要領

(1) 人的被害

- イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。
- ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。。
- ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

- イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。
- ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の

床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

ニ 住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

ホ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

ヘ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ 「棟」とは、一つの建築物とする。

ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあつて、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを 1 世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入るものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119 番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度 5 弱以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

- ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。
 - ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。
 - ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。
 - ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。
 - へ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。
 - ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。
- (6) その他
- イ 「災害対策本部の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第 23 条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。
 - ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。
 - ハ 「避難指示等の状況」については、地区名、種別（指示、自主）、日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時等を記入するものとする。
 - ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。
 - ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
 - へ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
 - ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について、消防機関の活動状況や自衛隊災害派遣の状況のほか、次の例により記入するものとする。
 - (イ) 避難指示の状況
 - (ロ) 避難所の設置状況
 - (ハ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - (ニ) 災害ボランティアの活動状況
 - チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名及び地区毎の被害の内訳を記入するものとする。
 - リ 「非住家被害の状況」は被害区分（全壊、半壊）、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。
 - ヌ 様式第 1 号及び様式第 2 号における日時等の時間は、24 時間表示により記入するものとする。

附則

この要領は、平成元年 9 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 被害報告様式（県報告様式）

様式第1号

災 害 概 況 即 報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所						発生日時		月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の設置状況		名称							
			設置日時							

※第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）記入して報告すること。）

様式第2号（その1）

被害状況報告（即報・第 報 ・ 確定）

災 害 名		区 分		単 位	被 害		
報 告 時 点	月 日 時 現 在	火 災	建 物	件			
市(区)町村名			危 険 物	件			
課 係 名			そ の 他	件			
報 告 者 名			119 通 報	件			
		発 生	救 急 通 報	件			
区 分		単 位	被 害	被害概況（震度5以上の地震発生時）			
人 的 被 害	死 者	人		庁 舎 施 設 の 状 況	庁 舎 被 害	有 ・ 無	
	行方不明者	人			庁 舎 内 の 異 常	有 ・ 無	
	負 傷 者	重 傷	人			電 気 の 使 用	不可 ・ 可
		軽 傷	人			水 道 の 使 用	不可 ・ 可
住 家 被 害	全 壊	棟			一 般 電 話 回 線 の 支 障	有 ・ 無	
		世帯			都 市 ガ ス	不可 ・ 可	
		人			庁 舎 周 辺 の 状 況	家 屋 の 倒 壊	有 ・ 無
	半 壊	棟				火 災 の 発 生	有 ・ 無
		世帯				電 気 の 使 用	不可 ・ 可
		人				水 道 の 使 用	不可 ・ 可
	一 部 破 損	棟		一 般 電 話 回 線 の 支 障		有 ・ 無	
		世帯		都 市 ガ ス		不可 ・ 可	
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人		災 害 対 策 本 部 設 置	月 日 時 分		
床 下 浸 水		棟		災 害 対 策 本 部 廃 止	月 日 時 分		
	世帯		警 戒 本 部 等 設 置	月 日 時 分			
	人		警 戒 本 部 等 廃 止	月 日 時 分			
非 住 家	公共建物(全・半棟)	棟		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
	その他(全・半棟)	棟		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		

様式第 2 号 (その 2)

市町村コード () 市(区)町村名 ()

人的被害の 氏名等記載の 欄の下部に 被害に至った 状況を記載	被害区分	氏 名	性別	年齢	住 所			
避難指示等の 種別には 種別を記載 自主の	地区名	種 別	日時	世帯/人数	実避難世帯/人数	避 難 場 所	解除日時	
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況								

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住所	被害に至った状況(要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地区名	棟数	世帯数	人数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

資料 7-2 救助の実施要領の基準

令和 3 年度 災害救助基準 (令和 3 年 6 月 18 日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条 第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2. 避難に当たっての輸送費は、別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅 の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は 2 年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		○賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家が被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1. 1人1日当たり 1,160円以内	1. 災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実施	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全壊	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		流失	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
床上浸水									
医 療	医療の途を失った者(応急的処理)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等に要した費用の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったもの(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上					
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)若しくはこれらに	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の	災害発生の日から3ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	<p>準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>部分1世帯当たり</p> <p>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p>	<p>（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）</p>	
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。</p>	<p>1. 教科書 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2. 文房具及び通学用品は一人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円</p>	<p>災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1. 備蓄物資は評価額</p> <p>2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋 葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内</p>	<p>災害発生の日から 10日以内</p>	<p>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
死体の搜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から 10日以内</p>	<p>1. 輸送費、人件費は別途計上</p> <p>2. 災害発生3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。</p>
死体の処理	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。</p>	<p>（洗浄、縫合、消毒等） 1体当り3,500円以内</p> <p>一時保存 <ul style="list-style-type: none"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,400円以内</p> <p>検案、救護班以外は慣行検索料金</p>	<p>災害発生の日から 10日以内</p>	<p>1. 検案は原則として救護班</p> <p>2. 輸送費、人件費は別途計上</p> <p>3. 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者</p>	<p>市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内</p>	<p>災害発生の日から 10日以内</p>	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	<p>1. 被災者の避難に係る支援</p> <p>2. 医療及び助産</p> <p>3. 災害にかかった者の救出</p> <p>4. 飲料水の供給</p> <p>5. 死体の搜索</p> <p>6. 死体の処理</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>救助の実施が認められる期間以内</p>	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	7. 救済用物資の整理配分			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 へ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

資料 7 - 3 防災行政無線局一覧

構成	設置施設	場所
親局	大郷町役場 2 階	大郷町粕川字西長崎 5 - 8
遠隔制御局	黒川地域行政事務組合消防本部	大和町吉田字北谷地 12
屋外拡声子局	旧味明小学校	大郷町味明字樋場上 56
	大郷ふるさとプラザ	大郷町中村字北浦 51 - 6
	旧粕川社会教育センター	大郷町粕川字伝三郎 23
	すくすくゆめの郷こども園	大郷町粕川字新 30
	大松沢社会教育センター	大郷町大松沢字旅籠屋 9

資料 7-4 災害用伝言ダイヤル

● 災害用伝言ダイヤル（171）について

大規模な地震などが発生すると、NTT では災害用伝言ダイヤル（171）の提供を開始します。被災地の方々は、「171」にダイヤルして、自分や家族の安否を音声によって登録（録音）できます。また、被災された家族や友人などの安否を確認したい方は、「171」にダイヤルすれば、録音を聞くことができます。

● 利用可能条件について

大規模な地震の発生などにより、被災地への電話がつながりにくい状況になった場合に利用可能となります。

提供の開始は、NTT がテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて発表します。

● 「171」をダイヤルできる電話

加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、そして災害時に NTT が避難場所に設置する特設公衆電話などです。また、携帯電話・PHS や一部の電話からも利用できます。

● 伝言登録のできる地域

災害により電話がかかりにくくなっている地域で、都道府県単位に地域を設定します。

● 被災地の方の電話番号について

伝言の録音・再生を行うには、被災地の方の電話番号をダイヤルする必要があります。この番号には 03 等の市外局番で始まる電話番号のみが利用可能で、携帯電話（090、080）・PHS（070）や一部の電話（050）の番号は利用できませんので、ご注意ください。

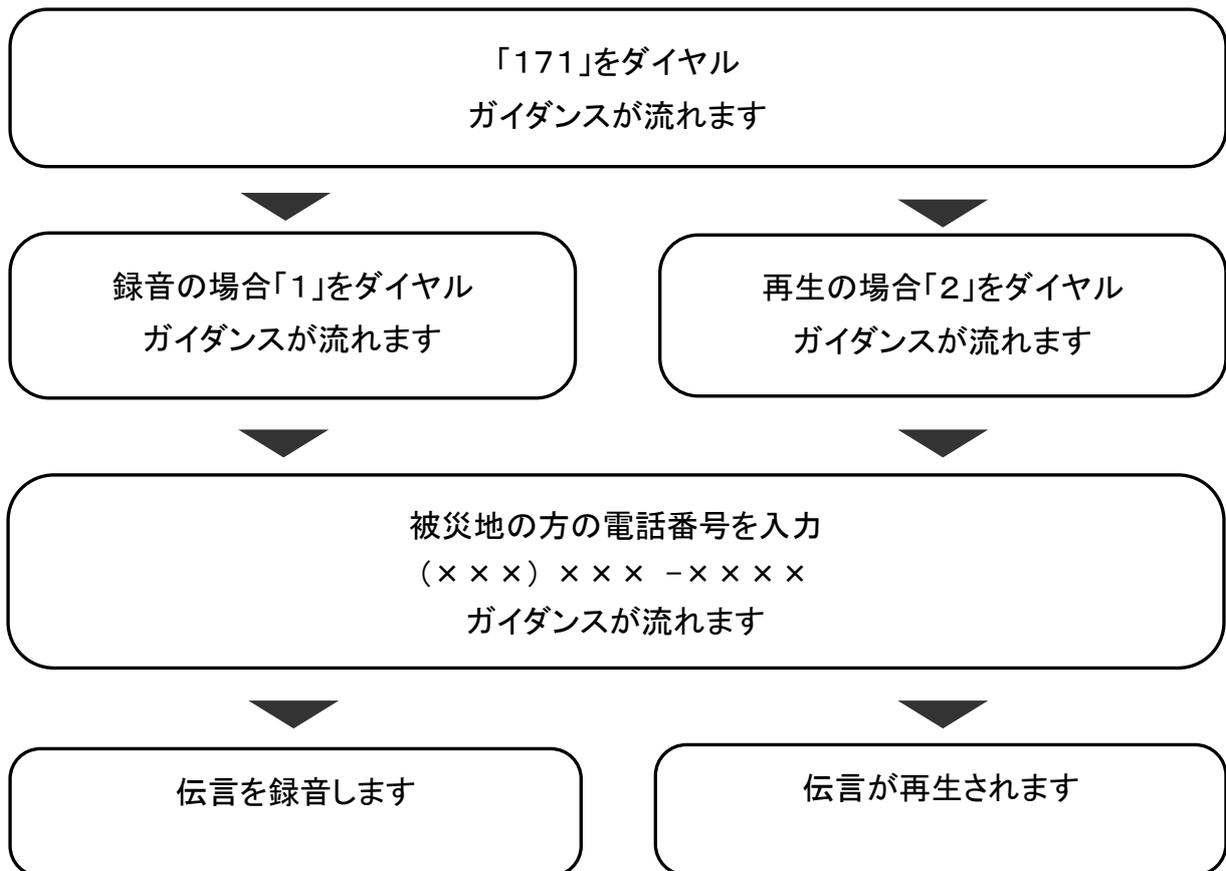
● 電話料金

発信場所から被災地までの通話料のみで利用できます。また避難所等に設置されている特設公衆電話からの利用は無料です。

利用方法

最初に「171」をダイヤルします。次にガイダンスに沿って、伝言を録音する場合は「1」を、伝言を再生する場合は「2」をダイヤルします。そしてガイダンスに沿って、ご自宅（被災地）の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルすることで、伝言を録音・再生することができます。

操作手順



● 注 意 点

- ・ 伝言録音時間は、1 伝言当たり30秒以内です。
- ・ 1 電話番号当たり、最大10伝言まで蓄積できます。
- ・ 伝言の保存時間は、録音してから2日間(48時間)で、保存時間を過ぎると自動的に消去されます。体験利用時は6時間で自動的に消去されます。
- ・ 提供の開始、登録できる電話番号等の運用方法については、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。
- ・ 暗証番号付きの録音・再生のご利用も可能です。

資料 7-5 大郷町避難行動要支援者個別避難計画

大郷町告示 39 号

大郷町災避難行動要支援者個別避難計画を次のように定める。

平成22年 8月 13 日

大郷町長 赤 間 正 幸

1 計画の目的

大郷町では、地震や風水害などの災害時に備え、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者への情報伝達・避難誘導・安否確認などの避難支援体制の構築を図り、住民が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することを目的として避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）を策定します。

2 計画の構成

個別避難計画は、要支援者の支援に関する「全体的な考え方（全体計画）」と「要支援者一人ひとりに対する個別避難計画（個別計画）」で構成されます。

3 要支援者とは

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人をいいます。

具体的には、在宅の心身が不自由な高齢者や障害のある人、家族の支援が受けられないひとり暮らしの高齢者などが想定されます。

4 計画の基本

個別避難計画を推進するためには、要支援者自らの積極的な取組みが必要不可欠ですが、多くの要支援者はその身体的な特性等により、「自助」が困難である場合が想定されます。そのため個別避難計画においては、行政区・自主防災組織などの地域における支援活動「共助」が重要となります。

自助	<p>「自らの身の安全は、自らが守る」</p> <p>平常時における備えや訓練などを徹底し、可能な限り自力での安全確保に努める（家族の支援も含む）</p>
共助	<p>「地域の安全は、地域の皆で守る」</p> <p>自助が困難な要支援者に対し、地域住民及び自主防災組織などが連携、協調して支援に当たる</p> <p>個別避難計画は、「共助」が支援における中心的な役割を担う</p>

5 計画の必要性

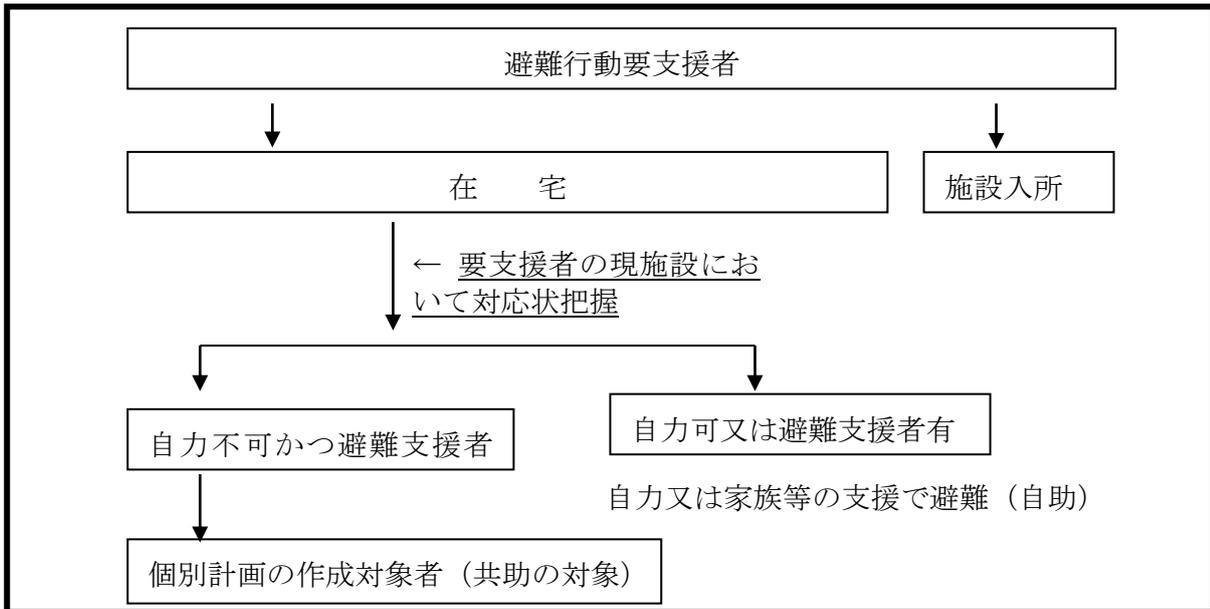
災害発生時の被害を最小限に食い止めるためには、日頃から十分な対策を講じておく必要があります。特に避難行動などに支援が必要な要支援者を災害から守るためには、要支援者に関する情報を平

常時から地域において共有するとともに、一人ひとりに対して複数の支援者を定める等、具体的な個別計画を作成しておく必要があります。

6 個別計画の整備方針

要支援者の中には、自力での避難が可能な人や避難支援の必要がない人が相当数含まれているため、被災する可能性の高い人から重点的・優先的に進めます。

支援すべき要支援者の優先度は、①支援の必要性、②家族などの支援力、③住居の脆弱性の3つの観点から判断します。



7 要支援者情報の収集

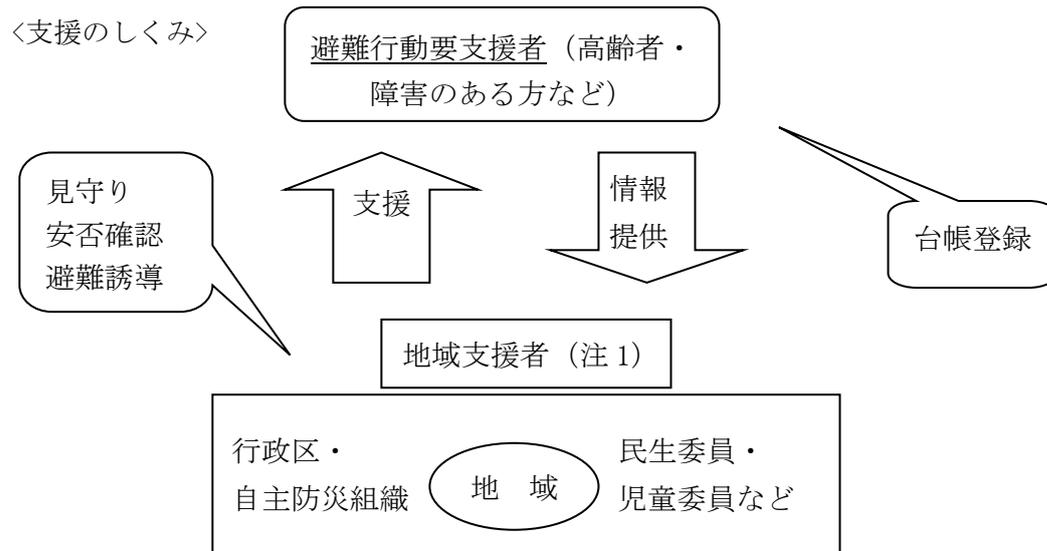
避難行動要支援者名簿登録申請について住民へ広報・周知を行い、「手上げ方式」及び「同意方式」を用いる事で避難行動要支援者情報を収集し、個別計画、要支援者名簿及び要支援者マップを作成します。

手上げ方式	災害時の避難支援を希望し、平常時から行政区・自主防災組織、民生委員・児童委員等に個人情報を開示する事に同意し、自ら避難行動要支援者名簿への登録を行う方に対し、情報の収集及び個別計画等の作成を行う。
同意方式	民生委員・児童委員等が地域において支援が必要な人を把握し、支援が必要な人に避難行動要支援者名簿への登録を働きかけて同意を得たうえで、情報の収集及び個別計画等の作成を行う。

8 個別計画の作成手順

STEP 1 組織の構築

自助が困難な要支援者を支援するため、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員を中心に避難支援組織を構築します。



（注1）災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心掛けていただく方です。責任を課すものではありません。

STEP 2 要支援者の現状把握

要支援者の現状把握を行い、真に避難支援が必要とされる要支援者を特定します。

次に掲げる者のうち災害時において地域での支援を希望するものであって、支援を受けるために必要な個人情報を提供する事に同意した在宅の者

〈対象者の基準〉

- ・ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみで構成されている世帯（70歳以上）
- ・要介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ・身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者
- ・療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA又Bは受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・その他上記以外の方で、ひとりで避難できないおそれのある人

※いずれも在宅で生活する人を対象とし、自力での避難（判断）が困難でかつ家族等による必要な支援が得られない人を対象とします。

STEP 3 個別計画書（避難行動要支援者登録台帳）の作成

要支援者一人ひとりに対し、個別計画書（避難行動要支援者登録台帳）を作成します。その際、個人情報の提供について同意を得ることが重要です。

必要な情報をきめ細かく収集するために、要支援者本人（代理可）から、個別計画の作成と個人

情報の提供について、同意を得てから作成します。

要支援者本人やその家族と相談しながら、災害発生時の情報伝達から指定避難場所への誘導まで、一連の避難行動を想定した具体的な支援方法の検討を行い、最も適した計画を作成します。

STEP 4 地域支援者の選定

要支援者を普段から見守るとともに、災害発生時に災害情報の伝達や避難誘導などを手助けする地域支援者を近隣住民から複数選定します。

地域支援者は、行政区及び民生委員・児童委員の方と相談しながら要支援者本人の意思を考慮し、隣組などの出来るだけ身近な人から複数（2～3人程度）選定します。特に期間は設定しません。選定された地域支援者は、要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとします。なお、責務が課されるものではないので、精神的な重荷とならないように配慮する必要があります。

また、要支援者に対して、避難支援は地域の助け合いの体制であり、地域支援者の任意の協力により行われるものであること、また、地域支援者の不在や被災などにより支援が困難となる場合があることを十分に説明する必要があります。

STEP 5 要支援者情報の共有

関係部署及び関係者と個別計画書の情報を共有します。必要に応じて、「個人情報保護に関する誓約書」の提出を求めます。

要支援者本人の同意に基づき、個別計画書を下記関係部署及び関係者へ配置（配布）します。

配 置 先	
町	総務課・保健福祉課
	社会福祉協議会・地域包括支援センター
	消防本部
地域	行政区、自主防災組織
	民生委員・児童委員
	地域支援者（※担当する要援護者分のみ）

STEP 6 個別計画書の更新と管理

個別計画書は年1回更新を行い、最新の情報を保持します。また、個人情報の取扱いに万全を期すため、管理の徹底を図ります。

個別計画書の提供を受けた者は、これらの情報を避難支援以外の目的に使用してはいけません。また、個別計画書の情報が提供先以外に漏洩することがないように情報管理に配慮が必要です。

〈管理方法〉

- ・管理責任者を決定する
- ・閲覧者を限定する

- ・複製の禁止
- ・電子媒体で保管する場合は、パスワードで管理する
- ・紙媒体で保管する場合は、施錠付きの保管庫で管理する

STEP 7 見守り・声かけ

災害時に限らず、日々の生活の中で、見守りや声かけなどを行い、**要支援者の存在に目を配るとともに、住民同士のつながりを深めます。**

日頃から、防災だけでなく声かけや見守り活動、犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて地域コミュニティの形成を図り、要支援者の実態把握に努めることが重要です。

また、要支援者自らも地域活動等に積極的に参加し、地域住民とのつながりを深め、災害時における支援の必要性を認識してもらうことが必要です。

9 避難支援の流れ

(1) 高齢者等避難等の発令

要支援者は、一般の避難者より避難に多くの時間を必要とし、何らかのサポートが必要になるため、災害発生の危険が高まる前に早い段階で避難を促すよう努めます。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
災害発生直後の災害情報の収集 (要支援者の状況確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬかどうかを判断する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定避難場所への避難行動を開始（地域支援者は支援を開始） ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者は計画された指定避難場所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了させる ・ 未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動をとる

(国の「避難情報に関するガイドライン」より)

(2) 避難支援の開始

地域支援者は、高齢者等避難等が発令された場合は、担当する要支援者に対して、個別計画書に基づいた支援を実施します。

何らかの理由により支援ができない場合又は、地域支援者のみでは対応できない場合は、行政区や自主防災組織、近隣住民などへ協力を求めます。

(3) 安否情報の収集

安否情報の収集は、各避難所において実施します。避難支援者は、担当する要支援者の安否情報を避難所へ報告します。

(4) 指定避難所での支援

避難所生活における要支援者のニーズに対応するため、指定避難所に「要援護者班」を設置して、避難生活を支援します。

<業務内容>

- ・ 要支援者の避難状況の確認、未確認者の確認
- ・ 要支援者の状況及びニーズの把握
- ・ 要支援者からの相談対応
- ・ 要支援者への確実な情報伝達
- ・ 要支援者に配慮したスペースの提供、支援物資の提供 など

10 日頃からの備え

(1) 地域における防災対策

- ・ 地域住民が主体となって、地域の防災対策や要支援者対策を具体的に考える機会を作りましょう。
- ・ 地域ぐるみの避難支援体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努めましょう。
- ・ 要支援者と地域支援者が一緒に参加して、安否確認や避難誘導などを経験する実践的な要支援者参加型の防災訓練を実施しましょう。

(2) 要支援者自身の防災対策

- ・ 災害発生直後は、平常ルートによる供給や外部からの支援が困難となるため、必要とする医薬品や装具、生活必需品などを最低でも3日分は用意しておきましょう。
- ・ 防災訓練に地域支援者と一緒に参加し、災害時の情報入手方法や避難経路、指定避難所の場所などを確認しておきましょう。また、季節や時間帯毎の災害発生を想定したチェックを行い、対策を立てておきましょう。
- ・ 災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があるため、それらの情報をあらかじめ記述しておき、援助が必要な時にいつでも渡せるようにしておきましょう。

- ・住宅の耐震補強や家具の転倒防止、窓ガラスの飛散防止などの安全対策を講じておきましょう。

〔 8 協力体制 〕

資料 8 - 1 大郷町指定給水装置工事事業者一覧

(令和 4 年 3 月現在)

指定工事店番号	指定工事店名	所在地	代表者名	電話番号
1	(有)三峰機工	三本木字南町 7 5	早坂 吉彦	0229-52-322
2	(株)大郷建設	粕川字大檀原 4 0	伊藤 新一	022-359-2308
3	(株)小野建設	川内字長福寺山 5 9 - 1 1	小野 隆一	022-359-2845
4	(株)宮環建設	青葉区葉山町 1 番 - 2 5 - 2 0 1 号	三浦 幹雄	022-274-2281
5	(有)会津設備工業	富谷市富谷字西沢 7 1	会津 清一	022-358-2115
8	高橋工業(株)	多賀城市桜木 2 丁目 2 - 1 0	高橋 淳	022-365-6171
1 1	(有)美和工業	松島町手樽字鶴の島 1	樋口 和一	022-354-3149
1 3	(有)佐藤風呂店	吉田字新瘤屋敷 5 5 - 1	佐藤 強	022-345-2473
1 4	(株)村山組	不来内字横沢 1 5	村山 壽弘	022-359-3823
1 5	石川電気商会	大松沢字畑ノ中 1 8 - 4	石川 浩信	022-359-2053
1 6	大和設備工業(株)	吉岡字上道下 4 4	佐藤 潤	022-345-0513
1 7	(有)栄設備工業	富谷市二ノ関字相良 1 5 - 1	大友 敏明	022-358-2310
1 8	(有)トミヤテック	落合松坂字内蔵之助 4 1	本田 啓記	022-344-1750
2 2	中島設備工業(株)	加美町城生字城生東 5	中嶋 剛毅	0229-63-3020
2 3	寺嶋建設工業(株)	大松沢字於在家屋敷 1 1	寺嶋 克美	022-359-3152
2 5	ウォーターワークス仙台(株)	吉岡南二丁目 2 8 - 1 4	高田 浩之	022-344-2781
2 9	エス・ケー・テー(株)	塩釜市袖野田町 2 1 番地 1 6 号	鈴木 賢一	022-364-8521
3 2	(有)総合設備センター	鹿島台木間塚字鴻ノ巣 4 0 - 3	小堤 康成	0229-56-2248
3 4	(株)エコー設備工業	白石市大鷹沢大町字稻荷山 1 4 9 - 1	高橋 敬	0224-26-3939
3 5	(有)明石設備工業	富谷市東向陽台 1 丁目 1 3 - 1 6	佐藤 勉	022-218-2029
3 7	(株)太陽工業	塩竈市花立町 2 1 - 1 6	赤間 竜樹	022-367-3678
4 0	(有)加藤鉄工所	多賀城市町前 2 - 4 - 2 5	加藤 則博	022-364-4551
4 1	(株)オイデック	三本木南谷地字熊野越 7 2 - 1	尾出 利男	0229-52-5100
4 3	(株)ケイテック	泉区東向陽台 3 丁目 1 8 番 8 号	菊地 敏夫	022-218-0961
4 7	(株)みちのく建設	宮床字下小路 2 4	大須賀 崇	022-346-2561
4 8	鈴木設備	加美町鳥屋ヶ崎字毘沙門 1 6 番地	鈴木 二夫	0229-67-6833
4 9	(有)星設備工業	七ヶ浜町菖蒲田浜字向山 6 5 - 1	星 勝正	022-357-2673
5 0	浅勝設備	大瓜字北新田 1 0 8	浅野 勝志	022-344-2339
5 2	(株)松清産業	宮城野区新田 5 丁目 6 - 2 4	松岡 清一	022-284-8679
5 3	仙台ガス水道工業(株)	宮城野区扇町五丁目 6 番 1 3 号	大宮 健	022-232-5881
5 4	(株)キクチ設備工事	古川大幡字道下東 4 2 - 3	菊地てつ子	0229-23-8545
5 8	(有)うちみ水道	松島町高城字町 1 6 3	内海 松巳	022-354-2710
5 9	石山工業(有)	加美町字中嶋中里南 7 0	石山 照八	0229-66-1480
6 3	(株)平設備興業	宮城野区扇町 7 丁目 1 番 3 0 号	佐藤 優昭	022-766-9177
6 5	(株)千葉設備	古川狐塚字天神浦 2 6 - 1	千葉 修	0229-28-1929
6 6	(有)菊池工業	鶴崎字大小寺 5 2	菊池 忠良	022-359-2773
6 8	(有)ムツミ設備	塩釜市字伊保石 3 9 0 - 1	星 敬太	022-365-7579
7 1	(有)昼八設備工業	栗原市築館字太田大西 5 7	晝八 金巳	0228-21-1405
7 7	(株)江陽工業	泉区向陽台四丁目 3 3 - 1 4	岩城 進	022-373-2222
8 0	(有)加新住設	多賀城市浮島字高原 110 - 2	加藤 新治	022-365-8623
8 3	協和クリエイト(株)	古川穂波四丁目 3 番 3 号	木村 智	0229-22-4800
8 4	中島風呂商会	加美郡加美町字雁原 1 4 8 - 1	中島 吉悦	0229-63-2709
8 5	志賀設備工業	美里町字志賀町一丁目 2 番地の 7	高橋 長光	0229-32-4883
8 6	東北興業(株)	登米市豊里町小口前 1 8 0 番地	及川 常雄	0225-76-4966

87	ビーバー工業(株)	東松島市牛網字下江戸原173番地の14	高橋 寛二	022-353-2747
88	(有)長谷川設備	塩釜市清水沢4丁目12-30	長谷川 正樹	022-361-7236
89	(有)サンテック工業	宮城野区鶴ヶ谷字北畑7番地の2	鈴木 勝信	022-388-1566
91	(有)古橋設備工業	泉区向陽台四丁目12-21	古橋 正義	022-372-3394
92	(有)スズキ住設	宮城野区中野字高松39番地	鈴木 勝	022-258-1082
93	(有)常楽設備	若林区霞目字谷風2-5	川島 和子	022-781-2553
95	(有)齋藤設備工業所	松島町磯崎字長田80-9	齋藤 寛	022-354-4376
96	(株)ウォータープランニング	多賀城市下馬2-1-15	早坂 幸治	022-363-8747
97	(株)草富設備	古川新田字旭57-1	草刈 勉	0229-36-1810
98	(株)クラシアン	横浜市港北区新横浜1丁目2番地1	鈴木 一也	0120-24-8919
99	協業組合アクアネット	古川桜ノ目字新高谷地526	佐藤 政志	0229-28-3734
100	小林設備	東成田字山神沢25	小林 和則	022-359-3007
101	本山振興(株)	青葉区昭和町6-10	本山 耕三	022-234-6221
102	(有)電工センター	石巻市丸井戸一丁目3番1号	木村 栄一	0225-95-7251
103	(株)藤設備	富谷市成田七丁目30-3	佐藤 茂	022-346-6411
104	(株)共振	古川千手寺町一丁目5番33号	菅野 道明	0229-22-1967
105	(有)シーイー・カミオン	泉区歩坂町71-30-C	大友 清	022-773-6801
106	(有)ケー・イー・アイ	美里町二郷字甚助2号60番地	石垣 正巳	0229-59-1680
107	みどり工業(株)	鹿島台木間塚字築道16-5	伊藤 晴征	0229-25-7222
108	シブヤ設備	羽生字中斎47-8	澁谷 聡	022-359-4530
109	(株)アクレフ	登米市南方町雷110	可野 隆夫	0220-58-2232
110	(株)サンユウ	登米市中田町石森字本町100	菊田 政幸	0220-44-4544
111	(有)佐藤住設工業	塩竈市松陽台二丁目13-2	佐藤 昌幸	022-366-0059
112	(株)マルワ工業	塩竈市赤坂12番21号	留守 勝夫	022-366-3488
113	(株)村上工業	塩竈市杉の入一丁目21-8	村上 正之	022-364-7304
114	(株)東海商事	太白区四郎丸字田中30-31	東海林 志発	022-242-2994
115	都管理(株)	若林区霞目二丁目20-35	阿部 俊之	022-781-0231
117	(株)アーク	青葉区本町3丁目2番3号 ダンブランシュBLD	鈴木 郁夫	022-267-5758
118	(株)馬淵工業所	太白区郡山四丁目10番2号	小野 寿光	022-247-0181
119	(株)玉虫商会	古川休塚字要害1番地	玉蟲 弘毅	0229-28-2758
120	(株)興明設備	宮城野区白鳥2丁目28-19	笹谷 長喜	022-258-2868
121	(株)ライフサポート	東京都渋谷区大山町45-18	田辺 功	03-5778-4547
122	(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8番8号	大垣内 剛	082-502-6644
123	(株)青木設備	若林区今泉2丁目3-38	青木 勇治	022-289-6559
124	(株)アクアテック	若林区荒井2丁目18-6	丸山 泰志	022-762-8632
125	トータル設備	古川桜ノ目字飯塚14番地2	福地 桂司	0229-29-9261
126	(有)明和設備工業	仙台市泉区七北田字大沢向原38番地	神田 和隆	022-373-2245
127	(株)シンエイ	大阪市中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F	木原 朗広	06-6944-7797
128	(株)タカオカ工業	仙台市青葉区中山6丁目14番22号	岡和田政幸	022-349-5904
129	藤倉設備工業(株)	仙台市青葉区中山4丁目13番1号	扇 俊介	022-279-1090
130	(株)ミヤマ・コーケン	古川小野字中蝦沢139-86	高橋 健介	022-349-5904
131	(有)幸伸住設	仙台市若林区蒲町東6-1-408	大友 幸子	022-279-1090
132	(株)仲村設備	古川大宮6丁目10-48	仲村 克巳	0229-25-9554
133	(株)仙北設備工事	古川大宮八丁目6-16	高橋 伸嘉	0229-23-6674
134	(株)アベ設備工業	名取市高館吉田字東内館46番地の2	阿部 勉	022-738-8102
135	(株)北栄工業所	仙台市青葉区国見三丁目3番17号	大泉 淳子	022-271-7259
136	craft(株)	仙台市宮城野区岩切字稲荷西95番	佐藤 勝	022-255-2350
137	宮水	大和町吉岡天皇寺東4番地の11	高橋 勝康	022-345-3831
138	(有)正友設備	仙台市若林区大和町5丁目5-28	引地 正史	022-290-6636

資料 8 - 2 排水設備等指定工事店一覧

(令和 4 年 3 月現在)

指定工事 店番号	指 定 工 事 店 名	所 在 地	代 表 者 名	電 話 番 号
2	(株)小野建設	黒川郡大郷町川内字長福寺山 59-11	小野隆	022-359-2845
3	(株)大郷建設	黒川郡大郷町粕川字大檀原 40	伊藤新一	022-359-2308
5	寺嶋建設工業(株)	黒川郡大郷町大松沢字於在家屋敷 11	寺嶋諭	022-359-3152
14	(有)熊谷産業	黒川郡大郷町石原字下り松 13-1	熊谷肇	022-359-3362
15	石川電気商会	黒川郡大郷町大松沢字畑ノ中 18-4	石川浩信	022-359-2053
16	(有)栄設備工業	黒川郡富谷町二ノ関字相良 15-1	大友敏明	022-358-2310
19	(有)村山組	黒川郡大郷町不来内字横沢 15	村山壽弘	022-359-3823
20	(有)佐藤風呂店	黒川郡大和町吉田字新瘤屋敷 55-1	佐藤強	022-345-2473
22	(有)美和工業	宮城郡松島町手樽字鶴ノ島 1	樋口富雄	022-354-3149
23	高橋工業(株)	多賀城市桜木 2 丁目 2-10	高橋淳	022-365-6171
24	(有)会津設備工業	黒川郡富谷町富谷字西沢 76-8	会津清一	022-358-2115
27	A i ホームサービスたかはし	黒川郡大郷町鶉崎字原 45-2	高橋正	022-359-4661
29	エス・ケーテー(株)	塩釜市袖野田町 21-16	鈴木賢一	022-364-8521
30	(有)総合設備センター	大崎市鹿島台木間塚字鴻ノ巣 40-3	小堤康成	0229-56-2248
31	ウォーターワークス仙台(株)	黒川郡大和町吉岡南 2 丁目 28-14	高田浩之	022-344-2781
33	(有)明石設備工業	黒川郡富谷町東向陽台 1 丁目 13-16	佐藤勉	022-218-2029
34	大和設備工業(株)	黒川郡大和町吉岡字上道下 44	佐藤利光	022-345-0513
37	(有)菊池タイル商会	黒川郡大郷町鶉崎字大小寺 52	菊池忠雄	022-359-2773
42	(株)ケイテック	黒川郡富谷町明石台 2 丁目 8-13	菊地敏夫	022-351-2516
45	(株)みちのく建設	黒川郡大和町宮床字下小路 24	大須賀崇	022-346-2561
46	(有)星設備工業	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字向山 65-1	星勝正	022-357-2673
48	(有)三峰機工	大崎市三本木字南町 75	早坂吉彦	0229-52-3229
49	(株)松清産業	仙台市宮城野区新田 5 丁目 6-24	松岡清一	022-284-8679
50	(有)トミヤテック	黒川郡大和町落合松坂字内蔵之助 41	本田啓記	022-344-1750
51	(有)高橋工務店	黒川郡大衡村大衡字河原 57-8	高橋昭郎	022-345-2079
52-1	環境設備工業(株)	仙台市宮城野区日ノ出町 1 丁目 7-21	増澤一	022-236-1271
53	(有)うちみ水道	宮城郡松島町高城字町 163	内海松巳	022-354-2710
54	(有)北生設備工業所	仙台市泉区鶴が丘 1 丁目 9-1	鎌田政幸	022-372-6816
56	(株)キクチ設備工事	大崎市古川大幡字道下東 42-3	菊地てつ子	0229-23-8545
57-1	(株)平設備興業	仙台市宮城野区扇町 7 丁目 1 番 30 号	鹿野恭平	022-766-9177
58	石山工業	加美郡加美町字中嶋中里南 70	石山照八	0229-67-6240
63	(有)昼八設備工業	栗原市築館字太田大西 57	晝八金巳	0228-21-1405
65	(有)鎌田建設工業	黒川郡大郷町粕川字新砂河原 214	鎌田佳寿	022-359-3037
66	(株)鷹翔	仙台市宮城野区岩切字鴻巣 13-1	山根徳光	022-255-1076
67	阿部工業所	黒川郡富谷町志戸田字宮前 5	阿部勲	022-358-0032
69	(株)馬淵工業所	仙台市太白区郡山 4 丁目 10-2	小野寿光	022-247-0181
70	(株)千葉設備	大崎市古川狐塚字天神浦 26-1	千葉修	0229-28-1929

71	中島風呂商会	加美郡加美町字雁原 148-1	中島吉悦	0229-63-2709
73	中島設備工業(株)	加美郡加美町城生字城生東 5	中嶋剛毅	0229-63-3020
74	(有)長谷川設備	塩釜市清水沢 4 丁目 12-30	長谷川正樹	022-361-7236
76	(有)門間建設	黒川郡大郷町川内字下実成 13	門間一郎	022-359-3507
77	浅勝設備	黒川郡大衡村大瓜字北新田 108	浅野勝志	022-344-2339
78	(有)古橋設備工業	仙台市泉区向陽台四丁目 12-21	古橋敦子	022-372-3394
80	(株)オイデック	大崎市三本木南谷地字熊野越 72-1	尾出利男	0229-52-5100
82	(株)江陽工業	仙台市泉区向陽台四丁目 33-14	岩城進	022-373-2222
83	アックス草刈設備(株)	大崎市古川福浦字道ノ上 103-1	草刈宗生	0229-22-2105
84	(株)ウォータープランニング	多賀城市下馬 2-1-15	早坂幸治	022-363-8747
85	(株)草富設備	大崎市古川新田字旭 57-1	草刈正雄	0229-36-1810
86	(有)加新住設	塩竈市袖野田町 21-8	加藤新治	022-365-8623
87-1	(有)加藤鉄工所	多賀城市町前 2-4-25	加藤則博	022-364-4551
88	協業組合アクアネット	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 526	佐藤政志	0229-28-3734
89	小林設備	黒川郡大郷町東成田字山神沢 25	小林和則	022-359-3007
90	(有)斎藤設備工業所	宮城県松島町磯崎字長田 80 番地の 9	斎藤寛	022-354-4376
91	本山振興(株)	仙台市青葉区昭和町 6-10	本山耕三	022-234-6221
92	(株)藤設備	黒川郡富谷町成田七丁目 22-10	佐藤茂	022-351-5815
93	(有)シーイー・カミオン	仙台市泉区歩坂町 71-30-C	大友清	022-773-6801
94	みどり工業(株)	大崎市鹿島台木間塚字築道 16-5	伊藤晴征	0229-25-7222
95	(有)ケー・イー・アイ	遠田郡美里町二郷字蔵人主沖名 1-5-4	石垣正巳	0229-59-1680
96	シブヤ設備	黒川郡大郷町羽生字中斎 47-8	澁谷聡	022-359-4530
97	(株)アクレフ	登米市南方町雷 110	可野隆夫	0220-58-2232
98	(株)太陽工業	塩竈市花立町 21-16	赤間竜樹	022-367-3678
99	(株)サンユウ	登米市中田町石森字本町 100	菊田政幸	0220-44-4544
100	(有)佐藤住設工業	塩竈市松陽台二丁目 13-2	佐藤昌幸	022-366-0059
101	(有)常楽設備	仙台市若林区霞目字谷風 2-5	川島和子	022-781-2553

資料 8-3 自衛隊災害派遣要請（依頼、撤収）様式

<別紙様式 1 >

第 号

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

大郷町長



自衛隊の派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり部隊の派遣方を要請します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 参考となるべき事項	

<別紙様式 2 >

第 号

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

大郷町長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

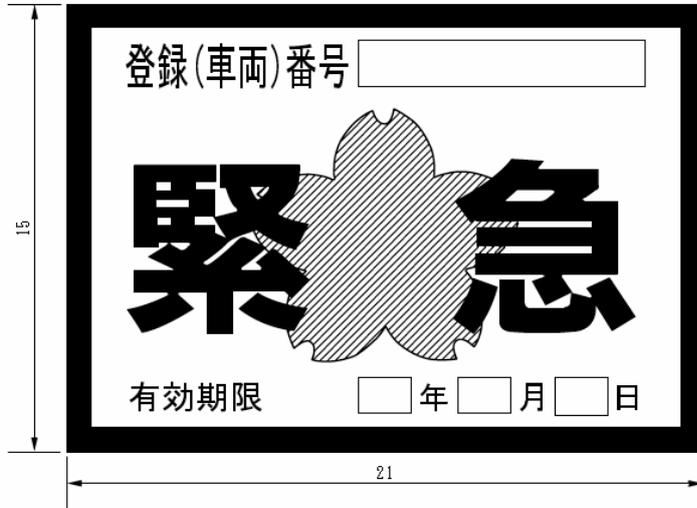
1 撤収事由

2 撤収時期 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行規則第6条第1号の別記様式第3「標章」



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

災害対策基本法施行規則第6条2号の別記様式第4「証明書」

第	号	年	月	日
緊急通行車両確認証明書				
公安委員会 印				
番号標に表示されている番号				
輸送人員または品名				
使用者	住所	() 局		
	氏名			
輸送日時				
輸送経路		出発地	目的地	
備考				

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

[9 関係条例等]

資料 9-1 災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和 49 年 9 月 17 日〕
〔 条 例 第 20 号 〕

改正 昭和 55 年 6 月 30 日条例第 14 号

昭和 58 年 6 月 4 日条例第 18 号

昭和 62 年 3 月 11 日条例第 6 号

注 昭和 62 年 3 月から改正経過を注記した。

平成 14 年 3 月 8 日条例第 13 号

平成 23 年 5 月 17 日条例第 19 号

平成 23 年 8 月 17 日条例第 21 号

平成 31 年条例第 5 号

令和元年条例第 20 号

令和 3 年条例第 4 号

注 昭和 62 年 3 月から改正経過を注記した。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行いもって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 23 条例 21 ・ 平 31 条例 5 ・ 一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、5,000,000円とし、その他の場合にあっては、2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(平 14 条例 13 ・ 一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対して災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、2,500,000 円とし、その他の場合にあっては、1,250,000 円とする。

(平 14 条例 13・一部改正)

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付けの限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000 円
- イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 2,500,000 円
- ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円
- エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 1,500,000 円
- イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000 円
- エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 3,500,000 円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(昭 62 条例 6・平 14 条例 13・一部改正)

(保証人及び利率)

- 第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(平 31 条例 5・全改)

(償還等)

- 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一部償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(平 31 条例 5・令元条例 20・一部改正)

(規則への委任)

- 第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(令 3 条例 4 ・ 追加)

(支給審査委員会の設置)

第 17 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、大郷町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「支給審査委員会」という。)を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(令 3 条例 4 ・ 追加)

附 則

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

(平 23 条例 19 ・ 旧附則 ・ 一部改正)

第 2 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項の規定の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法律第 14 条第 1 項の規定によるものとする。

(平 23 条例 19 ・ 追加、平 31 条例 5 ・ 令 3 条例 4 ・ 一部改正)

附 則(昭和 55 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 14 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則(平成 23 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年大郷町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略